

平成19年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年3月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成19年3月14日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成19年3月14日 午後5時43分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出			
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	杉崎 士郎	商工観光課長(本庁)	
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	岸川 久一
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	中島 直宏
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	
	市民税務課長(本庁)		下水道課長	江口 幸一郎
保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	飯田 邦芳
	書記	太田 長寿		

平成19年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年3月14日(水)

本会議第4日目

午前10時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	太田重喜	1. 茶業問題について 2. 獣被害対策について 3. 大木の保護 4. 学校給食
2	山田伊佐男	1. 政治の浄化について 2. 入札制度等の見直しについて 3. 嘱託・臨時職員の取り扱い等について 4. 地域新エネルギービジョンについて 5. 教育問題について
3	野副道夫	1. 減少し続けている人口に歯止めをする必要があるが、その対策は 2. 地域ぐるみの子育てというが一過性のもとなっていないか また、美言に隠れて全体のものになっていないのではないか
4	芦塚典子	1. 子育て支援事業について
5	西村信夫	1. 環境対策事業について 2. 九州新幹線西九州ルートについて 3. 新教育長の教育行政について 4. 農業集落排水事業について

午前10時 開議

議長(山口 要君)

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。また、傍聴者の方には早朝よりの傍聴、まことにありがとうございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 . 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。12番太田重喜議員の発言を許します。

12番（太田重喜君）

おはようございます。12番議員の太田重喜です。議長のお許しを得ましたので、質問を行います。傍聴の皆さん、連日早朝より御苦労でございます。ありがとうございます。

通告書の順番によって質問いたしますが、最初に茶業問題についてお尋ねします。

まず、リーディング事業の茶業研修センターについてお尋ねします。

何のためにこの茶業センターをつくられるのかを、いま一度明確にお示し願いたいという考えからの質問でございます。

18年12月議会の文化遺産としての茶業関連機器の保存展示についての質問の答弁書では、これは市長答弁書を後日いただいた分でございますが、「茶業の発達とともに製茶方法も変遷し、それに合わせて製茶機械も大きく変化してまいりました。現在ではコンピューターを内蔵した機械として加工技術の進歩や生産性の高い方法として評価されています。茶業の歴史を知る上では、時々の機械を収集し展示することが重要ですが、古い機械が散逸しているのは事実であると認識しております。ただ、保存展示となると、歴史的価値のある機械の把握や保管スペースの問題がありますので、茶業研修施設の建設後に資料館の建設とあわせて検討したいと思っております」とありました。

この答弁を聞けば、茶業センターと併設しての茶業資料館の設置かともうかがえますが、今回提案された場所で、その規模にもよりますが、果たしてその用地の確保ができるのか。この茶業に関する資料館については、嬉野町時代から再三にわたり議会でも質問してまいったわけですが、いつの間にか研修施設の話となったと感じられ、地域産業で特産である茶業の振興と観光資源としての施設をとの提言から大きく離れてきたと思われるのです。何事も温故知新と申しますが、これまでの歩みを知り、新たな技術開発の刷新を取り組まねばなりません。それを忘れて立ちおくれしてしまうのです。

また、各種の施設がばらばらの場所での施設では、利用者や視察、あるいは観光の方々の利便性が薄れ、利用されにくい施設となると思われます。今回の平成の合併で生まれた多くの行政施設の分散化による事務の非効率化と、市民の利便性の低下に見られる不満の声を知らねばなりません。これには、きょうまでずっと連載されていた「夕張破綻」からこっこの毎日新聞の特集記事も読めば、さらにはっきりわかるものと思います。もし提案の場所、いわゆる嬉野町の上岩屋の日守地区、JAの米の低温倉庫の裏に茶業センターがつけられたら、それ以上のものをつくるスペースもなさそうな場所であり、何か隠れた場所にある施設との感がすると思われるのです。さらに、今からあそこの場所に来年度に向けてつくるということであれば、あの場所は農振地の中でございます。農振除外をやって農地転用をやってつくるということで、時間的余裕も果たしてあそこであるのかなという感じがするわけです。

次に、これまでは運営は直営とお聞きしてまいりましたが、行政のスリム化を言いながら、どのような運営、管理をお考えか、お知らせ願いたいと思うんです。

先日の政務調査で訪れた四国、土佐清水市では、市の持つ財団法人の国民宿舎の支配人は全国公募で求められ、大変な反響の中で人材を得られ、現在はきちんと業績を上げられていることを知りました。広く大きな視野での人材を求め、新たな視点での茶業センターの運営管理を求めるべきと思いますが、これにつきまして市長の見解を求めたいと思います。

この後の質問は質問席からお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

12番太田重喜議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

茶業研修所についてということでございます。長年、多くの方々から要望されてまいりました茶業研修所につきましては、委員会を設置していただき御検討をいただいたところでございます。現在の嬉野市内では嬉野地区、塩田地区に茶畑が点在し、茶農家のそれぞれが稼業として引き継いだ手法により製造されてまいりました。しかしながら、生産履歴の普及に見られますように、嬉野茶としての統一したブランドによる拡大を図るためには一定の技術の水準が求められます。

また、市民が市を代表する産業を施設内で学ぶことにより交流が活性化され、観光施設の一つとしても将来的な整備拠点の一つとしても考えていければと期待をしているところでございます。

施設の内容についてでございますが、場所につきましては今後嬉野市全体の産業振興の拠点となればと期待しておりますので、茶発祥地が理解できる不動山地区の入り口で、また近年、茶産業が拡大しています岩屋川内地区の入り口であり、将来の観光施設としてのことも見込み、岩屋川内地区の入り口を予定しているところでございます。敷地につきましては、最初の取り組みといたしましては20アール程度を予定しているところでございます。運営につきましては、当面は直営で行うことと考えています。また管理者につきましては、以前から茶業振興室の体制について技術者による指導を要望されてまいりましたので、考慮いたしまして、茶業振興室の充実を考慮しながら決定したいと思っております。

以上で太田重喜議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

確かにあの場所は不動山にも近いと思いますが、直営でやる茶業振興室の充実を図るといふふうなことでございますが、先ほど申しましたように、あそこにあの施設をぽつんとつ

くったときに、果たしてどのくらいのランニングコストがかかるのか。恐らく試算はされていると思いますが、大体どのくらいの、施設をつくるのはつくっても、後の運営経費の面で、私はあそこの場所よりも、勝手でございますが、場所を言えば、JAの大型製茶工場の近くか、あるいは流通センターのそばの空き地か、一番いいと思うのは茶業試験場内であろうかと思うわけでございます。そうせにゃ、どうしても運営費が大きくなり、私も茶生産者の一人でございます。そういう観点から申しますと、お茶のためにこれだけ毎年毎年多くの金を投入せにゃならんのかという一般市民からの批判の声が出るのを懸念するわけでございます。確かにありがたいことでございます、こういう施設をつくっていただくのは。しかしながら、これがただ単に品評会のお茶をつくるためだけの施設という感覚でだったら、あそこの場所で十分だろうと思うわけでございますが、観光資源とし、あるいは研修施設として活用するときに、あそこにその施設をぽつんとつくったのがそんなに大事なのかと。先ほど申しましたように、あそこの場所は、道一方の方だったら農振除外地であるわけですが、あの場所は農振地でもあります。その点も加味された上での決定なのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

委員会でも場所につきましては数力所挙げて御検討をいただいたところでございます。そういう中で、さまざまな御意見が出てまいりましたけれども、先ほど当面と申し上げましたけれども、私が現在考えているところにつきましては、将来総合的な施設整備ができればというふうに考えておるところでございます。今後地権者の方に御了解いただければ、年次を決めて拡大をさせていただきたいというふうに希望を持っておるところでございます。これはまた地権者の方のいろんな御意見もあられますので、順調に行くとは考えておりませんが、ぜひこれからの嬉野市の将来のことを考えて御理解をいただければというふうに考えております。

まず一つの施設として、茶業の生産者の方が集っていただき、嬉野、塩田地区全体の産業振興のことを考えていただく、そういう施設をまずつくっていきたいというふうに考えておるところでございます。将来的には、以前もお答え申しておりましたが、現在いろんな方から御寄附等もいただいております民具等の展示とか、また観光のお客様が集っていただけるような、そういう施設もつくっていきたいと考えております。

なぜあそこを選んで決定されたことについて私が賛成をしたかと申し上げますと、先ほど申し上げましたように、一つのお茶の歴史的な背景ということ、また、これからの嬉野市の全体の産業の配置ということを考えていったときに、私は最適の地を選んでいただいたとい

うふうに考えておるところでございますので、そういう点で地権者の方の御理解をこれからいただいてまいりたいなというふうに思っておるところでございます。

まだ農振除外等の課題もありますので、そこは専門的に担当部署で対応してお願いをしていくというふうに考えておるところでございます。そういうことで、議員御発言のように、当面は1カ所の整備になるわけでございますけども、総合的な形を考えていけば、私は場所としては適地ではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「ランニングコストについては」と呼ぶ者あり）

お答え申し上げます。ランニングコストにつきましては、当面は直営でということでお話申し上げましたように、私どもの茶業振興室の経費的な形で今組んでいるわけでございますが、その程度で一応まずスタートさせたいというふうに考えております。

そして稼働時期につきましては、別途、実質のコストがかかろうと思えますけれども、それはそれで御負担をお願いするという形になっていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

それでは現在、最近の品評会に出品の点数と、予想される利用者といえますか、出品茶加工者の人数、それに利用料金、1点当たり、または生葉1キロ当たりどのくらいを想定されておりますか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

18年度に茶の共進会に出品されました点数等につきましては、（「出品総数でいいです」と呼ぶ者あり）ここに入賞点数は控えておりますが、（「出品点数」と呼ぶ者あり）出品点数についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、出品点数につきましては、入賞につきましては、県の共進会に6点ですね、また別に釜炒り茶で3点、それと茶園共進会に3点ということで出品いただいております。

出品総点数につきましては今資料を持ち合わせておりませんが、相当数あったかと思いますが、茶の研修施設の今後の利用につきましては、もちろん出品点数をふやすことも望んでおりますし、また茶の研修施設の運営につきましては、現在検討委員会の中でも有効活用につきましては、どういうふうな活用をしていくのか、年間を通じてどのような意義のある利用の仕方をしていくのか、現在委員会等につきましても皆様方の御意見を聞いておりますので、年間を通じて利用ができるようにしてまいりたいと思います。

それと、この茶業施設の使用料ということでございますが、まだ加工茶に対する使用料等についての具体的な検討にまでは入っておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

最近の出品点数もはっきりつかんでいない、利用見込みも立てていない、加工料金も設定していない、それでよう提案できるね。これについて市長どう思いますか、これでいいと思いますか。その点だけまず伺います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の研修所につきましては、私も以前から考えておったところでございまして、そういう点で委員会の方もいろんな御意見をいただいて、今資料を持ち合わせておりませんけれども、出品点数等の課題も考えながら検討してきたところでございます。

歴史的なことをお話し申し上げますと、以前から嬉野の茶業の本当の振興がとられてなかったという御意見がいろいろあったわけでございまして、特に現在の70代の茶業の経営者の方からお聞きをいたしますところ、当初の第1回目の全国お茶まつりがあったわけでございますが、非常に熱心に取り組みをされて、この嬉野のお茶というのが全国的に名前を売ることができたということでございました。しかし、その後、行政、団体ともにそれにあぐらをかいたというふうなことがありまして、一番大切な茶業大会以降の20年間について本当に振興策がとられてなかったというふうなことをずっと聞いてきたわけでございまして、そういう中で、じゃ何が必要なのかということを考えたときに、私の責任といたしまして、今回、議員御承知のように、いろんな若い後継者の方が今茶業の後継者として帰ってきていただいているわけでございまして、そういう人の熱意を何とか無にしないで、これから10年、20年後に嬉野で頑張っていてよかったと、お茶をつくってよかったと、そういう方々が集っていただき、将来の嬉野茶の形というものをつくっていただく施設として、ぜひつくりたいというふうに考えておるところでございます。

今お話のランニングコストとか、そういうことにつきましては現在の一応の形ができておりますので、おのずから必要経費等については積算できるというふうに考えておるところでございまして、できるだけ効率的な運営については委員会でも話が出ておりますので、そこらを踏まえながらしっかりやってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

先ほど品評会の出品点数についてお尋ねがありましたが、資料が手元にございましたのでお答えいたします。

18年度に全国の茶品評会に出点されたのが、これが蒸し製の玉緑茶で14点出品、それと釜炒り茶の玉緑茶で全国に9点出品でございます。それとは別に佐賀県での共進会に出品された点数でございますが、蒸し製玉緑茶で18件、釜炒り製玉緑茶で16件、また別に茶園の部ということで5件が出点をされております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

全国と県とは重複していないんですか、重複しているでしょう。出品点数を聞いているんだから、きちんと答えてくださいよ。総点数幾らという形で。そうじゃなくちゃ数字出てこんでしようが。いいです。

例えば、現在、4月1日の茶ミットを目指して一生懸命頑張っている茶業青年会の連中に、どうなんだという質問をしました。こういう施設が全部にはございません、その活動家の方々ですけど。そがんとのでくっですかと、そこで加工するねと聞きますときに、そこで加工して、いろんな答えがありますよね。そこで加工してするのが本当でしょうか、自分の工場でするのが本当じゃないでしょうかと、当たり前のことを言う人が半数以上なんですよ。いいですか。

後で聞きますけど、機種は何なのかということもお尋ねするわけですけど、自分の今持っている製茶機械で、自分の工場で作って出すのが当たり前だろうと、若い者はそういうふうによく考えております。そういうものに対してどういうふうなお答えをなされるのか。いや、ここでつくってくれと言うのか。確かに私も、先ほど市長の答弁がございました。第1回、初めて嬉野で開催された当時には、ばかみたいに一生懸命、品評会のお茶の生産に入っておりました。その当時に一生懸命やっておったメンバーで、今でも一生懸命やっているのが何人いるかと、お聞きしたいと思います。私は残念ながら全品には入賞しませんでした。九州の品評会までしか入賞しておりません。しかし、その当時、全品に入賞した方々も、今でも一生懸命やっておられますか。全品で入賞しても生産農家には全然利益にならんです。私が入り組んでいた当時に、1点つくるのに大体1反歩の茶園を必要としました。年間500千円の経費をかけておりました。その当時は当然、自然仕立ての手づみです。そういう売上げがどのくらいあったとお考えですか。絶対引き合わんのです、農家にとっては。それが

全品の実態です。九州品評会も同じです。それに名前が上がったと喜んでおっても、農家経済には全く影響がございません。

ですから、そういうをつくるんだったら、観光施設の観点が非常に大きいわけです。それをあそこにぽつんとつくるということについて大きな疑義を持つわけですが、この点について話しよっても時間だけ食っていくものと思いますので、次に移ります、とりあえず場所については、そこしかつくる場所がないというお考えだということをお聞きして、それでよございませぬ。違うということであつたら後で訂正してください。私、今聞きよるところでは、あの場所しか適地がないという考えみたいに感じられますので、後で訂正があれば別ですけど、この問題はここで終わらして、蒸し製玉緑茶の機械のメーカー、型式、釜炒り製の機械のメーカー、型式、これについてお示し願いたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

場所のことにつきましては、先ほど申し上げましたように、委員会でそれぞれ御検討いただいて慎重に決定をしていただいたということでございますので、現在考えております岩屋川内入り口の場所をお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、議員御発言の全品のことでございますけれども、私も非常に憂慮をしております。実は、私どもがまだ研究をしていないところでございますが、第1回目に御努力いただいた方につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、非常に御苦労されておられるというふうに思っております。また、私になりましてからも全国品評会を嬉野で開催をしたわけですが、そのときには本当にいろんな方をお願いをしまして、100点以上の出品をしていただいたというふうに考えております。それから1年、2年たちますと、やはり現在の工場では出品用のお茶をつくっていくということにつきましては大きな負担になっているということがございまして、私も基本的には、品評会でございますので、いわゆる自社の工場の中でつくって出させていただくと。それは当然守っていただけるんじゃないかなと思いますけれども、どうしても機械の大型化というふうな中で、特別にやりにくいということになりますと、この品評会、研修所のものも利用させていただいて結構でございますし、また、業界全体のレベルの向上ということを目指してつくるわけでございますので、そこで学んでいただければというふうに考えておるところでございます。

そして今回、このことをぜひと私が考えておりますのは、今、茶業界の動きといたしましては、いわゆる不二家の食品の問題でもそうでございますが、工場管理ということについては非常に厳しくなっております。これは議員御存じのとおりだと思います。そういうことで、現在はできておりますけれども、例えば、数年後に1カ所の工場に集まってみんなで

努力していこうというふうなことが本当にできていくのかという心配がございまして、やはり製造者の方が完全に隔離された状況の中で、安全な中でつくっていかれるというふうな工場に、このお茶工場も変わっていくというふうを考えておりまして、ですからそういう点では、この研修所をつくって、そして、だれでもが立ち入ることができるところで勉強をしていくということがこれからの茶工場の技術向上には必要ではないかなと、そういう観点を私は持っておるところでございます。

今はそれぞれの茶工場に立ち寄らせていただいて勉強もしておられますけど、将来はそういうことはできなくなるんじゃないかなと。その生産者の責任というのが非常に大きくなってくるわけでございますので、そういうことを踏まえますと、品評会は別にしましても、研修センターというのは必要だろうというふう考えておるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それと、今のお尋ねのいわゆる機械とか、そういうものでございますが、現在大体のスペース的なレイアウトはわかっておるわけでございますが、メーカーについてはまだ決定しておりませんので、今後、議会で御承認いただいた後に検討をしていくということになると思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

確かにPL法関係その他で製造物責任ということで、非常にいろんな問題があります。私のところも先月の20日に東京の方からお見えになったところでは、確かにおたくのお茶は分析しても大丈夫だったんですけど、今後のことということで、その辺を再三御注意を受けたわけでございます。そういう中で、品評会のお茶を1カ所に集めてということをやるときに器具というのは非常に大きいものがあると思います。その点も踏まえた上での検討だったろうと思いますが、その委員会がそんなに権利があるんですかね。あそこの場所でそれだけやって、先々の展望まで読めるようなすばらしい人たちがばかり委員会のメンバーはおられると思うんですけど、そこに何もかも丸投げして決定をゆだねていいものでしょうか。

その点の問題と、あわせてこれはお願いですが、私の友人の静岡の方々も、今釜炒り茶の研究が非常に盛んでございますが、おたくで何とか森式のいり葉機の中古を手に入れてくれんかという要望ばかりでございます。釜炒り茶ということで、静岡で一生懸命になって研究しているメンバーも、みんな森式、森式と言うんです。その点も御考慮しておいてほしいなと。現在、森式は新しい機械はつくっておらんわけでございますが、特注だったらできると思います。本当に必要だったら特注でもかけて、森式のいり葉機の方がよくはないかと。より本来の。釜炒り茶の風味、味が出るんじゃないかと、かように思いますので、この点をお

願いしておきます。

それでは質問を変えます。通告書 の方のリーフのお茶の消費拡大策についてお尋ねをしていきます。

ペットボトルの飲用茶の普及により、リーフ茶の消費が非常に減っております。リーフのお茶より伸びているんだという声が非常に懸念されているわけですが、飲料メーカーの原料茶の確保のための大規模茶園の開設の話も同じように、しばしば耳にするわけですが、最初は宮崎で、大分でもしかり、長崎でもしかりと。佐賀県でもどうだろうかという話もあったというふうなことも聞いております。茶産地としてこの嬉野が生き残っていくために、生産者、また茶商工業者の立場からは、何とかドリンク用の茶じゃなくて、リーフのお茶の利用拡大が望まれるところでございます。

ところが、この市内でも各種の会合や会議の席でも、最近ではペットボトルのお茶がよく利用されております。先日も、せっかく農協会館であった会でもペットボトルのお茶が出されておりました。2月24日に東京で開催された現代喫茶人の会のセミナーの中で、日本女子大の教授の話では、大半の学生はふるさとの実家から茶の葉も茶器も送ってもらっていながらも、寮やアパート、あるいは下宿でもペットボトルのお茶ばかり飲んでいるんだと。めったにリーフのお茶を入れて飲む機会がないということでありました。何しろ東京23区内では、まな板も包丁もない家庭が既に半数以上だということをお聞きしております。

しかしながら、このリーフのお茶を入れて来客に出す、自分が飲む、特に来客にいわゆるもてなしの心というものの中で、お茶は入れようでどういうふうな味にもなります。これを真心込めて入れれば、多少難のあるお茶でも立派に飲めることを私は知っていますし、皆さん方も御存じだろうと思います。そういう中から、日本の文化として、さらに煎茶では、この市内の塩田町の方にも日本煎茶道の始祖である売茶翁の父上の墓が現存しているということもお聞きしますし、この地元嬉野でリーフのお茶をどうしてふやしていくかということを考えねばならんと思うんです。

ところで、市内の集会施設、公共施設が中心ですが、リーフのお茶を使用するに適した場所は非常に少のうございます。以前も嬉野町議会でも申し上げましたが、みゆき公園の記念館の湯沸かし場、あるいは公会堂の湯沸かし場、文化センターの湯沸かし場等々、どこでも湯沸かし場が非常に狭うございます。恐らく20人以上の会合の席でお茶を出すには大変なんです。湯を沸かすのにも非常に不便だし、茶器の後始末で洗うことも不便、さらに茶殻の始末も、どの会場も茶殻は別に自分がビニール袋に入れて持って帰らにゃならんような格好しておるわけです。ぜひともどの会場でもお茶ぐらい沸かして飲みやすい施設に改造をお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

リーフ茶の拡大についてということにつきましては私も全く同感でございまして、特に今後の茶業の将来の課題としても、最も大切なことであるというふうに理解をいたしております。そのようなことでございますので、日本茶業会におかれましても、嬉野でも実施をいたしましたけれども、それぞれの大会でリーフを使ったお茶の消費拡大ということを訴えていこうということで確認をしておるところでございます。

また数年前から、組織的には日本茶インストラクターの認証制度というのをつくられたわけございまして、これはすなわちリーフ茶の拡大について、本当に資格を持った方が文化として伝えていこうということで、嬉野地区でも資格を取った方がいらっしゃいます。私もそういう方をお願いいたしまして、学校等、また職場、私どもの旅館関係の方にもリーフを使ったお茶の入れ方ということで今活動をいただいておりますので、ぜひとも成果を上げていきたいというふうに考えております。

それで、このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、全国の組織でもさまざまな議論を得ているということでございます。最終的にまとまりまして、今打ち出しておられますのが、議員と全く同じでございますが、「急須のある家庭を」というキャッチフレーズをつくって、今キャンペーンをさせていただいております。ペットボトルということになりますと茶葉は必要じゃないわけでございますけれども、やはり急須を使う文化というのをちゃんと残していこうということで、非常にいいキャンペーンが始まったと。既にポスター等もできて、お茶の専門店等にも張ってあるところでございまして、私もその運動をぜひとも広げていければというふうに思っております。このことがお茶の消費拡大のかぎになるというふうに思っております。

そうすることで、実は私どもの肥前吉田焼というものにつきまして、急須、土瓶の産地として全国でもしっかりと歴史を築いていただいておりますので、この全国の「急須のある家庭を」というキャンペーンに合わせて、ぜひ嬉野としてもそのような急須で飲むお茶ということを再度キャンペーンしていきたいというふうに思っております。

そうすることで、必要になるのは議員御発言のように、やはりお茶を沸かす施設、また茶殻を処理する方法というようなことが今おそれかになっているわけでございますので、そのらのこともあわせて検討できればというふうに思っております。

そうすることで、とにかく全国の組織が「急須のある家庭を」ということでキャンペーンを始めておられますので、私たちもそれにあわせて努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

市内の公共施設での先ほど申し上げましたような湯沸かし場の拡充、あるいは洗い場、そして今市長も申されました茶器等について、どういうふうを考えられますか。今のままでいきますか、それとも何とか検討しますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど御指摘いただいた箇所については、ガスの湯沸かし器という形で設置ができておりますので、利用はできておるといふふうに思います。ただ、スペース的な問題は全体の設計とも絡みますので、一応点検はしてみたいと思いますが、それぞれの施設で急須を使ってちゃんとお茶を出すということはできるというふうに今のところは判断しておりますけれども。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

20人以上の集会ではとても間に合わんのですよ。ですから、これは改善方してもらえようをお願いします。

時間がたっていくばかりですから、次に移っていきますけど、ちょうどそういうふうなことで、お茶の問題でございますが、質問書に上げていなかった問題以上になんですけれども、同じお茶のことで、ぜひ皆さんが知っておかにならんようなことでの誤りを最近見つけたもので、これについて質問したいと思います。

嬉野町史の下巻、214から215ページにかけて、折衷蒸しグリについての記載があります。これが大きな間違いを書いたままになっているんです。確かにあの本ができるときに、当初担当されておった井上先生が病気で倒れられた後だということで、どういう資料を見て書かれたのかわかりませんが、私も最近になって気づいたわけです。今まで見過ごしてきておったわけですが、折衷製、ああここ書いてあるねというぐらいでおったわけですけど、これについて大きな、そういうことではお茶は絶対つくってなかつたろうという記載になっております。そうした場合、お茶は悪くなってしまう方法が書いてあるわけですよ。これについて、古い資料ではございますが、訂正資料でも出しますか、それとも、そういうことはもう古い旧町時代の町史だから関係ないとおっしゃいますか。

ちょうど同じようなことでは、釜炒り茶の唐釜のような製法で、東京の現代喫茶人の会での話ですけど、嬉野の釜炒り茶はどうしても蒸れるんだと。実はビデオを見られて、そういう判断をされておるわけです。そのビデオというのが、つくったのはいつの時期か知りませ

んけど、年配の方がつくっておられて、いわゆる葉打ち工程のところでも、きちんとはね上げんで、葉打ち工程では勢いよく手で茶の葉を上を舞い上げるようにはね上げにゃならんわけでございますが、これをそのままずるっと押しただけのビデオになっているそうです。これは指摘を受けたものですけど。

ただいま申しています町史については、今後いろんな資料の中にこれから引用ということもあるかと思えますけど、この中で折衷製について非常に大きな誤りがありますけど、これはそのまま放置しますか、それともこの部分だけでも、いわゆる公的施設にある分についてでも削除して新しい資料を添付しますか。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

太田議員。

12番（太田重喜君）

この件について全然気づいておられませんか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

私も町史は何回でも読みますし、また今回合併して全職員に読ませたところですけども、気づいておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

下巻の214から215ページです。後で見えておってください。

次に行きます。産地ブランド登録についてお伺いいたします。

産地ブランド登録を急いだ方がいいよと、中央の茶業関係者の方から指摘を受け、担当課の方にも話を持っていったわけでございますが、現在は嬉野茶の登録しかございません。嬉野茶という登録だけでは一般の方々には全くわからんわけです。よそのお茶の場合ではそういうのが多うございます。ただ、嬉野には蒸しグリ茶と釜炒り茶とうれしの紅茶と3点ははっきり明確に区別できるものがあるわけです。これについては、ぜひブランドの登録をお願いし

たいということ。西九州茶連の方にも話を持っていったわけですが、茶連の方もちょっと金もかかるからというようなことで、検討するという答えはいただいておりますけど、生産者団体が行政しか産地ブランド登録はできません。できましたならば、せっかく今釜炒り茶が非常に注目を浴びているわけですが、うれしの紅茶の方も実は今度、東京の虎屋さんでも、企業名出して非常に悪いんですけども、虎屋さんでもうれしの紅茶ということで販売していただけることになりました。そういうこともございますので、ぜひとも産地ブランドについて取り組み方お願いしたいと思いますけど、いかがでしょう。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

産地ブランドの登録につきましては、以前からお話もっておりますように、嬉野茶のブランドの確立ということについては非常に大切なことであるというふうに思っております。

今、申請等もいただいておりますが、うれしの紅茶についてはまだできておらないというふうに思っておりますし、また、今紅茶が非常に嬉野のそれぞれの生産者の方の御研究によりまして高く評価されておるということは十分承知をいたしております。そういうことで、今後検討いたしまして、できましたらそういう方向でも取り組めるように努力したいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

ぜひ蒸しグリ、あるいは釜炒りというのも、嬉野茶じゃなくて、入れてほしいと思うんです。よろしく願いしておきます。

次に移ります。大きな2番の獣被害対策について伺いたいと思っておりますけど、この件では田口議員の方からも同様な通告が出ていますので、私はこの中の災害としての認定ということで国に働きかけをお願いしたいということでの質問をいたしたいと思っております。

最近のイノシシの被害はすごいものがございまして、ここに写真を持ってきております。こういう写真でございますけど、一つは、岩屋川内の古屋敷の谷川沿いでことし発生して、今復旧工事の終わった現場の写真でございます。一つは、これはもっと後に出てきたやつで、今どうしようかと悩んでいる、同じ古屋敷から流れ出る古屋敷水路、これは山の斜面を真横に古屋敷の谷から岩屋川内の松尾の谷に持ってくる水路でございますが、イノシシ被害で物すごい状況なんです。さらにあと1枚は、開通してまだ5年しかたっていない椎葉林道の椎葉の台地より上の部分の写真でございますけど、ちょっと見てください。

この古屋敷水路の上の農道が崩壊したときに、ここは幅が約25メートル、高さ6メートルぐらいの水路の上に農道がある箇所でございますが、最初担当課の方と話すときに、これは豪雨災害を待つしかないというふうな話もあったわけでございますけど、しかし、その上に水田も茶畑も山林もございます。おまけに行きどまりでございます。3メートル幅員の地元でつくった農道でございますが、これを復旧しないことにはどうしようもないということで、復旧だけはできております。

それと、後の方に出しました写真では、その水路が今の状態では、松尾から谷良舟の谷にかけての水は全くなくなるという状況でございますが、ここは昭和43年の豪雪のときにU字溝布設をやった箇所でございます。その箇所の水路に付随している里道は完全に崩壊している状態で、今すぐ工事をせにゃならんというふうな状況になっております。さらに、椎葉林道の側溝は完全に埋まった状態でございます。これを関係者でやりなさい、補助金はありませんと、今の段階では言わにゃならんような形でございますが、これをイノシシ被害じゃなくて災害だという視点からとらまえて、ぜひとも国や県に現在まで進んでいるイノシシの害については災害という認識での取り組みを、いわゆる補助事業その他の取り組みはできないものか、この点についてお尋ねします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

イノシシの被害につきましては私も重々承知しておりますし、またいろんなところから被害が上がってきておることも承知いたしております。

先般、谷所地区の農業集落排水事業の工事が始まったわけございまして、私もその現場を何回か見に参りましたけれども、その周辺の農道その他につきましても相当崩れております。もう本当に民家のすぐそばで被害が出ているというようなことで非常に厳しいということも実際理解をいたしておりますし、また議員御発言の箇所等についても、地元の人からもお聞きしているところでございます。

そういうことで私どもといたしましては、この被害につきましては非常に深刻に考えておりまして、鹿島・藤津地区の組織の中でも取り組みをしてまいりました。なかなか難しいわけございまして、それで県の方にも常々申し上げております。

また、今は災害のことでございますけれども、災害の適用基準の中には当然入っておらないわけございまして、新しい視点からこれを取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

実は先日、九州の林業関係の大会がございまして、そのときにも九州の林野関係の責任者の方にもお話をしたところでございます。しかしながら、そこで感じましたことは、非常に

認識のずれがあるということを感じてまいりました。同じ九州でも私どもと長崎県はイノシシの被害について盛んに訴えるわけですが、ほかの県につきましてはサルとかシカの被害が非常に多くて、イノシシの被害はそうないというふうな状況でございまして、県で相当差があるなというのを感じてまいったところでございます。しかしながら、それはそれとして、今の御発言につきましては県の方にもつないで、何とか対応ができるように努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

この件、ぜひ災害という認定ができるように働きかけをよろしくお願いします。

なお、イノシシにつきましては宮崎も鹿児島も足りなくて困っているそうです、イノシシ料理店が。そのために、こちらの地区からとったのをすぐ冷凍で送っているという状況でございます。イノシシにつきましては田口議員に譲ります。

次に移ります。

大木の保護についてということでございますが、楠風館の楠の木につきましては、せっかくつけた予算で入札を受ける人がいなかったという話も聞いておりますけど、嬉野町では町内の大木・名木の紹介パンフが出されたことがあります。現在、嬉野市内の木で佐賀の名木に登録されている木というのはどのくらいあるか、すぐわかりますか、わかりませんか。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

現在、佐賀の名木・古木で登録されているのは9件ございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

この中に楠風館の楠の木も入っていますか。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

入っておりません。（「おりませんか」と呼ぶ者あり）はい。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

それと、3,000千円近い予算がついて、3カ年計画でということだったわけですが、見てわかるとおり、あの楠の木の葉っぱは既に通常の楠の木の葉っぱの3分の1以下でございます。あれを金かけて動かす価値があると思いますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

楠風館の楠の木につきましてはシンボリックな価値もあるということで、以前から手入れをされてきたところでございまして、私どもも保存ができればということで一生懸命努力をしてきたわけでございます。そういうことで、先般予算をいただいて再度調査をいたしたところでございまして、今あの周辺を掘ってみたところ、相当の根が腐れておりました。しかしながら、まだ細かい根が生きておるといこともございましたので、一応全部掘り上げてまして、そして移植をいたしまして養生させたいということで今検討しておるところでございますので、間もなく適地に移植をして、できるだけ手入れをして生かしていければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

楠の木は倒してそのまま地べたにほうっておけば、3年ぐらいは新芽が出るんですよ。土が特別乾いていない場所に大木の楠の木を倒しておけば、これは山桜も同じでございますけど、3年ぐらいで芽が出ます。もう既にあの楠の木はそういう状況なんですよ。あれを今どこかに移して養生と。そんなむだな金があるんですか。それよりも、例えば、鷹ノ巣公園にある2本の楠の木のどちらかを持ってきて、ここに植えたがよっぽどましじゃなからうかと。

それと、御神木だ、御神木だとおっしゃる地元議員もおられるわけですが、実は私の家内の実家はあのすぐそばでございます。あのほこらは、あそこにあったんじゃないんだと、神木でも何でもないとお聞きするわけです。それならば、そんな金をかけるよりも、あの木は伐採して、別のもっと大きい木をあそこに植えたらどうでしょう、お尋ねします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私どももそういう手法も一応検討いたしましたけれども、現在掘ってみましたところ、あそこ場所はやはり私は適地ではないというふうに考えております。と申し上げますのは、掘りましたところ、相当水がすぐ上がってきておるわけでございまして、そういう点では当初の植え込みについても課題があったのではないかなと思います。しかし、それは課題として仕方ないこととございますので、現在、根を点検しましたところ、まだ若い根が相当出ているわけでございますので、それを移していけばよみがえる可能性もあるということとございますので、適地に移して養生をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

よみがえる可能性は何割ですか、5割以上ありますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

何割というのは言えませんが、大きな根は確かにもう腐れているのが相当ございます。しかし、若い芽が出ているわけでございますので、その芽をあそこではもう当然伸ばすことはできないというふうに判断をしておるところでございますので、それを移して行って、可能性としてあれば努力をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

大きな根が腐れておると。植物は、これは私が申し上げるまでもなく、盆栽をいじられた方はみんな御存じだと思ふんですけど、葉を詰めたら根を詰めなければならんわけですよ。上下対比なんです。私は余り余計知りませんが、私は百姓でございます。お茶の場合は、地上が103に対して地下が100ということが定説なんです。先ほど聞いてもいない茶園共進会の話も出とったわけですが、どんなにすばらしい樹勢の茶園でも上を刈れば必ず根は枯れます。それでバランスを保っているわけですよ。

それだけ大きな根が死に、小さい根が出ておるにしても、それは出るでしょう、あれだけ小さい葉っぱが出ているんだから。根は出らにゃならんわけですよ。根が出るときは芽も出るわけですよ。年々弱ってきます。あれだけ大きい木がそうならいけば、恐らくしんにも腐れが入っているものと思います。根が傷めば、しんに腐れが入っていきますので。特に楠の

木は特別、杉その他と違いまして、強いしんは持ちません。しんのない木なんです、極端に言えば。私は移植はむだだと思うんですけど、この件をいつまでやっておってもむだだろうと思いますから、次に行きます。

さて、12月議会の答弁漏れの指摘にもかかわらず、そのときには市有地にもかかわらず、市と関係ない土地、樹木であるとの答弁のままの大野原の大桑。私はこのときに間違っていると指摘をしたはずですけど、市のものではないという認識というふうなことで、あとの答えはいただいております。これは9月議会のときに質問に対して、12月議会に伺ったんですけど、あれだけ言っても本人が気づかなかったのか、そんな議事録を読む余裕がなかったのか知りませんが、答弁いただいておりますけど、あの桑の木、この楠の木も同じでございますけど、いわゆる樹木を深植えすれば二段根が発生します。二段根が発生するというのは、非常に樹勢を落とす要因になるわけです。今この市内ではナスもトマトもキュウリも栽培されているわけですが、最近の新しい普遍的な技術として、極端な浅植えで、例えば、定植するとき、根の4分の1は地上に上げたまま、根を洗い出すという技術で、そこは土を手冠水のときに水をかけて、わざわざ上げてしまって栽培するという技術が普及しております。どういうことなのかと。大きな樹木で、鳥足と言ったらよくわからんというふうなことでございましたけど、大きな木の根もとには、そばに板状に浮き上がった根が出てまいります。地表に張ります。これは鳥足と申します。この鳥足を地中に埋め込めば、必ずや樹木は弱るんです、樹勢が落ちるんです。このことの指摘は以前もしておったわけですが、先ほど市のものでないと言われている市の木の、大野原の大桑、その辺の楠の木ではございません。楠の木の大きいのはどこにでもあります。あれだけ大きい桑の木はほかに私も存じ上げませんが、あの木はこのまま見捨てますか、それとも対処して、何度も言ったわけですが、1メートル近く埋めてあるわけで、あれを掘り出しますか、どうしますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

桑の木につきましては以前からもお尋ねをいただいておりますのでございまして、実は私も以前から樹医さん等にお願いをして点検をしてきたところでございます。そういうことで、応急的な手当はすべてしていただいておりますけれども、議員御発言のように、これは相当以前に工事がなっとったわけですが、やはり根固めをしてしまっているということもあります。そういうことがございますので、今後、抜本的な対策がとれるように今検討しておりますので、それで何とか樹勢が戻るように努力をしてまいりたいと思っておりますのでございます。そういうことでございますので、現在樹医さんにお願いして手入れはいたしましたけれども、一応応急的なということで判断をいたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

この件ではぜひ、道路よりあそこは1メートルぐらい低いところにあった木なんですよ。だから、道路もあることだから難しいとは思いますが、鳥足を掘り出してやってくださいよ。非常に木は弱っております。

同じようなことが、塩田小学校のグラウンドの南詰めのところにあるセンダンの大木、あれもしっかりと土を盛り上げてございますが、これもああいうふうなことはやめて、センダンの根元の鳥足はぜひ出すようにお願いします。塩田小学校のグラウンドの南詰めのセンダンの大木です。ぜひこれはお願いしておきます。

次に行きます。

最後に学校給食についてお尋ねしますが、学校給食につきましては前回議会のときの質問でいろいろあちこちから御提言等をいただいたわけでございますが、給食費の未納問題、このことにつきましてちょっといろいろ調べてみましたところが、たまたまその後、1月25日付の毎日新聞でございますが、大きく未納問題が掲載されております。この中で、他市町村で、例えば、福岡県の田川市、広島県の呉市、岩手県の滝沢村、北海道の芦別市等々でいろんな対策がとられていることは新聞にも掲載されております。例えば、生活保護費より給食費天引きの制度とか、保護者の給料を強制執行による差し押さえをすとか、支払い督促を監査委員に申し立てるとか、あるいは督促に応じない事例の氏名公表も条例でもって行くと。ここに芦別市の滞納に関する条例の写しをいただいているわけでございますが、「市長が必要と認めるときは、行政サービスの停止等の措置にあわせ、特定滞納者の氏名、住所、生年月日及び滞納額を公表することができる」と、踏み込んだ文言で条例制定されております。

ぜひとも嬉野もこういうのを制定でもして、ただ常識に照らして、常識を待つではどうしようもないぐらいになっているわけです。こういう制定でもして、どうでも給食費未納をなくさなきゃいかんと思うんですけど、どうでしょう。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

学校給食についてでございますけれども、現在、学校給食は市内2カ所の給食センターによりまして適切な運営を行っているところでございます。しかしながら、全国各地で給食費の滞納が問題となっております。嬉野市内でも1.2%の滞納があるという報告になっているところでございまして、嬉野小、塩田小につきましては滞納はあっておらないということ

でございますが、以前から滞納というのはございまして、そのような数字になっているというふうに理解しております。学校関係者、またPTAによって督促等も行っておりまして、またさまざまな方法による納入の指導をいただいております。

今回、法的な回収を行うよう手続をとっております。強制的に回収できるように速やかな導入を行ってまいりたいというふうに考えております。そういう点で、公平に負担をしていただくというようなことで努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

こういうふうな条例でもつくってという考えはどうでしょう、ありませんか、ありますか。特に督促のための条例をつくるという考え。芦別市の資料はここにございますけど。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

条例の制定という意味も十分理解しますけれども、今回、少額の滞納についての法的な手続をとるように今検討しておりますので、その手法によりまして御理解をいただければというふうに思っております。

件数的にはそうないわけでございますが、同じ数件の方が滞納されるということでございますので、十分相談等は受けながらでもございますけども、やはり強制的にお願いしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

給食をこんな問題ある中で、今後とも今の状態で続けていく考えかどうかということをお伺いしたいし、給食をやっていない市町村もまだあるわけですね。大体給食をやっていない市町村は全国でどのくらいありますか。わかったらお教え願いたいと思います。先日行った土佐清水市は、給食をやるかどうか今検討中ということです。あそこは嬉野市よりも小さい、たった1万8,000人の過疎地です、市でございますけれども。それでは後日資料を下さい。いいです。

これで今回の質問を終わりたいと思いますけど、とにかく給食費未納はこのまま続くようであれば、1年後ぐらいには給食をやめてほしいという一般質問をせにゃならんかどうかと

思っております。不公平のままで不公平を押し通すような世の中ではどうしようもないと、そういうふうに思うわけでございます。どうかよろしくお願いします。

これで終わります。

議長（山口 要君）

これで太田重喜議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

20番山田伊佐男議員の発言を許します。

20番（山田伊佐男君）

20番山田でございます。傍聴の皆様におかれましては大変御苦労さまでございます。

まず冒頭に済みませんが、訂正をさせていただきたいと思えます。

1点目の政治の浄化についての なんですけれども、コンプライアンス条例の括弧の中ですが、「公正な職務執行の確保に関する条例」というふうに書いておりますけれども、ここを「嬉野市法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例」に申しわけありませんが訂正方をお願いいたしたいと思えます。

今回、政治の浄化について、入札制度等の見直しについて、囑託、臨時職員の取り扱い等について、地域新エネルギービジョンについて、そして教育問題、この5点について質問いたします。質問項目が5点と多いですので、簡潔に質問をいたします。

今日、永田町における政治と金をめぐる問題は、多くの国民の不信を助長させています。この問題の解決に向けての努力より自己保身に邁進する姿は、こっけいと映るのは私だけでしょうか。永田町の常識は国民の非常識だという言葉がぴったりの中央の状況であります。しかし一方、地方においても相次ぐ官製談合事件、裏金問題、そして収賄事件など多くの不祥事が露呈をいたしておるところでございます。

昨年は福島県、和歌山県、宮崎県とトップの知事の逮捕に発展をし、首長に対する不信感が高まり、県民の不信の目はしがらみのない知事を誕生させると同時に、チェック機能を果たせなかった議会にも向けられているところでございます。多くの自治体における不祥事により、地方自治への不安、疑念は渦巻き、政治に携わる者に対する信頼は大きく低下をしています。そこで、本市において、市民の皆さんに襟を正し、政治に取り組む姿勢と決意を込め、市長、助役、教育長を対象とした政治倫理条例を先行して制定する考えはないか、伺いをいたします。

次に、昨今、職員等の職務にかかわる法令等の遵守や倫理の保持のため、多くの自治体でコンプライアンス条例が制定をされています。本市においても平成18年4月に嬉野市法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例が制定をされ、今日に至っています。そこで、この条例を充実、強化することによって、市民に信頼される市政の確立はもちろんのこと、市政の透明性は高まると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目でございます。入札制度等の見直しについてお伺いをいたします。

地方自治体の談合防止策を検討していた総務省、国土交通省等は、すべての自治体で一般競争入札を導入することを柱とした報告書が発表をされました。報告書を自治体に通知をし、地方自治法の改正を実施する方針であるというふうに聞き及んでいます。大きな産業の少ない本市においては業者育成も大きな課題でもあり、競争との両立は難しい面もあります。しかし、国、県、市の公共工事の入札をめぐり全国的に問題が発覚をし、そのことが発端となって地方自治法が改正されるのは確実であり、待ったなしの見直しが求められています。そこで、本市における入札制度の見直し、業者育成について、今後どのような対応をされるのか示していただきたいと思います。

3点目は、嘱託、臨時職員の問題についてお伺いをいたします。

行政改革の一環として、多くの自治体で職員の削減と同時に、嘱託、臨時職員の雇用が実施をされてまいりました。経費節減という一面から見れば一定の成果があったとはいえ、反面、短期雇用のため、それに伴いまして多くの失業者を生む結果となっています。本市においても3月末に多くの嘱託、臨時職員の入れかえが実施をされますが、今後の問題も含め救済策は検討されたのか、お伺いをいたします。

また、本市における人口1,000人当たりの嘱託、臨時職員の数は県下でも上位と推測をされます。近隣の市町の実態も含め、明確にしていきたいと思います。

次に、地域新エネルギービジョンについてお伺いをいたします。

平成15年に、資源を大切に、環境を守り、公害のない、無限でクリーンな自然エネルギーを利用すべく、嬉野町地域新エネルギービジョンが策定をされました。公的施設を中心に導入されてきたことに対しましては評価をするものでございますが、今後の具体的な施策があれば明確にしていきたいと思います。

最後に、教育問題についてお尋ねをいたします。

いじめ問題とともに不登校の問題も大きな課題であります。スクールカウンセラーの設置を初め、学校現場内外におけるさまざまな施策の展開により一定の効果は確認をいたすところでありますが、しかし、本市における不登校の児童・生徒は40名弱となっています。各自治体では適応指導教室が設置をされ、具体的な指導により多くの児童・生徒が学校へ足を運ぶようになっていきます。適応指導教室の設置については、私は数年前から言及をしてまいりました。今回予算化をされているようですが、具体的内容について御説明をいただきたい。

次に、学校現場における不審者対策についてお尋ねをいたします。

学校現場における不審者侵入の対策は、多くの自治体ではさすまたの配備、ネットランチャーの導入、警備員の配置、防犯カメラの設置と工夫をこらし対策が講じられているところではありますが、本市における現状と今後の対策があれば明らかにしていきたいと思います。

最後に、給食費の未納問題に伴う諸問題についてお尋ねをいたします。

給食費の未納総額が2005年度、全国で22億円を超えて社会問題となっているところでございます。各自治体では、未納者の保護者に対して督促状を送付したり、返済の分割計画を一緒に作成したり、経済的に苦しい家庭には就学援助を勧めたりと対策を講じられているところでもあります。その一方で、少子化、子育て支援の一環として、公費負担にする動きや保護者の経済状況によって半額免除の支援策を検討している自治体もあると聞き及んでいます。憲法26条の「義務教育は、これを無償とする。」との精神で考えるとすれば、公費負担での発想は当然と思っても不思議な話はないと考えるところであります。よって、本市においても少子化、子育て支援策の一環として公費負担の検討を一考すべきと思いますけれども、市長の御答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問を終わりたいと思います。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

20番山田伊佐男議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、1点目が政治の浄化について、2点目が入札制度等の見直しについて、3点目が嘱託、臨時職員の取り扱い等について、4点目が地域新エネルギービジョンについて、5点目が教育問題についてでございます。

まず、1点目の政治の浄化についてお答え申し上げます。

市民の負託にお答えするためには公平公正な市政の執行に努めなければなりません。私は、嬉野町時代から公正としての正義を政治理念として努力してまいりました。また、日ごろの姿勢としては、常に謙虚に市民の御意見を拝聴しながら、透明性を高め、清新で活力のある嬉野市づくりに努めております。

御意見の政治倫理条例につきましては、コンプライアンス条例を県内自治体では最初に制定するなど、法令遵守に努めておるところでございます。今後も政治姿勢について法令違反などを指摘されることがないように努力をいたします。助役、教育長につきましても当然であり、私と同じ考えで努力をいたしております。

条例につきましては以前の議会でも必要であると答弁しておりますが、市長としては政治倫理条例以前に法令遵守の責務があると覚悟しておるところでございます。嬉野市独自の条例といたしましては、議会の皆様が自主的にお考えいただき、制定に向けて御努力いただくものと考えておりましたので、しばらく考慮させていただきたいと思っております。

現行のコンプライアンス条例につきましては、適切な運営をすることを求めています。私たちもさまざまな課題が日々出てまいりますが、自己中心的な解釈に陥らないよう常に顧問弁護士に相談しながら対処するよう指導をしております。御意見の充実強化につきましては研究をいたさせます。

次に、2点目の入札制度等の見直しについてお答え申し上げます。

昨今のほかの自治体による入札制度による問題につきましては、市民の信頼を裏切る深刻な問題であると受けとめております。嬉野市におきましては、いち早く入札の公開、予定価格の公開、入札結果の公開などを行っております。指名競争入札制度を中心として適切な運営を行っているところでございます。

私は、今回の入札制度の問題について、担当課へより透明性を高めた入札制度の研究と佐賀県市長会でも研究について呼びかけを行いました。市長会でも情報公開を行い、研究をするよう方向性を出していただきました。

私は、原則一般競争入札への導入を提案いたしております。課題といたしましては、職員を削減する中で、書類審査について時間内で取り組めるかが課題となっております。一般競争入札を導入いたしました結果、確実な施工が保証されないことになれば市民の期待にこたえることができませんので、資格審査は毎回厳密に実施されなくてはなりません。入札のスケジュールなどを抜本的に検討し、完工検査などのシステムも十分検討する課題があります。

また、地域の業界の育成につきましては大切なことであり、市内でできる仕事については原則市内でを基本として執行いたしております。少額の仕事につきましては、制度を設け、小規模の事業所にもお願いするよう努力をいたしております。

一般競争入札になって自由競争で対応できるかとのことですが、制限をすることも踏まえて検討できればと考えておるところでございます。

次に、嘱託、臨時職員の取り扱い等についてお答え申し上げます。

嬉野市役所におきましては、正職員の削減計画を立てながら事業の円滑な運営を行っていかねばならない使命があります。正職員削減の理由につきましては、財政の課題もありますが、民間でできる仕事については民間で受け持っていただく大きな流れがあります。さまざまな法の見直しが行われておりますので、以前は民間でできなかったことが民間でできるようになってまいりましたので、仕事の移管はできますが、人員の移管はできませんので、日ごろ削減に努めていかなければならないと考えております。

嬉野市役所には、人員の不足や短期の増加する業務を受け持っていただく方に御勤務をいただいております。半年、または1年の御勤務をいただいております。現在は公募によって行っておりますので、それぞれ条件を御理解いただいて勤務をお願いいたしております。市役所といたしましては、以前は嘱託制度を採用しておりましたが、人間を限定して採用するようにいたしております。また、再度御勤務を希望されるお方につきましては、設定した年限を過ぎてからでないよう御勤務いただけないようにいたしておるところでございます。

採用につきましては、先ほど申し上げましたように、公募によっておるところでございます。当然、守秘義務につきましては確約をいただいております。また、御勤務をお願いいたしております。

た、専門的に継続して知識、技術を発揮していただきたい部署につきましては、人材派遣の手法を採用いたしておりますので、数年にわたり御勤務いただく場合がございます。

次に、近隣市町村との比較でございますが、各自治体によって直接業務を行っている範囲が違いますので一概に比較はできませんが、嬉野市では現在の嘱託、臨時は時期的な問題はありますが、約120名程度でございます。近隣の市町村とほぼ同じ程度だというふうに理解をいたしております。

次に、地域新エネルギービジョンについてお答え申し上げます。

旧嬉野町は、環境に優しい農業への展開、環境に配慮した公用車の導入等を行ってまいりました。新しい地域づくりへの動きとして、N E D Oにより補助事業の採択となり新エネルギービジョンを策定いたしましたところでございます。おかげさまで、計画により昨年3月稼働いたしております浄化センターみずすましへの大型ソーラー発電機も設置することができました。現在、施設内の電力として利用できております。

議員御発言の今後につきましては、合併により検討が中断いたしておりますが、温泉集中管理の計画とあわせながら、地中熱の発電への検討ができればと期待しております。また、小水力発電による山間部の街路灯等の増設によって実施することができればと期待をしているところでございます。

次に、教育問題についてお答え申し上げます。これにつきましては、教育長からもお答えをいたしたいと思っております。

不登校の子供たちに対する適応指導教室につきましては、今回の予算でもお願いいたしておりますように、実施をいたしたいと考えております。文化センターや公民館など子供たちの負担が軽減される場所を第一の課題として選定し、実施したいと思っております。

次に、学校現場における不審者対策につきましては、現在研究しているもので有効なシステムと思えるものにつきましては、携帯電話機程度の無線機から直接放送室のスイッチが入り、離れたところから瞬時に校内に周知ができ、警察へも通報可能なシステムではないかと思っております。現在の経費と同じ程度で導入できれば、20年度からも導入したいということで研究をしているところでございます。

次に、給食費についてでございますが、嬉野市では1.2%の滞納がございます。学校現場や給食委員会の対応で集金に努めていただいております。公平に負担していただくことが第一でありますので、引き続き御理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、公費による負担についてでございますが、給食につきましては御承知のように、給食施設、燃料費などの運営費用、人件費などほとんどが公費により運営いたしております。現在お願いいたしておりますのは、いわゆる食材費用の部分についてでございますので、御負担についてはぜひ御理解をお願いしたいと思います。公費の一部負担をいたしておる自治体もあるわけですが、私は、私たちの時代は弁当で持参し、保護者の責任として昼食

の手当をしていたわけでございますので、食材費用程度は保護者に御負担いただければと考えております。

以上で山田伊佐男議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきたいと思っております。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

5番の教育問題についてお答えいたしますが、まず一つ目は適応指導教室についてのお答えを申し上げます。

平成18年度まで実施されておりました適応指導教室は、平成19年度は制度が改正になってきておりまして、新年度の適応指導教室の内容については、まだ明確な国の方針が定まっております。早急な人的対応が必要と考え、今年度2名の臨時職員の雇用を新年度の予算にお願いしております。後でうまく国の補助にのることができれば、要綱に沿った内容にする必要があるかと思っております。

また、2月末現在で不登校の児童・生徒は、不登校傾向まで含めると約50名程度になります。いじめなどの原因による自殺報道が多くある中、現在も各相談員で対応しておりますが、1回の時間が4時間であり、時間数が足りずにおりまして、対応がやや途切れ途切れになり、きめ細かな面でまだまだ十分とは言えません。小さな変化やサインを見逃さず、心の闇やストレスを取り除き、普通教室に復帰できるように意欲的に取り組んでいきたいと考えております。

二つ目は、学校現場における不審者対策についてでございます。

学校に万が一不審者が侵入した場合には、子供たちを安全に避難をさせることで、今さすまたなど、あるいは職員研修等をして訓練をしておりますけれども、そのため通報システムとして、市内の全小・中学校は各教室に通報システムによる、スイッチを押せば警備会社が駆けつけるという整備をしております。

議員御指摘でございますけれども、対応の迅速や確実性において現状以上のものがないかという意味からと思っておりますが、これからコミュニティスクールを推進する中で、より安心・安全な開かれた学校にしていくことが望まれておりますので、情報は瞬時に必要であると思っております。そういった意味で情報は瞬時に入手し、今後対応していきたいと思っておりますが、ただいま市長の話がありましたように、有効なシステムと思われるもの、これは検討中でございます。携帯電話程度の無線機から直接放送室のスイッチが入り、離れたところから瞬時に肉声で校内に周知ができ、警察へも通報が可能なシステムではないかというふうに思っております。

ただ、経費の面でも比較をしております。現在研究をしております。もし現在の経費と同額程度の導入ができれば、先ほど話がありましたように平成20年度から導入できるように考

えたいと思っております。

三つ目は、公費負担の検討をすべきということについてお答え申し上げますが、給食費の未納があって、その対策として公費負担の考え方を導入することは正しいことではないと言えませんが、今後の市の人口増の施策の一環として、子育ての若年世帯への定住や流入を考えての無料化であれば有効な方法の一つであるかとも思います。もちろん、給食費の無料化だけでは効果は少ないかもしれませんが、他の政策とあわせて実施すれば、議員が思っておられるような、嬉野市が子育てがしやすいまちとしてアピールする一方策というふうなことも考えることはできるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

再質問をいたしたいと思えます。

まず、政治倫理条例についてでございます。6月議会において、この条例については各自治体の資料を収集して研究をしたいとの答弁をされたわけですね。どのぐらいの自治体の条例を収集して、そして研究した結果、どういう判断をされたのか。また、設定したいという気持ちについては今も変わりございませんか。

以上、2点お答えをいただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

制定したいという気持ちは変わりはありません。そこで、担当課の方で他市の状況も調べてもらったんですけれども、いわゆる議長さんとかそういうものを一緒に含んでおりますので、先ほどお答えしたとおりでございます。そういうことでございますので、制定する方向で私としては考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

市長にお伺いしますけれども、全国的に見て、首長と議員と絡む、要するに不祥事ではどちらが多いというふうに市長は思われますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

対象のとり方がいろいろ違うと思うんですけれども、全般的にはよくわかりませんが、事例事例で不祥事として取り上げることがあられるんじゃないかなと思いますけれども、比較したことはございません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

私が調べたところ、自治研究所で調べたら、首長の不祥事が65%、議員が大体35%というふうに、今日までの不祥事を調査してみたらそういう結果が出ているそうなんです。私が今回なぜ先行して三役の政治倫理条例を制定したらどうかというふうな提言をしたのは、御存じのとおり、和歌山県、宮崎県、1回目の質問で申しましたけれども、福島県、これ全部トップの不祥事であるわけですね。昨今では人吉市長が、ごみ処理施設の燃料費の納入をめぐるこれまた汚職事件が発覚をしているわけです。先ほどから言いますように、圧倒的に首長にかかわる不祥事が多いと、そういう意味で私は、先ほどから谷口市長が言われています公正としての正義、この政治理念を持っておられるわけですね。嬉野町時代もそのように言ってこられました。とするならば、ここで市民の方にしっかりと、これからは襟を正して、そして清く正しくきれいな政治をつくり上げて行政をつくり上げていくんだということを市民に明らかにする意味で条例を先行して制定したらどうかということを申し上げておるわけですが、再度御答弁をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私どもは政治倫理条例以上に、法的に厳しい規制があるわけですので、まず法令遵守ということは徹底してやっていかなければならないと思っておりますのでございます。そういうことで、条例の制定につきましても以前から検討しておりましたので、制定に向けて努力をしていくということでございます。

ただ、冒頭申し上げましたように、議員の資産公開等もいろんな条件としてあったわけですので、議会もされればということで考えておりました。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

市長は、要するにコンプライアンス条例、これを充実させたいということで、ある程度不祥事は防げるかなということだろうと思うんですね。もう一つは、やっぱり議員も一緒に、いわゆる政治倫理条例を一緒につくろうという考えがあたりということでは理解してよろしいですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる先行してとかということではなくて、同じ意識を持ってということであるならば、議会からもそういう話が出てくるのではないかなというふうに思っておったところでございます。出ないとなれば私の方で制定をしなければならないと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

市長は6月議会の私の質問に対しても、ぜひつくりたいという答弁もいただいております。先ほど言われた答弁を聞きますと、ぜひつくりたいということでもありますので、ぜひ今度の議会でも御提案をいただければというふうに思います。

最近制定された条例を見てみますと、これは茨城県の笠間市なんですけれども、ここは本年4月1日に、いわゆるこの政治倫理条例が施行されるわけですね。従来までの条例から一歩踏み込んで笠間市は条例をつくってあります。これはなぜかといいますと、御存じのとおり、福島県で県知事の官製談合の問題が発覚いたしまして、そしてその兄弟が、弟でしたか、兄でしたか、どちらかが要するにその指南役をしていたということで、これは重く受けとめであるわけですね。総務省もそうなんです。

どこをどういうふうに踏み込んだかといいますと、いわゆる請負委託契約については、従来の政治倫理条例ですと、本人か配偶者、1親等内の親族の経営会社は、いわゆる市との請負とか委託契約は辞退するというふうになっていたわけですね、今まで政治倫理条例のできている地方自治体を見るとですね。しかし、この茨城県笠間市は、2親等内の場合も辞退の努力をするというふうに一歩踏み込んだわけですので、ここら辺についてぜひ御検討をいただきたい。そして、早急な提案をしていただくように、これについては要望をしておきたいと思います。そこら辺について一歩踏み込んだものに対する、私が今言いましたけれども、それに対する市長のお考えはどのようなお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる政治倫理条例を制定するということになりますと、あくまでも上位法の範囲の中でつくっていくわけでございますので、そこは法と照らし合わせて、条例として制度化できるかどうかということは、私どもの顧問弁護士等もおられますので、相談をしながら条例については勉強してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

これについてはいろんな影響が出てくるのもありますので、これぐらいで終わりたいと思います。

次に、コンプライアンス条例についてでございます。

これは法令遵守の条例でありまして、嬉野市もその制定をされているわけですね。本市の条例をもう一回私見てみましたが、簡潔に言えば、外部からの不当な要求や暴力的な行為に対処することを目的に重きを置いた条例になっているというふうには私は見て判断をしたわけですね。私たち市会議員や、あるいは県会議員、そしてまた国会議員、それともう一つは、その国会議員の秘書さんたちの要望や提言、依頼についてもこの条例の対象にすることが大事じゃないかというふうに私思いますけれども、そこら辺については市長はどういうお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

要望とか提言とかどういうものかちょっと私も指摘されて言っているのかわかりませんが、要するに、嬉野市の業務に関してのいろんな御意見は普通はいただかないわけでございますので、その点については余り心配はないというふうに思っておりますけれども。

どういことですか、よくわかりませんが、済みません。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

コンプライアンス条例は、いわゆる法令を遵守する条例ですね。職員さんは法令にのっとって仕事をしてくださいと。法令に要するにのっとらない、いろんな口ききとか、あるいは

は提案とかが出てくる可能性はあるわけですよ。だから、国会議員とか県会議員とか市会議員も含めて、この条例の中に組み込んで、公職者の意見、口きき、そういうのをきちっと記録をとってやっていこうという条例をつくったらどうかという意味なんです。そこら辺についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これにつきましては、何人もということになりますので、いわゆるそういうような不正な、不平等な要望があったときにつきましては、現在のコンプライアンス条例でも私は対処できていると思いますけれども、そのほかのことということになりますでしょうかね。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

この条例を見れば、法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例ですよ。よそのコンプライアンス条例を見ると、明確に、要するに国会議員とか県会議員とか市会議員、ほかの地方自治体の長、こういう要求に対しても対処をしていくというふうに条例の中に明記されております。市長が言われるのは、それも含んでいますよという嬉野の条例というふうに理解を私もするんですけども、こういう固有名詞を入れて要するに条例をつくることによって、この条例がもっと強い条例としてなるということなんですよ。そういうことの意味を申し上げているんですよ。そこら辺についていかがですかということなんです。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

特定の固有名詞を入れて条例化するというございまして、ちょっとまだ勉強不足で承知しておりませんでしたので、そこらについてはそういうことができるかどうか、私どもの法令の専門家とも研究をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

私の一般質問の通告の中身がちょっと抽象的で申しわけなかったんですけども、実は多

くの自治体のコンプライアンス条例を取り寄せてみたんです。その中で、私、神戸市の例を若干挙げたいと思いますけれども、神戸市の条例でいくと、この定義の中に国会議員及び地方公共団体議会の議員とか、ほかの地方公共団体の長とか、公職者としてそういうのも明記してあるわけですね。だから、この人たちのいわゆる職員に対する要望とか、あるいは要求とか、政策の提言とか、条例の見直しとか、こういうことがあったときにもきちっと記録をとって、そして不当な口ききについては上司に報告をなさないと、そういう条例になっておるわけですよ。

本市の場合を見てみますと、記録しなくていいとか、そういうことが条例には何も書かれていないわけですよ。若干神戸の例を挙げますと、記録及び確認という項目を条例の中に設けてあるわけです。要望等の記録及び報告ということで、例えば、執行機関は要望等の意図及び内容を正確に把握するために、要望等を行った者に対して当該要望等の内容を記録した書面、これを要するに提出を求めることができると、こういうふうに条例がなっておるわけですよ。

うちの条例でいくなれば、そういう記録はとれてない、上への報告だけなんですよ。そうすると、そこで報告者と職員との要するに言った、言わないという問題が出てくるということなんで、そこら辺についても、記録等についてもやっぱり条例の中に明記することが大事じゃなからうかということをおっしゃるわけですよ。そこら辺についてはいかがですか、見直しとしてそういうもの。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在私どもが使っておりますコンプライアンス条例は、早い方につくりましたので、そういう点は調査ができておらないと思います。ただ、現在でも私どもの業務の流れの中では報告は上がってきておりますので、確認はできているんですけども、そういう方法があるということであるならば勉強もしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

若干神戸のを申し上げましたが、記録の例外という部分、そういうのにも触れてあるわけですよ。例えば、記録の例外として日常的に行われる業務活動にかかわるもの、営業活動にかかわるもの、こういうものは記録しなくていいですよ。あるいは公式、または公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるとき、

これについては記録しなくていいですよ。議会も当然ですよ、ここの記録も例外なんですけど。要望等の内容が単なる問い合わせ、または事実関係の確認にすぎないことが明白であるとき、これについても記録はしなくていいですよ、こういうふうに神戸とか、あるいは横浜とか大阪市の条例はかなりもっと突っ込んであるわけですよ。

先ほど政治倫理条例のときに市長が答弁をされましたように、このコンプライアンス条例によってかなりいろんな不祥事が防げるようになっておるわけですよ。うちが抜けていたのは、先ほど言ったのが抜けているから、何とかそこを補強して、さらに充実でき得る条例に変えたらどうかというのを今提言のような形でいたしているところでございます。そこら辺についてぜひ見直しするという、検討するというについては市長はどういう考えですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

条例をつくりました後、特に検討はいたしておりませんので、議員御提案等がありますので、一応ほかのことも参考にしながら努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

この条例をぜひもう一回見直していただきたいと思うんですよね。これは非常に、もっと過激になるんでどうかわかりませんが、情報公開請求の対象とするというようにしている自治体もはっきり言ってあるわけですから、これについては市長はどのようなお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる情報公開の条例とコンプライアンス条例との整合性という課題もあると思いますので、そこら辺についてはもう少し勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

これは神戸市とか、特徴的に言えば、そこについては情報公開の請求の対象というふうに踏み込んで条例をつくってありますので、そこら辺についてはぜひ今後勉強をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。入札制度の見直しについてでございます。

入札制度の見直しについては、市長の答弁によりますと、一般競争入札というものを取り入れていきたいということで説明がありました。一番心配するのは、嬉野みたいな小規模な自治体、そこで要するに競争が激化して、地場の業者がつぶれないかなという懸念もあるわけですね。この入札制度の見直しについて、これは地元嬉野市の業者等に説明をしたり、今後このようにやっていきたいという、そういうふうな御説明をされた経緯というか、そういうのはございますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在、国、県の動きを見ている段階でございますが、私どものこの制度の動きについてはまだ説明できる段階まで至っておりません。そういうことで、外部への説明というのはできておらないと。まだ担当部署で今研究をしておるところでございます。

それともう一つは、市長会でも提案をいたしまして、そのような動きになりましたけれども、市長会でも今それぞれ10市あるわけでございますけれども、10市の中でも私どものように進んでやっているところもありますし、いろいろ濃淡がございますので、そこら辺についてのまず情報公開をやっていこうと、そういうことで動きをしましょうというところまでは行きましたので、一步前進したというふうに思っております。そういう段階でございますので、地元の方への御説明とかそういうことについてはまだできておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

まだ研究中ということでありますけれども、若干中身的に入らせていただきたいと思いません。

報告書によると、都道府県と政令指定都市は予定価格10,000千円以上の工事で一般競争入札というものを導入しなさいというふうに国からの指示が来るとことは新聞紙上でも明らかになっているわけですね。政令市以外の嬉野市なんかについては現在のところ、公示価格のいわゆる下限、これについては示されていないわけですね。そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。まだ研究中ですか、それともある程度の思案とか、そういうの

は担当課とか、指名関係のトップであります助役とか、どのようにお考えなんでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

一応お答え申し上げます。

現在私どもが自主的にやらなくてはならない点は当然理解していますけど、主には県の基準を参考にしながら、大体の動きは10市でやっているところでございます。そういう点で、県の方もまだ確定したところまで行っておりませんので、知事のいろんな発言はございますけれども、県は大体国に準ずるということでございますけれども、しかし、県によってはもう少し金額をどうのこうのという動きがあっておりまして、佐賀県の方も確定していないのではないかなというふうに思っております。また、いわゆる制限等につきましても、県独自の制限等もあるわけでございますので、そういう点でまだ正式にお答えできる段階まで至っていないということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

県に準ずるという話であるとするなら、都道府県は予定価格10,000千円ということを基準にしなさいとなっておるわけで、地方自治法の改正、見直しがされるのは確実なんですよね。県のとおりいくとするなら、うちも10,000千円というふうになってくるわけですが、そこら辺についてどうなのかなというのを聞きたいわけですが、これ間違いないと思うんですよね、県が10,000千円以上は一般競争入札をやるというのは。そこら辺については助役か、わかった方でいいです、お答えをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、10,000千円という形でありますけれども、先般の動きといましては2,500千円以上という話も出てきておるところでございます、それはどのような形で確定しているのか、もう少し情報を収集してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

幾ら以上を一般競争入札にするかについては、私ども嬉野市については政令市でもないです。うち独自のものをやっぱり検討していいと思うんですよね。例えば、2,000千円になるのか、2,500千円、3,000千円になるかそれは知りませんがね。

これ新聞に載っていたんですけれども、鹿児島県の鹿屋市では地元の業者を集めて、今後こういうふうに入札制度が変わっていきますよと。鹿屋市としては、すべて一般競争入札にしたいという説明をされたけれども、地元の業者が反発をされて、土木関係だったら3,500千円ですか、建築工事は5,000千円以上に落ち着いたということなんですよ。そこら辺について、鹿屋方式で、要するに地元の業者さんにもある程度説明をされて予定価格も決めていくという方針なのか、それとも市独自でこれでいきますからということで明確にしていくという方法をとられるのか、そこら辺についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げておりますように、同じ業者の方でも、やはり県関係の仕事も結構しておられるわけですので、今情報を申し上げましたように、県が2,500千円というふうな数字も具体的には出しておられるようございまして、そういう点を踏まえて私たちは今検討しておるところでございます。決定しましたら説明もさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

例えば、地域要件を設置すると明確にしている市もあるわけですよ。地元には本店、支店を置く、営業所を置く業者を制限して、地域要件についてはやっぱり本市も加味されるというふうな理解していいんですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まだこれから検討していく段階でございますので、加味するとかしないとかは別にいたしまして、いろんな条件、制限というのをお話ししたのは、そういうことも含んでおるといふふうには私は思いながら答弁をしたところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

よその市は、要するにもうそのようになるというのを考えてその辺の条件を出しておられるわけですね。ただ、うちは1年間の猶予があるのは事実なんですよ。市長にお伺いしたいのは、この1年間で検討していくのか、あるいは19年度の当初からいくのか、6月からいくのか、そこら辺についてはどういう判断をされていますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そういうところも踏まえて、実は市長会でもいろいろ話をしたんですけども、まず近隣の市町との関係もございまして、できる限り市長会の方としても情報を集めていながら、それぞれ自主的に判断をしていこうというふうになっております。そこらのことも踏まえて、これから動きがあるというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

多くの自治体の悩みというのは、もうこの大改革ですのであるわけですよ。業者の育成に力を注げば、競争原理は当然働かないわけですよ。競争原理を優先すれば地元の育成はできないという、こういう見殺しにしてしまうという部分があるわけですね。いずれにしろ、この入札制度の見直しによって、建設業に携わる就業者を路頭に迷わせないように、難しい問題ではございますけれども、ぜひとも透明性を高めながら、一般競争入札の公示価格、あるいは地域要件の問題ですね、この問題について慎重に対応していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、臨時、嘱託職員の取り扱い等について。

議長（山口 要君）

山田議員、ちょっと待ってください。

一般質問の議事の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

議長（山口 要君）

再開します。

それでは、休憩前に引き続いて一般質問の議事を続けます。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

それでは質問を再開いたします。

臨時、嘱託職員の問題でございます。市長の答弁では、いわゆる条件を理解して応募され、そして短期間で雇用されているということについては御本人たちも了解をされているという中身だったと思うんです。

そこで、臨時職員、嘱託職員、そして今回新たな派遣職員ということが予算に出てきたわけですけれども、それぞれについて御説明をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

それでは御説明申し上げます。

先ほど市長が答弁しましたことに関係いたしますけれども、数といたしましては、確定申告時期等で短期的に雇用される方もいらっしゃいますので、数が120から130前後で推移するケースもございます。そういうことで、大体が120ぐらいということで申し上げたわけでございますけれども、ただいまのところ嘱託職員が72名、これは一番直近でございます。日々雇用が67名、人材派遣が11名、9人ですけれども、あと2人は以前からの雇用がございまして11名でございます。

それで、願います業務でございますけれども、嘱託職員の大部分の方は旧嬉野町時代から雇用されておられた、職員の補充等ができなかった部分の施設管理等の職員のかわりに、期間を決めないで雇用された方が大部分でございます。日々雇用につきましては事業支弁等もございまして、その都度その都度願います、また臨時的に産休とか、そういう形の方の分も含めましていらっしゃるわけでございます。人材派遣につきましては、特に専門職的なもので、日々雇用で対応できない分、期間をある程度延長して雇われる部分の方について願いをしているものでございます。

そういうことで、これだけの数がいらっしゃいますけれども、今後の見直しとしては、これだけの数を果たして正規に、数が多いという指摘も若干ありますけれども、他市町と比べて職員数と臨時、嘱託、人材を含めまして合わせましたところで見ますと、そう極端に嬉野市が多いという感覚ではないと思われま。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

私は質問の中で、近隣の市町の実態も含めて明確にしてほしいという通告書を出してきて

いたわけです。総務部長の答弁としてはそう変わりないと言われますけれども、実際近隣の数値というのは明確にできませんか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

済みません、質問の趣旨と少し違ったような回答をいたしました。

人口1,000人当たりの嘱託、臨時職員の数といたしましては、嬉野市としては0.49人でございます。鹿島市が0.34人、武雄市が0.18、太良町が1.10、白石町が0.54、小城市が1.18でございます。

今の数を申し上げましたのは、これだけ働いておられる方の職員の割合からいきますと、嬉野市が56.7%、職員の割合ですね、鹿島市が67.9%、武雄市が81.4%、太良町が42.5%、白石町が67.3%、小城市が37.9%でございます。ちなみに、小城市は338人の職員がいらっしゃいまして、臨時、非常勤等、人材を合わせますと550人がそれ以外の職員という形で、先ほど申し上げました1.18人という非常に高い割合になっております。これでいきましたも、嬉野市の0.49人というのが臨時職員の割合としては平均ぐらいかなという感じを、職員との比較差がございますけれども、大体平均ではないかなというぐらいで、平均より若干落ちるんですかね、そういう感覚を持っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

具体的中身をお聞きしたいんですけれども、臨時職員は、いわゆる地方公務員法では第22条第1項に該当する職員というふうに理解をしいんですか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

そのようにとらえられていいということで認識しております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

地方公務員法を見れば、第22条第1項に該当する職員というふうに臨時職員はなるわけですが、この中身を見てみますと、私の解釈では、任命権者は緊急の場合または臨時の職に関する場合、こういうふうになっておるわけですね。緊急の場合または臨時の職に関する場合、臨時の職とはどういうことかという、職自体が恒常的ではなく、あくまで臨時で

ある職となっているというふうに思うわけですが、そこら辺については間違いないですか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

その認識で、そういう解釈でいいと思います。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

例えば、今回提案をされた新年度予算、これを見ますと、一例ですけれども、総務費の総務管理費の7節、賃金なんですけど、予算書お持ちですかね、この中で臨時職員4名分5,856千円というふうに計上なされております。これが1人百四十六万五、六千円ですか、この方たちは職自体は臨時的な仕事に従事されるのですか、そこら辺をお答えいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

この7節の賃金につきましては、あくまで臨時的に、産休代替とかそういう分を想定して計上したものでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

じゃ、もう一つ、学校関係の問題ですけれども、例えば事務補佐とか用務員さん、これが要するに嘱託職員と臨時職員というふうに分けてあるんですけれども、この人たちもやっぱり事務補佐、用務員、これも臨時職員になるわけですかね。そこら辺については見解いかがですか。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

現在、嘱託職員と臨時職員の雇用の二通りあっておりますけれども、過去、職員であった者がやめた後に嘱託としておりました。その嘱託も年数等によって、退職された方の後は臨時という形で採用して、それがそのまま現在残っているというような形でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

もう一つなんですけれども、例えば給食センターの調理をされる方、これについても臨時職員という方がおられるんですけれども、料理をされる方は恒久的な仕事ではないかというふうに私は判断するわけなんですけれども、これについても臨時職員ということで雇用すること、これは問題ないでしょうか。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

ただいまの給食センターの、特に嬉野は臨時職員がいるわけなんですけれども、給食センターの所長の話聞いておりますと、今正職員が2名と嘱託職員がおりますけれども、その職員の業務量によって臨時を入れるよう、職員には指導をしておるということでございます。全然問題がないというわけではないでしょうけれども、一応その手配りといいますか、配置によって対応しているというところでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

私が申し上げたいのは、調理員さんは恒久的な仕事であると思うんです。とするならば、これは嘱託職員として任用するのが妥当ではないかというふうに解釈をするわけですね。

先ほど言いました地公法の第22条ですね、臨時の職とはどういう職なのかということが限定されているわけですよ。そういうことから考えるならば、先ほど言いました用務員さんとか、あるいは調理員さん、これについて臨時職員で採用することは地公法に抵触するのではないかというふうに思うわけなんですけれども、そこら辺の見解はいかがですか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに、そういう解釈になる、それもあるかと思えますけれども、ただ、今回この経緯を見ますと、旧両町の経緯がございまして、合併をしたときに、平成20年3月に改めてこの制度については見直す考えがございまして、今の期間というのは過渡期という言い方が適切かどうかわかりませんが、今後の雇用形態についての見直し期間の途中だということで、今の対応でさせていただいております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

非常にいろんな考え方はあると思うんですね、過渡期であるというふうに言われますけれども、現実一つ一つ予算計上された分を分析していくと、地公法から見た臨時職員、あるいは嘱託職員、非常勤とかいろいろあるわけですがけれども、法に照らし合わせればちょっとおかしい雇用の仕方じゃないかというふうに私は思ったわけです、ずっと調べてみればですね。私から言わせれば、地公法を尊重していくとするならば、例えば、用務員さんとか学校の事務補佐さんとか、あるいは給食センターの調理員さんというのは、これは嘱託職員で3年なり5年なり最低でも雇うのが妥当な雇用の仕方ではないかと思えますけれども、そこら辺についてはいかがですか、もう一度答弁をお願いします。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに御指摘のとおり点もあるかと思えますけれども、現在嘱託職員さんにつきましても、当初は期限がなかった場合もありましたけれども、最近については3年をめでにということ切りかえてきた経緯がございます。

ただ、今年度の予算の作成については、後で御審議いただくわけでございますけれども、基本的に、今年度発生する分についての嘱託職員で対応すべき業務であっても、今年度は臨時の職員さんでお願いしたいという経緯の予算編成方針をもって臨んでおりますので、今の御指摘があるケースも当然あるということで認識をいたしております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

一時的にと言われますけれども、例えば、給食センターの調理員さん、これを臨時職員で雇おうとするならば、6カ月契約の1回更新で1年ですね、なれたときにもうやめなくてはならないという事態が発生するわけですよ。そこら辺については効率性からいっても大変問題があるというふうに思いますけれども、そこら辺について、市長もう一回早急に見直す必要があるんじゃないか、そこら辺についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど総務部長がお答えしたとおりでございます、合併する以前の臨時雇用の考え方と、それから嘱託雇用の考え方で若干相違があったわけでございます、それで早急に合わせていこうということで一つの目安を20年の3月で一応整理をして、それから統一して考えていこうという、ちょうどそういう時期に当たっているわけでございますので、部長が説明したとおりでございます。

そういうことで、議員の御発言されておりますいわゆる恒常的な仕事と臨時的な仕事、それをどう考えていくのかということにつきましては、まだ詳細の検討までは至っておらないというところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

例えば、今確定申告の時期で、確定申告の時期に臨時職員を雇われることについては私も理解をするわけですよ。しかし、今度の予算を見ていたら、同じ職種であって臨時であったり嘱託であったりと、余りにもばらばらであるわけですよ。そこら辺については早急な統一をしてほしいと思うんです。

1点だけ総務部長にお尋ねをいたしますけれども、日々雇用の臨時職員等の取扱要綱というのがあるわけです。その中で、第2条の2点目に臨時職員についてうたってあるわけです。その中で、短期の臨時または限定的な業務に従事する者を言う、これを臨時職員というふうに要綱では明記されているわけですよ。限定的な業務に従事する者というのは、市役所の中でどういうふうな仕事をさせるんですかね、そこら辺御答弁いただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

例を申し上げますと、例えば、1月から3月いっぱいという形の確定申告のお手伝いとか、それとか、例えば調査物の分をお願いをする分ですね、国勢調査等いろいろそういう調査がございますので、そういう期間的な限定の分の臨時職員ということにとらえております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

もう一つは、嘱託職員についてなんですけれども、これは法律的に言えば、いわゆる最高5年契約できるということになっていると思うんです。私はそういうふうには理解をしているわけなんですけれども、情報によれば、嬉野市については3年を限度とするというふうに見直すというような情報もお聞きしているわけなんですけれども、そこら辺についてはどういう考えで

すか、3年5年。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

原則3年ということで今まではお願いしてまいりました。ただ、5年という形も一部ございました、特に専門職的なものはそういう形であります。ただ、今3年とおっしゃいましたけど、見直しをかけるということでございますけれども、まだはっきり方針は決まっておりませんので、今年度いっぱいにかけて、方針をできるだけ速やかに、早く出すべきだという考えは持っております。当然、今現在いらっしゃる方がどのような取り扱いになるか、それから、今後そういう嘱託職員制度が残るにしても残らなかったにしても、ある程度こういう方針でいきますよというのは早目に出すべきだということで考えてはおります。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

そこら辺についてはもう少し前向きに検討してほしいなど。やっぱり5年雇用というのを最優先してほしいということをもまず要望だけして次に移りますけれども、今回派遣社員を採用するというふうな予算計上になっておるわけですがけれども、この派遣先、社員を採用することによるメリットとデメリットということについてはどのように分析をされていますか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

派遣職員のメリット、デメリットでございますけれども、派遣職員と申しますと、どうしても会社から派遣していただくということで、事業主として、その事業主が受け取る部分が当然臨時職員よりかそこに加算されますので、費用がかさむという認識はしております。

ただ、今の取り扱いといたしましては、臨時職員は今の要綱によりますと1年で半年の1回更新という形になるわけですがけれども、派遣業務となりますと、その期限については今の派遣業法で最長3年という形になっておりますので、3年の更新ができるケースもございます。例えば、先ほど言われました給食センターとか、そこまでいなくても、例えば保育園の保母さんとかそういう形であれば、1年でやっとなれられてそういう業務に精通されてこられたときに、派遣職員であれば3年間は雇用できるのかなという形もありますので、そういう形の使い分けをさせていただいているようなケースがございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

嘱託職員と派遣社員、いわゆる派遣社員のメリットとしては雇用期間が長くなるだろうと。ただ、派遣法等の関係で3年が限度だろうという答弁ですよね。嘱託職員は3年契約ないし5年契約までできるわけですね、法的に言えば。となれば、もう一回戻ります、デメリットは、要するに予算がかかると、いわゆる派遣会社から手数料が搾取される。予算を見ても派遣職員が高いですよね。とするならば、要するに保育所の保母さんあたりは嘱託職員、子育て、子供の育成に従事されるわけですから、これは派遣社員とするよりも、嘱託職員で雇った方がより効率的じゃないかと思うんですけども、そこら辺についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かにそのようなケースもございますけれども、ただ一つ問題なのは、雇用する側といたしましては週30時間という制約がございます、派遣職員であれば週5日で40時間、8時半から5時15分までということのできるわけですけども、どうしても30時間というとならば4日なり、1日6時間という形で、途中で結局業務を外れるという形で、非常に雇用する側としては使いにくい面がございます。そういうことで、その辺の使い分けでどのようにするかということで選択をさせていただいているケースもございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

行財政改革の一環として、庁舎内をスリムにしていこうということで、本市はどんどんどんどん進められてきたわけですね。旧嬉野町時代もそうです。

きょう佐賀新聞の方に、私の一般質問に合わせたように職員数の変化ということで出ていました。それを見ますと、2005年、旧嬉野町時代、職員は133名なんですよ。大町町165名、私どもの旧嬉野町よりもずっと小さな大町町が165人ですよ。旧白石町は327人です。それはまた違う業務もありますからね。神埼町なんかも141人、こういうふうと同じ人口規模の自治体を見ても、旧嬉野町時代は職員物すごく少なかったんですよ。人口1,000人当たりの職員の数というのは県下でもトップクラスですよ、ベスト3の中に嬉野町は入っていたんですよ。それだけ、執行部から言わせれば、要するに行政改革が進んでいった。しかし、そのしわ寄せがやっぱり出てくるときがあると思うんですよ。

今回、嘱託職員、臨時職員の問題について質問をさせていただきまして、今雇用されている臨時職員、嘱託職員の中から声を、声なき声でしようけど、私に言いやすかったかもわか

りません。いろんな声をお聞きしたわけです。で、今回質問に取り上げました。

要するに、今まで職員をどんどん減らしてきた、スリム化してきた。しかし、個人に委託をしてきた、これが大変な問題になって、そして嘱託職員にした。いろんな、要するにそういうふうにしてきたことが今社会問題化している、いわゆる正規雇用社員と非正規雇用社員、格差の問題が今国会でも議論されているわけです。嬉野市自体がこういうことになってきておるわけです。

私は、市長の答弁の中でも、要するに人情的に、人道的には長く雇ってやりたいけれども、いろんな法の規制があって長期に雇うことができないというふうに言われるわけですがけれども、私よく例に出すわけですがけれども、山口県の田布施町、これは佐藤総理大臣、岸総理大臣が出た小さな町です。嬉野町時代も言いましたけれども、ここに視察に行ったときに、臨時職員、嘱託職員、委託職員というのはおられますかと、全然いませんというような執行部の話でした。それはなぜかといいますと、要するに定住人口をふやしていきたい、あるいは市の活性化のためには若者がやっぱり住んでもらわなくちゃいかんと、町の活性化のためにはですね。企業も少ないので、やっぱり役場が雇用の場というふうに私どもは位置づけております。そして、その田布施町に住む跡取り息子も役場になるべく入れてやりたい、こういうことで一つの活性化ということで、要するに職員で頑張っているんだというようなお話もあったわけです。これは、いわゆるトップの政策だと思うんですね。

これから嬉野市、今3万30人ぐらいですか、ことし4月過ぎれば、3万はもう確実に切るような人口になるわけです。市長、そこら辺について、市長のいわゆる地域活性化の一つの施策として、役場職員についてはある程度の雇用の場ということで考えることはやっぱりできないんでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員の御発言はもう以前から承知しておりますので、そういうお考えも当然あるというふうに思っております。

ただ、私は行政を預かる者といたしまして、やはり全市民のあり方ということ考えたときには、できるだけ効率化をいたしまして、そして幅広い行政サービスをやっていくべきだというふうに考えておるところでございまして、もちろん職員さんとして採用になるということは、一つの生活ができるということではプラス面になるかもわかりませんが、しかし、そういうことではなくて、やはり福祉、保健、そういうものを幅広く実行していくためには、どこから予算をつくっていくかということになりますと、全体的な予算を判断せざるを得ないというふうになるわけでございまして、できるだけ外に出ささせていただく予算を

ふやしていくためには、私どもとしてはできる限りスリム化をしていくべきだということで努力を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

それは市長の旧嬉野町長時代からの持論であったわけですね。首長になられて12年が経過をいたしました。そのようなことで、職員をスリム化して、予算はいろんなところにつけられたでしょう。しかし、よくなっていますか、一向によくなっていないでしょう。

私が申し上げたいのは、皆さん方は、いわゆる臨時職員とか派遣社員、110千円とか150千円もらっている40代、50代の人、そして若い人、この人たちから見れば裕福なんですよ、はっきり言って。そういう俗に言う勝ち組の人たちが何で弱い立場の人に目を向けようとしなないのかというのが私は疑問でならないんですよ。私なんかも子供を持っていますけれども、今よその雇用的形態というのは派遣、契約社員、パートですよ。こういう体系に今日本全国なっているわけですね。規制緩和によって競争が激化して、商品売るためには安く売らなきゃいかん、そうしないと太刀打ちできない、勝てないということで、最終的にどこにしわ寄せが来ているかということと人件費なんです。人件費を、経費を削減してコスト削減をやっていこうと。このしわ寄せが今社会問題となっているわけですよ。

参議院の予算委員会を見てもみたら、片山虎之助さんですか、この方がいわゆる格差があるのは当たり前だと。なぜかということと自由主義社会だからというふうなことを言われていました。それを言った途端に、何を質問されているかということ、格差をなくせという質問をされているわけですね。私はテレビを見ながら笑ったわけですが、それぐらい格差があるのがこの社会だけれども、そういう主張をする人がやっぱり格差が余りにもひどくなっているんで、是正をなさいということをお安倍総理に質問している時代なんですよ。

東京で3週間ぐらい前ですか、経団連主催の50人ぐらいの社長が集まった会議の中に総務大臣が出て行って、正社員を雇ってくださいというお願いをしているわけですね。国会でいろいろ格差問題を指摘されるからそういう行動に走られたと思いますけれども、本市の問題ですけれども、企業誘致についても、嬉野町長時代から用地についてはオーダーメイド方式をとりながら、そして、いわゆる関東嬉野会、関西嬉野会、福岡の嬉野会、いろんなところに呼びかけをしながら何とか企業誘致をしたいと言ったけれども、12年間できなかった。今回、助役をトップに企業誘致に努力をしたい、このように言われましたけれども、これはやっぱり一生懸命やってももらわないと、嬉野はもう本当人口減ります。4月で3万切るでしょう。

役場職員さん、給料はどんどんどんどん厳しい状況になってきております。嬉野全体で見

ても、九州の医療センター、あそこがいわゆる看護師さんたちが正社員から今パートになっていますよね。普通の社員よりも150千円も200千円も少ない。友朋会なんかいろいろな分析をしてみますと、本当に派遣社員とかパートとか臨時とか、こういう人たちになってしまっているわけですよ。そしたら、当然所得は落ちる、市民税も落ちる、家が建たない、家をつくり切れない、固定資産税は落ちると、こういうふうに悪循環に陥っているわけですよ。

私が申し上げたいのは、要するにそのような競争社会において、どんどんどんどん働く人たちの給料を下げることによって地域が衰退をするということに最終的になるんだというふうに思います。

私ばかりしゃべっていますが、今回この問題を取り上げたのは先ほど言いましたように、確かに契約をして、短期雇用で臨時、嘱託の人は雇用されたと。しかし、嬉野町時代に委託職員として雇った人、この人たちが集められて、そして何年の何月であなたたちはもう契約は終わりですよという、俗に言う解雇通知をされた。契約社員として入ったんだから、それは異論はないと。しかし、もう少し長く勤められるかと思ったと。私のところは家のローンもあるし、まだ息子の就職も決まっていない。そういう方がやっぱり、ちょっと言えば悩みをいろいろ言われたわけですね。そのような話を数名からお聞きをいたしました。

前の議会の総務企画委員会の中で、私はなれる人をやめさせるのは、特に臨時職員、効率的にも悪いと。いわゆるなれたらすぐかわらにゃいかん。新しい人に仕事を引き継いで、なれたときまた次に変わっていくと。要するに雇用と失業の繰り返しだということで、この問題を何とかできないかという質問をした経緯があります。そのとき総務部長だったと思いますけれども、検討してみたいと。例えば、派遣会社をコンサルみたいにやってできないかというのを検討してみたいというようなことを言われていましたけれども、3月議会ふたをあければ、やはり臨時職員と嘱託職員の予算計上ばかりだということで、若干がっかりもしたわけですが、そこで市役所の雇用のあり方等については、先ほどから指摘したように、早急な見直しをぜひお願いをいたしたいと思います。

市長に最後にお聞きしたいわけですが、役場のスリム化についてはかなり本市は進んでいるというふうには思いますけれども、今後もやっぱり国の方針どおり行財政改革、特に人を減らすことについては力を入れていかれるんですか。それとも、ある程度地域の雇用というのを踏まえて慎重な対応をしていかれる、どういうつもりですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは相当以前の議会でもお尋ねいただいたと思うんですけれども、要するに私どもの一つの職場としてはありますけれども、雇用を確保するための職場でないということで私お答

えしたと思いますけれども、私どもは行政体の一つの組織として、行政サービスを提供できる組織として考えているわけですので、そこら辺につきましてはやはり考え方の相違があるのかなというふうに思っております。

ただ、いろんな格差が起きておるといふことにつきましては、これは私も賛成という立場ではないわけですので、できる限りの努力はしてまいりたいというふうに思っております。

また、以前の職員さんのことでございますけれども、私がちょうど就任しました平成7年以前につきましては、雇用の期間につきましては具体的な設定がなかったということで、昔ながらの雇用ということになっておったわけですので、そういう点ではいけないということで年限を設定して、切りかえて、ルールにのっとった雇用の仕方をしていきたいというふうに考えておりますので、そこらについては御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

あと7分しかないんで、また次の機会とらえて質問をさせていただきたいと思っております。

次に、地域新エネルギービジョンについてでございます。

新エネルギービジョンの導入については、それなりの御答弁をいただきました。私は簡潔に1点だけ質問をしたいのは、今後の課題として、個人に対する助成制度の創設については取り組む考えはないのかですね。私は考えるべきだというふうに思いますけれども、そこら辺、市長どうのお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる省エネルギーですね、エネルギーの有効利用ということにつきましては国全体で対応しなければならない課題であるというふうに考えておりました、私どもも政策の一つとして行ってきたところでございます。

それで、実は以前、ほかの議員の方からも御質問としてあったと思っておりますけれども、いわゆるソーラーの、以前のソーラーじゃなくて最近のソーラー、太陽熱発電ですか、そこについての援助制度をつくって嬉野市内で促進したらどうかということございました。私どもも賛意を示しまして検討いたしましたわけですが、国の枠自体がまたそこによってはめられたというふうなこともございまして、なかなか思ったとおりには進んでいかなかったのではないかなというふうに思っております。しかし、政策としては、議員御提案のことにつ

いて取り組むことについては、これは有効であるというふうに思いますので、今どうこうと、どれをとすることは申しませんが、政策として進展していくことであるならば取り組みもできるのではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

新エネルギービジョンについては、この報告書、こんな厚いものを、補助事業でしたけれども、つくっていただきました。概要版もこのようにつくっていただいておりますね。

今回、なぜ助成制度の創設について考えないかという質問をしたのは、いわゆるこれからの取り組みということで、新エネルギービジョンの概要の中に、最後に考え方を載せてあります。その中で、行政の取り組みとしては、助成制度の創設、検討など住民、事業者への指示等について取り組んでいくというふうに平成15年に方針が出されていたものですから、ぼちぼちそういう取り組みもするべきじゃないかという意味で質問をいたしましたので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

最後に教育の問題でございます。あと4分しかありませんから簡潔に質問いたします。

不審者対策として、いわゆるさすまたを学校に置いてあるわけですね。一方では、不審者にこれを奪われたら武器となるというふうに言われているわけですが、学校には女性の教職員さんもおられるわけですね。そういうことで扱いにくいという欠点も指摘されているわけです。そこら辺について教育長はどう思われるのか。

それともう一つ、ネットランチャー、いわゆる網かけですね。これについては今各学校、幾つぐらい配備をされているのか。そこだけ答弁をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

さすまたについてですが、これについては一応講習会等で警察官の指導を受けた職員が学校の校内研修で使い方についてはしております。1対1の場合は、おっしゃるように女性の力では到底かなわないという状況でございます。だから、学校において不審者が入ってきた場合には子供を安全に避難をさせると、警察が来られるまでの一時的な防護策の一端としてやっているというところでございます。そういったことでございますので、今網の話がありましたが、そこについては私ちょっと確認をしておりますので、課長の方から答弁をさせます。（「本数はわかりませんか。さすまたとネットランチャーの数」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

ネットランチャーにつきましては、昨年、正式な組合名はちょっと忘れましてけれども、衛生処理関係の業者さんから各学校に一つずつ寄附をいただきました。（「さすまたは」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

ネットランチャーなんですけれども、これは各地区に今普及をしているわけですね。ボタンを押して犯人に網をかけると、その間に子供たちを誘導する、避難をさせるというふうになるわけなんですけれども、このネットランチャーが失敗したら、1個では効果はないわけですよ。ここら辺についてはやっぱり、これ1個20千円ぐらいするそうなんですよね。20個弱ありますか。これについてやっぱり2個なり、学級数によって3個というふうにある程度余裕を持って配備するのが妥当ではないかと思えますけれども、1回失敗したらただの網ですよ。そこら辺については学校現場からの要望とかございませんか。増配備する計画は。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

今のネットランチャーの話は、寄附をいただいているだけでございまして、今後は検討をしてみたいというふうに思っております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

給食費の公費負担についてはもう時間がございませんので。ただ、やっぱり当初は義務教育は無償だというふうに言われていました。これは給食費という問題ですけれども、今各地方自治体では少子化対策、あるいは子育て支援の一環として、給食費を無料にしようという動きも出てきておるわけですので、今後の検討課題として努力をしていただきたいということを申し述べたいと思います。そのことをすることによって、谷口市長、また杉崎教育長の支持率というのは安倍総理よりもぐっと上がると思いますので、そこら辺前向きに御検討していただくことをお願い申し上げて、非常に一般質問の中で失礼な言葉も申しましたと思いますけれども、市政をよくするための言葉だったということを御理解いただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで山田議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

14番野副道夫議員の発言を許します。

14番（野副道夫君）

14番野副道夫でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をいたします。

傍聴の皆様方には連日御苦労さまでございます。お礼を申し上げます。

12月議会におきましては、私、一般質問の通告はしておりましたが、一身上の都合で登壇することができませんでしたので、今回は二番草を取るつもりで一般質問を行いたいというふうに思っておりますが、昨日から一昨日にかけて、おおむね私の一般質問については論議がなされましたので、余り私が言うことはないんじゃないかというふうに思うわけですが、ここで引き下がるわけにもいきませんので、しばらくの間お時間をいただいて一般質問を行いたいというふうに思います。

今回は減少し続ける人口に歯どめをかける必要性から1点、それから子供たちを市民全体で守らなければならないという立場から、その安全確保等について市長、または教育長の考え方を問うものであります。

まず、昨年1月1日、2町が合併をいたしまして新しい嬉野市が誕生をいたしまして1年が経過したわけでございます。人口3万人の市というのは特例によって市政をしくことができた市であることは御承知のとおりであります。

今、少子・高齢社会を迎えて、全国的に人口は減り続けている中で、残された人口の奪い合いが全国都道府県を初め、市町村ではまちの存亡をかけて人口増にしのぎを削っている現状にあります。当市におきましても、その波をもろに受けて、この1年間でも355人が減少し、このままでは今後も減り続けていくのではないのでしょうか。人口減少に歯どめをかけていくことは、今、私たちに課せられた大きな課題であるという思いから、以下の6点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、農林業が年々厳しさを増してきていることは御承知のとおりであります。野放しにしていくわけにはまいりません。生活ができる農業経営が構築されなければならないと思います。そのためには、農業基盤の整備など農業の活性化が推進をされて、後継者が残れる、また後継者を育成できる基盤づくりが必要であるというふうに思います。特に嬉野町の特産品であるお茶にしても、摘採は乗用が変わってまいりました。したがって、乗用に適合する圃場の整備も必要であります。これから若い世代の人が希望を持てる農業を確立していくことによって、定住人口の減少に幾らかでも歯どめができるのではないかとこのように思いますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、当市の農業の形態を見ますと、水田農業と茶業を柱に推進されてきております

が、特に茶業については一部を除いて御承知のように下降線をたどっております。当市の農業の中では、水田農業と茶業が今後も柱になっていくことは理解するものでありますが、産物に付加価値をつける研究なども活性化の一翼を担うことになるのではないのでしょうか。

次に、林業の問題であります。あえてここでは地元木材と表現をさせていただきました。なかなかトンネルを抜け出すことのできない木材の需要の状況であります。御承知のように森林の持つ機能は産物を創出することのみならず、災害から国土を、あるいは人命を守る機能を持っていると思っております。昨日も林業活性化については議論されましたが、山で働ける環境づくりを国や県が推進をしていくのであれば、嬉野市としても乗りおくれられないような施策の必要性を感じるものであります。市長の考え方をお聞かせください。

次に、企業誘致による人口増の対策であります。

企業誘致の問題については、9月議会において総務企画委員会が付託を受けて調査をいたしました。中で新潟県胎内市旧黒川村の実例を報告し、人口6,000人、あるいは7,000人の村が存亡をかけて取り組まれて、大小17社に及ぶ企業の誘致に成功されたことは、12月議会において報告し、意見を述べたとおりであります。その後、担当課ではどのような検討をされ、行動をされているのかお伺いをしたいと思います。

次に、今盛んに話題になっております団塊世代の到来であります。退職による里帰りも出てまいりますが、この方たちに対する誘致活動、あるいは対策は万全でありますでしょうか。また、里帰りのみならず、都会の生活に疲れて、退職後はゆっくりと田舎暮らしをしたいという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そういう思いの方を温かく迎え入れられるまちにしていく、田舎暮らしを望んでいらっしゃる方に魅力を感じてもらえるまちづくりこそ、これから求められるのではないのでしょうか。

先日、テレビで報道しておりましたけれども、ちょっと町の名前は忘れましたが、田舎暮らしを望んでいらっしゃる方を町に呼んで、全域を案内してくれる町の職員がいて、丁寧に案内をしている光景がテレビ放映されたことであります。今、全国津々浦々でいろいろなアイデアで企業誘致はもちろんであります。人の誘致も真剣に行われております。嬉野市にありましても、真剣に取り組む必要があると思っております。市長の考え方をお聞かせください。

次に、今まで人口増に向けた取り組みについて、農林業の活性化の問題から団塊世代に至るまで、るる申し上げてまいりましたが、全体を網羅して役所の中でそういったことの研究会を設置して、人口減の問題に取り組まなくてはならないと思っております。他の市町村ではまちの存亡をかけて取り組みが推進をされておりますので、他におくれをとらないようやっていただきたいと思うわけでございます。市長の考え方をお聞かせください。

それから、大きな2点目については教育の問題であります。さわりの部分を申し上げて、あとは質問席から質問をしたいと思っております。一時期、子供たちが外部からの侵入者によ

て危害を受けるといふ悲惨な事件がありました。これを受けて学校、保護者、地域ぐるみで子供たちを守っていくという、要するに地域ぐるみということが盛んに言われてまいりました。しかし、今日では子供同士のいじめによる自殺、あるいは親が子を、子が親をとという事件の中身がと申しますか、内容が変わってまいりました。身近さに地域ぐるみがかき消されたかのように最近聞けない。当市では老人会の方を中心に防犯パトロールをしてもらっている、このことは非常にありがたいことだし、必要なことだと思いますが、今こそ以前にも増して地域が一体となって子供たちを見守る必要があるというふうに思います。何をどのようにすべきか、地域ではその手法をつかみ切れずにいるのが実態ではないかというふうに思うわけでございます。

そのような実態を踏まえ、例えば、出前講座的な対話集会など実施をし、学校教育課を含む学校と地域が一体となれる取り組みは考えられないか、市長、さらには教育長の考え方をお聞かせください。

あとは質問席から質問をいたします。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

14番野副道夫議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、大きく2点でございます。1点目が減少し続ける人口に歯どめをする必要があるが、その対策はということでございます。2点目が地域ぐるみの子育てという一過性のものとなっていないか。また、美言に隠れて全体のものになっていないのではないかというお言葉でございます。

まず、1点目の人口減少に対する課題についてということでお答え申し上げます。

少子・高齢社会の到来により、以前の施策の見直しが必要になってきております。特に全国的に子供たちが少なくなってきており、30年後には地方の地域社会が崩壊すると予言する学者もおられます。嬉野市内でも毎年の入学式を迎えるたびに200人程度の学童が減少しています。効果的な施策はありませんが、地道に子供を生みやすい、育てやすい地域をつくっていかねばならないと考えております。引き続き保健、福祉、教育施策の展開に努力をします。

加えて、議員御発言のように、地域を支える農林業の活性化による定住対策も必要と考えます。嬉野地区の米作とお茶に加えて、施設園芸の展開を推進できたらと考えております。塩田地区では以前からさまざまな施設園芸に取り組みまれてまいりました。イチゴ、インゲン、ゴーヤなど、産地としての評価が上がっておりますので、嬉野地区で生産量がふえれば、塩田地区とあわせて産地としての確立もできるものと考えておりますので、今後関係団体と協議をしたいと思っております。

次に、林業においては、現在の材価の低迷により、経営的な拡大ができにくくなっております。しかしながら、長期的には海外の材の輸入制限などで価格の安定が見込まれております。また、嬉野市内では林産物の生産がほとんどありません。今後研究をすることも必要であります。

次に、地域の材で建物をつくるのが気候に適した家づくりと言われるように、地域材が利用できればと期待をするところでございます。現在の国の補助基準などでは公的な施設等に自由に地域材を利用できませんので、規制緩和等を要望することにより、地域材の利用も進んでいくものと思いますので、研究をいたします。

次に、企業誘致につきましては、合併後の重要課題として体制をつくり対応してまいりました。県の担当課との現地視察も行い、絞り込みもいたしております。外部への紹介につきましては、法的な準備もありますので、現在取り組みを始めておるところでございます。

団塊世代の帰省につきましては、嬉野市内でも見かけるようになりました。今後増加していくものと期待をいたしております。幸いにいたしまして、現在区画整理事業等を進めております。数年後には完成予定でございますので、保留地処分や、また民間の団地開発等も組み合わせながら適地としてPRを行っていければと考えております。議員御提案のように、市役所内の関連グループにより定住促進と人口増対策を検討することにつきましては、有意義な御提案だと思いますので、組織化できるよう努力をいたします。

次に、2点目の地域ぐるみの子育ての課題についてお答え申し上げます。

子供たちの健全育成には家庭、学校、地域、それぞれが責任を持ち、取り組むことが大切であります。嬉野市では合併以前からそれぞれの町でも積極的な施策が展開されてまいりました。議員御発言のように、高齢の方々による見守り隊やボランティアによる青パト、婦人会の方々による声かけ運動、青年団によるサンタの宅配便活動、社会スポーツ団体による子供たちのスポーツクラブ活動など、地域での活動も活発になってまいりました。加えて民政児童委員の皆様など、専門的に御活動いただく方々におきましては、地域と家庭での子供たちの課題について日々御活動をいただいております。しかしながら、議員御発言のように、マニュアルを示さないままに事業が先に展開され、既成の事業として行われていることあるのではないかと心配いたしております。

以前、熊本県警の専門家を招いてシンポジウムが開催されましたが、先進地の事例をいかに地域で取り入れていくかについて示唆をいただきました。今後、研修会などを地区単位で開催できるよう研究をいたしたいと思っております。

また、ことし準備を始めました地域コミュニティーの取り組みにつきましては、議員の御提案につき一部受け持つことができるのではないかと期待をしているところでございます。地域で世代を問わずかわり度合いが深まっていけば、結果的に子供たちを家庭の子供に加えて地域の子供として受けとめる方向になればと期待をしております。地域コミュニティー

の定着についての地域集会なども開催する予定でございますので、機会をとらえ議員の御提案に沿い、市民の御理解をいただけてまいりたいと思います。このことにつきましては、教育長からもあわせてお答えを申し上げます。

以上で野副道夫議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきますと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

2番、地域ぐるみの子育てについての課題について、まず初めに、地域ぐるみの対応についてお答えを申し上げます。

教育委員会では18年度、文部科学省の委嘱を受けまして、地域ぐるみの学校安全体制整備事業に取り組みました。これは地域、保護者、学校が連携して子供たちを犯罪から守ろうという取り組みでございます。各小学校区から老人会、婦人会、PTA、そして学校の代表者、また嬉野町、塩田町の行政嘱託員さん、婦人会、少年補導員さん、防犯協会の代表、そして警察の方、県教育委員会などのメンバーを入れて、地域ぐるみの学校安全体制整備事業推進委員会を結成し、市全体で子供たちの命を守るための活動を行いました。各小学校でも地域の方やPTAとともに防犯のための推進委員会を設置して、安全・安心の事業に取り組んできたところでございます。

若干具体的な部分を紹介申し上げますと、まず一つ目でございますが、市全体の推進委員会は年間4回実施して、市内全域で足並みをそろえて安全体制整備事業に取り組みました。

二つ目でございますが、各小・中学校では子供たちの命を守るための学習や行事をとり行いました。例えば、危険予測学習、犯罪避難訓練、防犯避難訓練、防犯ブザーの携帯などがございます。特に嬉野市教育の日、11月5日は市内の全小・中学校のすべての学級で安全に関する授業を保護者、地域の方の公開のもとに実施をしたところでございます。

三つ目でございますが、嬉野市安全教育研究大会を11月5日開催いたしました。市内教職員や保護者、地域の方が一堂に会して講演会とパネルディスカッションを行い、地域ぐるみの安全体制について考えました。教育委員会より見守り隊のたすきや子供たちへのクリアファイルを配布したり、クリアファイルには子供たちから募集した安全標語優秀作品を掲載いたしました。さらに子供110番ののぼり、防犯ステッカーを各学校に配布しております。このような取り組みにより、現在市内の全地域で老人会を中心に見守り隊や防犯パトロールが展開されております。市内からの子供たちの痛ましい事件などは現在起きておりません。

また、子供たちと見守り隊の高齢者との触れ合いが、逆に二次的効果として見られてきている地域もございます。今年度は文部科学省の委嘱でしたが、非常に有意義な活動の中で来年以降もこの事業は内容を精選してぜひ続けていきたいと考えております。ただし、見守り隊やパトロールなどは無理をすると長く続かないので、できる人ができるだけ、できるとこ

るでというスタンスで取り組んでいってほしいと考えております。

次に、取り組むべきノウハウ等についてでございますが、平成18年度は教育委員会が主催した地域ぐるみの学校安全体制整備事業推進委員会、4回でございますが、各学校や各団体の取り組みの状況や成果として、あるいは課題として毎回話し合われました。その中では私たちはこんなふうにしていますよと、こんなことで困っていますよとか、学校はこうしてほしいとか、行政もこうしてほしいなどと情報交換や意見、要望が出て、その後の活動に参考になっていました。また、平成18年度は各小学校が中心になりまして、各小学校校区の実態に応じて、地域ぐるみの安全体制がつくられており、そこが中心となって地域守り隊などの活動が行われております。現在は各地区の老人会が中心となってくださっていただいておりますが、今後PTAや他の団体に徐々に広がっていくことを期待いたしております。ただ、前にも申しましたように、地域見守り隊の活動は無理のない形で長く続くような体制を、時間をかけてつくってほしいと考えているところでございます。

三つ目でございますが、地域と学校、あるいは教育行政担当課との対話等についてでございますが、以前は近所の家同士のつながりも強くて、よその子でも近所の子供でも悪いことをすれば我が子のようにしかってくださる大人の方がいらっしゃったわけでございますが、子供たちもしかられても当然のこととして受け入れておりました。まさにこれこそが地域の力の根源であり、地域の子供は地域で育てるのが当然という意識が存在していたと思います。しかし、経済の発展とともに個人主義の考え方が大きくなり、地域のつながりが弱くなってきていることにより、子供たちを育てる地域の力も弱まってしまったように思われます。そこで、今、学校と連携した地域力の再生が叫ばれているわけでございます。

教育委員会としては、主に次のような取り組みをしていきたいと考えております。地域と学校の連携の取り組みということでございますが、そのうちの一つでございますが、地域の力を取り入れた学校運営、いわゆるコミュニティースクール化ということでございましょう。現在、今年度まで嬉野中学校で取り組んでおりますけれども、各学校でも取り組んでいるところでありますが、地域の方の意見や協力を仰ぎながら学校経営を進めると、いわゆる地域からはPTAだけではなくて、各学校の実態に即して行政嘱託員の方であろうとか、老人会の方であるとか、婦人会とか、あるいは各種団体の代表の方に参加していただくというような形のものでございます。

二つ目は、学校の学習や行事などへの地域の方の積極的な招聘でございます。生活科、総合的な学習の時間などでは昔の遊びの学習や地域の学習、または職業体験など、地域の方に先生になってもらい学習を進めるものが多くあります。これらの体験活動をできる限り多く日々の授業の中に取り入れていくように学校に依頼しております。

また、今年度より嬉野町、塩田町の体育大会が各小学校区で行われることを受けて、実情に応じて地区と学校で合同開催をすることもあります。また、塩田小学校が塩田津全体を学

習の場としている塩田津よかとか祭りなども現在行っておりますし、各学校で地域の方を巻き込んださまざまな学校行事の計画があるところでございます。

社会教育所轄あたりでも若干紹介をいたしますと、放課後児童クラブ、福祉課と連携をとって嬉野、塩田両地区で実施をしております。嬉野地区では小学校を利用して6クラブ、塩田地区では保育園に委託をして5クラブ実施をいたしております。それから、子どもの居場所づくり事業として地域子供教室あたりを実施しております、特にここでは昔遊び、野外体験、異年齢の集いによる集団、パソコンおもしろ学習館、こういったものもっております。

いずれにしましても、平成19年度からは文部科学省の管轄の地域子供教室と厚生労働省所轄の放課後児童クラブ等、一体的、あるいは連携して実施するため、市及び県との連携にして取り組んでまいりたいというふうなことを考えているところでございます。

以上、二つ目の地域ぐるみの子育ての課題についてお答えいたしました。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

ただいまいろいろ御説明をいただいたわけですが、まず、括弧の中の1点目から進めさせていただきたいというふうに思うわけですが、実は2月20日の新聞で、全国2,600の集落がなくなるというような消滅のおそれがあるということで新聞に掲載をされました。したがって、ここ5年から10年のうちには恐らく四百四、五十ぐらいの集落がなくなるだろうというような見方であるわけですね。こういった全国的な見方をしていらっしゃる、ここは必ずしも自然的な現象ばかりではなくて、いろいろダムに対するつづれの問題、その他全体的な移住の問題等々加えて、こういった数字が出てきておるようになっております。こういうことを見ても、ややもすれば嬉野市内にもそういった集落があるのじゃないかというふうな感じを持つわけですね。多分市長もこのことは見られたと思いますけれども、嬉野市の中でこういったことを心配する必要はないのかどうなのか、そこら辺についてはどのように感じていらっしゃるでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私もその内容については承知しているところでございまして、嬉野市内でも集落的に見ますと、非常に高齢世帯が多いところ、また高齢世帯の中でも特におひとりでおられるところが多いところ、そういうところは集中的にあるわけでございまして、集落がなくなる

ということの一つの原因がそういうことであるとすれば、可能性があるというふうには考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

一つの集落がなくなるということは、ただ人口減少だけじゃなくて、非常に寂しい現象であるわけですね。したがって、嬉野市全体の衰退につながっていくような現象になるというふうに思うわけです。極力こういうところにはいろいろな手を差し伸べながら、集落が消滅をしないような施策を今後はとっていただきたいというふうに思うわけですが、やはり嬉野市の中での集落が消滅をするということは、いかにも嬉野市が田舎であり、あるいはいかにも無施策であったというようなことが暴露されるような気がいたしますので、ひとつぜひこういった集落については、10年で消滅するのは20年、あるいは20年で消滅するような状態のときには50年は消滅しないというような今後の施策をとっていただきたいというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私もそのように考えるわけございまして、さまざまな施策を展開いたしておるところでございます。特に地域の方にもお願いをしていきたいと思いますが、やはり専門的な知識をお持ちの民生委員さんとか、区の役員さんあたりはそこらを十分承知をさせていただいておまして、例えば、声かけ運動とか、1日1回訪問していただくとか、そのようなことで取り組みをさせていただいておりますので、たとえ御高齢のひとり住まいであっても、できましたら御不自由なく安心して暮らしていただけるような、そういう地域を守っていく努力は継続しなくてはならないと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

やはり年とっても安心して生活できるまちづくりというのが、これから先の大きな課題だろうというふうに私は思っておりますので、ぜひ嬉野市の中からこういった集落が消滅することだけは避けていただきたいと切にお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、農林業の活性化の問題に移っていききたいというふうに思いますが、まず課長、以前

に、これは農産物については全国的な現象でありましょうが、要するに今は産物のブランド化によって、結局産物だけじゃなくて、市そのものをブランド化して売り込んでいくというような現象があるわけですね。ずっと以前は私の記憶では、技術連絡協議会というのがあったと思うんですよ。技連、技連と申し上げておりましたけれども、行政、あるいは農協、あるいは普及所ですか、こういったところを踏まえて技連というのがあって、その中でいろいろな協議がなされてきたわけですけども、現在それは存続されておるのでしょうか、どうでしょうか。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

従来塩田町も嬉野町もそういうふうな形で行政とJA関係、それから県の出先機関ですね、そういった方で組織された技術者連絡協議会がございました。この分についても、新市で一本化をするというような形で新しく今回4月から技術者連絡協議会を統一した形で組織をつくりながら、今、野副議員おっしゃるような地域ブランド農産物の付加価値を高めるような施策の展開を研究するというような形で進めていくことで、今話し合いをしております。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

そうすると、合併して1年が経過したわけですけども、この1年間については技連というのは開催をされていないということになるわけですかね。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

それぞれ本庁の分の技術者連絡協議会、それから支所の分の技術者連絡協議会、それぞれやとったわけですけども、後半から合同の連絡協議会というような形で既にもう話し合いをしておるところでございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

であるとすれば、今後農業が進むべき道というのは、いろいろな論議の中で出てくるんじゃないかというふうに思うわけですね。ただ、私が思うのは、冒頭にも申し上げましたように、非常に農業そのものが厳しい状況にあるわけです。したがって、高齢化はどんどん

どん進んでいく、あと、耕作者がない、そのためには要するに集落営農ですか、そういったところにゆだねていくというシステムになるわけでしょうけれども、なかなか一気に集落営農に行けるかというような問題もあるわけですね。だから、そういうところを考えてきますと、本当に嬉野市の主産物なるものが、米麦、大豆、お茶がメインでありましようけれども、ここだけでいいのかということが言えると思うんです。したがって、特にお茶あたりになってくれば、非常に労力を要する産物であるわけですし、例えば、一つの生産者の過程の中で、片方が欠けてしまえば、なかなか進んでいかないというような現象が起こってくるわけですね。だから、そういうふうな現象が起こってまいりますので、1人でもできるような産物の発掘というのが、これから先の農政協議会、あるいは技連、そういうのに求められる課題じゃないかというふうに思うわけですね。そこら辺、どのような考え方お持ちですか。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

今御承知のとおり、農産物かなり低迷をいたしまして農業も厳しい時代ということで、国の政策に基づきまして集落営農もどんどん進めるような形をしておりますけれども、なかなかそれも浸透しないというような形の中で、じゃあどうするかということも技術者連絡協議会の中でもお話をしております。その中で、従来お茶、それから、米、麦、大豆、こういうふうな形の中に特化した農産物をもっと広げて、施設園芸とか、そういった形の普及、今市長も申しましたような形で普及を図っていきたいということで、今まで従来いろんな形で施策をしてきたわけですがけれども、いわゆる施設園芸、高齢の方でも取り組まれるような施設園芸の考え方、こういったやつをもっと研究していこうというようなことで、今月の16日にも園芸野菜関係の大会をJAでやるような形で進めてきております。

その中の議題でも、1人でどのくらい園芸ができるのかというような提言もしながら、振興策、いわゆる小ネギとかインゲン、そういった形を普及していこうというふうなことで、市といたしましても、今まではパイプハウス事業ということでJAとタイアップしてやったわけですがけれども、JA以外でも申請ができるような形に変えていくというふうな形で、やはり高齢者の方もまだ体力に自信のある方はチャレンジをしていただくと。また、生きがい対策も兼ねながら、そういったことに挑戦をしていただくような形も考えているところでございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

農業者が生活していくこともさることながら、今課長おっしゃるように、結局農業で働く

ことによって生きがいを見つけていく、そのことによって要するに健康を維持していくというような方向まで、やはり終局は考えてもらって取り組みをしていくべきじゃなからうかというふうに思うわけですね。

何回も何回もなんですけれども、ずうっと高齢化はもう1時間1時間、あるいは1日1日進んでいくわけですから、今の体力を5年後、10年後まで維持するということは、恐らく不可能なことであるわけですから、そういった高齢者が、あるいは若い者もしかりですけれども、希望を持って働けるような農業の形態というのを、今後模索していかにかいかならうというふうに思うわけですね。

だから、そうすることが行政の責務だというふうに、私は農業に対する行政の責務だというふうに思っておりますので、ひとつそこら辺については、技連の中でもじっくりと腰を据えて、そしてどういった方向をとっていったが一番いいのか、そして、若い人にも、あるいは高齢者にもそういうことが通用できるような施策というのを、ひとつとっていただきたいなということ、そこはあと答弁は要りませんが、強く要望しておきたいというふうに思います。

ただいま農林課長が御答弁になりました。恐らく市長の考え方も変わりはないというふうに私は理解をしておりますので、ひとつ若い人、あるいは高齢者の人が希望を持って農業に従事できる施策というのを今後とっていただきたいということを、市長に対しても強く要望いたしておきたいというふうに思います。

それから、次は林業の問題でありますけれども、先刻も申しましたように、森林の持っている機能というのは、結局私たちの命を守る、食料の次には森林だというふうに思っておるわけですね。昨日の市長の答弁の中にもありましたように、国の施策として美しい森づくりの推進、あるいは地球温暖化の解消に向けた取り組みなどを今後国が推進していくというような御答弁がありましたので、一応安心をしたわけですが、やはり森林に対する手入れというのが今後必要になってくるというふうに思うんです。森林の手入れをすることによって、やはり本当の名木というのでも生まれてきましょうし、名木が生まれてくることによって、地元産材の使用というのが、また生まれてくるでありますし、そういったところを結局国の施策、あるいは県の施策として、こういうことが挙げられておって、そして森林整備の推進が安倍内閣の目玉だというようなことで話があったという報告を受けましたので、ひとつそういった国の施策、あるいは県の施策に絶対乗りおくれられないような嬉野市の施策というのが必要になってくるというふうに思うわけですね。特に嬉野市の場合には山林が相当率で占めるわけですから、山林を荒廃化させない、本当に山林が森林であるというようなことをつくるのも、一つは、ややもすれば観光の目玉にもなってくるんじゃないかというふうに思うわけです。したがって、その森林に対する、そういった観光づくりにも役立つというふうに思いますので、そこら辺について市長の考え方を再度お聞かせいただきたいと思いま

す。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、地域の山をどう守っていくのかということの御質問だと思いますけれども、なかなか材価が低迷しておりまして、非常に厳しい状況で守っていかなければならないというわけですが、実は私、県の役員もしておりますし、九州、また国の方の係もしているわけですが、一般的な感想といたしましては、山の状況がどういうふうになっているかといいますと、一番手入れが進んでいるのがいわゆる市有林だと思っております。嬉野市の旧塩田町、旧嬉野町の山というのは、手入れが比較的よくできていると。その次が県有林だと思っております。その次が、いわゆる民間の民有林、一番手入れがおくれているが国有林というふうに理解をしているところがございます。なぜこういうふうになったのかといいますと、やはり国の政策自体が営林署の統廃合等もずっと続きまして、山に対する予算が十分ついてこなかったということがあったのではないかなというふうに思っております。

今回、安倍内閣の目玉といたしまして美しい森をつくっていこうということが決定して、間伐を中心に予算がついたわけございまして、大変喜んでおるところでございます。やはり今議員御発言のように、国を挙げてもう一度山づくりをやっていこうという雰囲気になってきたことについては、非常に喜んでおるところございまして、私どもの今までとってきた政策が間違っていないかと、改めて思っておるところでございますので、今後努力もしていきたいというふうに思います。

また、今回御承知のように森林組合等の組織の変更がございまして、いわゆる合併ということも進めておられるわけございまして、そういう点ではそういう団体も力をつけていただいて、私どものパートナーとしてしっかりやっていける体制ができたのではないかなというふうに思っておるところでございます。

そこで一つの課題としましては、やはり山の手入れをするためのマンパワーをいかに確保していくのかというのが課題でございまして、今回予算でもお願いいたしておりますけれども、そういう点で市としていわゆる山に入っていただく方々への支援ができればというふうなことで考えておるところでございます。

また、間伐はできますけれども、伐採はできますけれども、新植がおくれているということがよく言われるわけございまして、できる限り緑資源機構の役もしているわけでございますけれども、新植予算の確保ということも今お願いをしておるところございまして、そういう点では国全体で方向性としてはいい方向に向かってきておるので、私どもとしてはそれにあわせて議員御発言のように同じ政策をとっていきながら努力をしてみたいと思っ

ておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

先ほど申しましたように、要するに森林の持つ機能というのは、いろいろ多面的な機能を持っておるわけですし、観光の目玉としても使用されるのじゃないかという点もありますし、それから、一方では今市長が御答弁いただいたように、雇用の場としても提供されるというふうに思うわけですね。雇用の場として提供されるようなシステムがとれるとするならば、それによる定住人口の増というようなことも考えてくれるわけですから、ひとつぜひそういった方向で、山を見るなら嬉野に行けというような山林づくりに今後精進をしていただきたいということを、このことはお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、企業誘致の問題であります。

これは助役が担当だったですかね。企業誘致については、先ほども申しましたけれども、きのうも話があったおりましたが、黒川村の例をとってみますと、要するに中小企業整備機構とタイアップをして推進をされてきたというようなことですね。きのうからの市長、あるいは助役の答弁の中にもありましたように、県と協議をしながら進めていくと、あるいは関東、関西嬉野会等も目玉に入れておるとというような御答弁がなされておりましたけれども、やはり黒川村が成功されたというのは、要するに中小企業整備機構等のタイアップもあったわけですが、東京事務所を6年間開設したというようなことが報告をされたわけですね。だから、そういうふうに本当に、ここは黒川村は先ほども申しましたように6,000人が7,000人の村であったわけですし、その中で大小17社ぐらいの企業誘致ができたということですから、相当努力をされたんだというふうに思います。

この企業誘致については、やはり熱心にやっていかないと、恐らくできないんじゃないかなというふうに思うわけです。というのは、企業ももとよりですけども、日本の人口そのものが減少し続けておるわけですから、その中の減少しなかった人口をお互いの市町村が奪い合いをしよるわけですから、非常に難しい面もあるわけですね。だから、本当に市の存亡をかけて企業誘致に取り組まなくてはならないというふうに思っておることでございまして、昨日も論議がされましたけれども、いろいろな条件もありましょうけれども、やはり東京事務所、あるいは大阪事務所を設置される気持ちはございませんか。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

ただいまの御質問でございますが、確かに企業誘致につきましては、本市のみならず、隣

の波佐見町、長崎県においても大変力を入れられております。また、県内の他市町においても力を入れられておるところでございます。東京事務所の件につきましては、昨日も御質疑があったところございまして、市長といたしましても東京事務所について今後検討したいというような答弁をされております。そういうことで、今後含めて検討してみたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

東京事務所、大阪事務所を開設することによって、かなりの財政負担にはなると思います。しかし、財政負担にはなりましようけれども、誘致に成功すれば、財政負担をした以上に返ってくるわけですね。だから、東京事務所、大阪事務所を開設するということになれば、絶対条件として成功させなければならないというような担当者の意気込みというのが生まれてくるんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから、県と協議をされて、それは条件をクリアするための協議がいろいろ検討なされておることでしょうけれども、もちろん県もこの間古川知事の話をお聞きすると、企業誘致には力を入れていくというようなことをおっしゃってありましたので、多分県としても企業誘致に対しては力を入れていかれるというふうに思うんですけれども、その佐賀県に誘致をした企業をいかに嬉野市に持ってくるかというのが一つ課題としてあるわけです。だから、もし企業が本当に佐賀県に来てもいいよと、あるいは嬉野市に来てもいいよというような企業であるとするなら、県に来る前に真っすぐストレートに引っ張ってきた方が有利になるような気がするわけですね。だから、そこら辺のこともありますので、いろいろ考えていただいて、県と協議する段階だけ時間的に長くなっていくわけですから、そういうことを私は非常に思うわけです。その財政的な問題を、例えば、東京事務所、大阪事務所を開設することに対する財政的な問題があるとするならば、財政的な問題は誘致ができることによって解消できるんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、ひとつぜひそのところを検討していただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

ただいまの御質問でございますが、東京事務所、ないしは大阪事務所、やはりこれもまたすぐにできるということではございませんで、当面といたしましては、やはり県の東京事務所とか、県の機関を通じてやらなければならないと思いますが、先ほど議員がおっしゃられました、いわゆる直接誘致をするということにつきましては、当然これは県の新産業課とも常に連携をとりながら進めてまいる所存でございますが、独自にやはり既に誘致をした企業

の関連の企業が何百社というほどあるわけでございますので、そこにやはりその社長を通じてでもお願いをするために市長にトップセールスをしていただくということを考えておるわけでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

既存の企業を通じて推進をしていきたいということなんですが、既存の企業等の協議というのは、もうされておると思うんですけども、その感触としてできそうな気がするとか、あるいはこれは無理だなというような感触を持っておられると思うわけですね。その既存の企業の、要するに子会社であってみたい、あるいは直属の会社であってみたいというのが出てこにゃいかんと思うんですけど、そこら辺の感触はいかがですか。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

お答えいたします。

今、自動車関連の社長なり工場長なりと接触をいたしたところでございますが、やはり企業の動向といたしまして、海外、いわゆるタイ、それからベトナム、そういったところにシフトする企業が多いということでございます。

また、県の新産業課のお話を聞いてみますと、やはりいろいろまだ県内でも東部、県の東部地区に引き合いが多いというような話も伺っております。そういうことで、私たちの一番強みといたしましては、既にもう自動車関連の企業が市内にあるという実績をもとに、今後やはりそういった関連の企業なり、そういったところを探してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

おっしゃるように、今、大手の企業というのは海外へ海外へというような、非常に賃金の安いところに、費用コストを下げるための手段としてそういった方法がとられておるわけですね。だから、そこをつまみ食いしてこにゃいかんわけですから、非常に難しい問題じゃないかというふうに思うわけですけども、そして、どうしても佐賀県の中では東高西低だというのはわかるような気がするわけですね。配送のメッカというのは鳥栖にあるわけですから、そういうことで鳥栖にあって、東高の体制でありましようけれども、やはり嬉野は嬉野

として、いい条件をつくっていただいて、そして企業を誘致してくる、そしてそこに定住人口を持ってくるというようなことにならないといけないんじゃないかというふうに思うわけですね。

結局、1年間の人口を見てみましても、出生・転入、転入対転出をしますと、約1,200人ほどが転出をしていらっしやると、そして実際に転入をしてきた人は約900名というような嬉野市の実態なんですね。だから、355名は減少しておるわけですけども、自然な増減のもの、それから、流出口というものが大半を占めておるわけですから、いかにして流出口を食い止めていくかということに今後はひとつ目を向けていただきたい。そのためには先ほど申しましたように、農林業の問題、さらには企業誘致の問題等々ありますので、願いをしておきたいというふうに思いますし、それからもう1点は、要するに団塊の世代という方がいよいよ退職の年に入ってくるというようなことになるわけですし、この方たちをどうしても迎え入れられる嬉野市をつくり上げていくことが一番いい方法じゃないかというふうに思うわけです。

もちろんさっきも申しましたように、里帰りをされる人を定住させていくということも一つの手でしょうけれども、やはり都会の生活に非常に疲れていらっしやる方もあると思うんですよ。だから、そういう人たちがあと余生を田舎でゆっくりと暮らしたいというような方も余計いらっしやると思いますので、企業誘致もさることながら、人の誘致についても、そういったところを早く情報を受けて、例えば、よその人でもいいわけですから、嬉野に来てくださいと、嬉野はこういったいいところがありますよというようなことを、やはり市役所の職員が案内をしながら、そして説明をしていくというような、そしてそこに定住をお願いするというような方法をとるのも一つの手だというふうに思うわけですね。

先ほども申しましたけれども、やはり女の職員の方だったんですよ、案内をしていただいたのは、テレビの中ですね。例えば、熊本に行こうか、嬉野に行こうかというようなことで訪ねてこられて、そして嬉野をしてみるかというときに、嬉野市の女性の職員が嬉野市をくまなく案内をされたら、そうしたところが、お父さん、嬉野に決めましょうかというようなことで、奥さんの一声、その職員の案内の態度、そのことで嬉野に1世帯が決まったということがテレビで放映をされておりましたので、要するに団塊の世代の方をターゲットに絞るということも、絶対忘れてはならないことだなというふうに思うわけですね。だからひとつ、こちら辺にも目をつけていただきたいというふうに思うわけですけども、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当然、私どもの嬉野市に新しく住んでいただくということが定住促進にストレートにつながるわけですので、世代を問わず努力をしていきたいということで考えております。今回、再三申し上げておりますけれども、嬉野市の施策の第1点に健康ということを挙げましたのも、それがねらいの一つでもあるわけございまして、いろんなデータとか、いろんな方にお聞きしましても、例えば、高齢になってから住まうところを変えていくということが一番心配なのは何かといいますと、生活の利便性もでございますけれども、安心して健康で暮らせるかということが一番の課題になっているということでございます。

そういうことで、私どもが今考えております健康を柱とした政策が成功していけば、嬉野は健康で安心して暮らせるということになりますと、温泉もありますし、いろんな陶磁器等も体験できますので、魅力ある地域として選んでいただけるというふうに考えておるところでございます。

特に今回考えております、モデル的になりますけれども、地域に保健師あたりが直接入って行って、個々のサービスができるということが定着していきますと、本当にどこから移ってこられても、そういう面では心配なく暮らせるのが嬉野だと、医療機関、福祉機関はもう充実しているわけでございますので、あとはそのようなサービスを、たとえ知り合いがおられなくても、嬉野に来ればそのような健康に関するケアが十分できるというようなことが一番の売りになるというふうに私は考えておまして、こういうことから今回の施策の第1の柱をそのように持ってきているわけでございますので、努力を重ねながら、この団塊の世代の方あたりも、ぜひ呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

田舎暮らしをした人が年老いてから都会に行けば、非常に友達ができないというようなことで苦慮されるわけですね。しかし、逆の場合には案外都会から来られた人に対する田舎の人の接し方というのは、非常に心のこもった接し方ができるわけですから、そういうことを考えて、やはり団塊の世代の方の取り組みを重ねていくということ、ひとつぜひお願いしておきたいと思います。

次に進みますが、要するに研究会、市役所の中での研究会、このことについては立ち上げていきたいということですから、一応安心をするわけですが、やはり今から先、嬉野市をどのように進めていくかというような全体的な研究というのが必要だろうというふうに思うわけです。本来なら企画課がそういうのを担当して、そしてやっていくのが一番いいでしょうけれども、やはりそれぞれの課で非常に少ない職員の中で苦労されておるといようなことから、なかなかそこまでは手が出ないというふうな実情にあるかというふうに思い

ますので、各課からそれぞれ1人ずつでもいいし、3人でもいいし、5人の研究会でもいいというふうに思うんです。暇をみて、研究をしながらそっちの方向に進めていくというような体制づくりというのが必要じゃないかなというふうに思いますので、このことについてはぜひ進めていただきたいというふうに思います。

時間が大体1時間ぐらいで終わる予定だったんですけど、少し食い込んでおりますが、2点目に移っていきたいというふうに思います。

きのうもありましたように、やはり子供たちが健康ですくすくと育ってほしい、そして安心・安全の中で伸び伸びと育ってほしいというのが、すべての方の希望であるわけですね。だから、学校施設における安全性については、一昨日も論議がされました。子供を犯罪から全体で守る立場から質問していきたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

先ほども話がありましたように、以前は外部からの侵入者による犯罪というのが非常に多かったですね。その多かった時代に地域ぐるみで子育てをやりにゃいかんというような言葉が出てきたわけでございますけれども、最近は余り事故が身近になり過ぎて、どこでどのように歯どめをしていくのかというような、例えば、児童の虐待の問題であるとか、あるいはその他いじめによる自殺であるとか、そういう方向に変わってきておるわけですね、事件が。だから、そういうのかき消されてきておるんじゃないかというふうにも思いますし、外部からの侵入者による事件当時よりも、もっともっと今は地域ぐるみというのが大事な時代に入ってきたというふうに私は理解をするわけです。

だから、3万市民すべてが本当に我が子同様に、先刻教育長御答弁なされたように、我が子同様に扱える気持ちがなくてはならない。しかし、地域ぐるみとはいえども、なかなかその地域に入っていった場合に、地域ぐるみの子育てで子育てすることはどういうことよというふうな、何をどうすればいいのというのを地域ではまだつかんでいないというふうに私は思うわけです。だから、そのところをひとつしっかりとやらしてもらわんといかんと思うわけですね。

この嬉野市報の12月号にも、「みんなで守ろう嬉野の子供」というのが、結局地域ぐるみの安全体制研究大会というのを見せてもらいました。その後、新聞にもいろいろいじめはふえているよというようなこと、あるいはその他もろもろの事件が起こっておるわけですが、やはりみんながそういう気持ちにならんとできないなということが大綱としてあるわけですね。きのうも田中議員だったですかね、教育長の新聞を見ておられたわけですが、私も見せてもらいました。ここの中にも学校と家庭、地域がより積極的に連携することで魅力ある学校をつくっていききたいと、こういった抱負を述べていらっしゃるわけでした、本当に地域と学校が一体とならなければならないというのはわかるわけですね。

私たちが 私たちがというよりも、私が青年団当時には吉田地区の運動会を開催すると

きには、学校の先生もすべて応援に来てもらっておったわけです。運動会が終わったときには学校の先生と青年団、あるいは地域の方と一緒に打ち上げを学校でやるというような時代でありましたので、地域と学校とがかなり密接した中で学校運営ができておったという時代であったわけですね。その時代を想像すると、もう一度そういう学校になってもらいたいと思うわけです。だから、そのところを私は特に思うわけでございまして、質問をしておるわけですが、一番ここの中で問題になるのは、その地域に出向いていただいて、要するに出前講座みたいな形の中で、その地域ぐるみの子育てとはこういうことよと、こういうことを私たちは言っているんだよと、だから地域でこのように取り組んでいただけないだろうかというような訴え方をすることによって地域に浸透していくのじゃないかなというふうに思うわけですね。いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

ただいま議員から御意見を拝聴しまして、同等の考えを私も持っております。いわゆる出前講座みたいなものでやるという方も、非常に今の時期に適したことではないかというふうには思います。それと同時に、きのうちょっと田中議員の御質問のとき話しました学校の運営協議会というものを立ち上げて、その中に地域の方の代表に来ていただいて、学校スタッフといいたまいますか、サポートスタッフといいたまいますか、そういう方を地域の方の代表で入っていただいて、そしてそこでまたチーフになられる方あたりに言って、そしてそれぞれの団体等に学校の方から出向いていくというふうな方法もあるのかなと、今お聞きをしておりますと考えているところです。

以上です。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

市長が対話集会をされる、そして学校は学校なりに夏休みの前に地域に出向いて、そして地域の中でいろいろ対話集会があるわけですね。そのときには夏休みに入るから、子供たちの安全はこういうことにしてくださいというような、おおむね一方通行的な感覚なんですよ。だから、私はそのときもぜひ出席をさせてもらっておるわけですが、少し学校は弱過ぎはせんねと言うことです。これも地域にお願いしました、あれも地域にお願いしましたじゃなくて、例えば地域ぐるみの子育てについて、学校はここまでやっているから、このことを地域でしてくれませんか、してくださいというような訴え方をしているじゃないですか、私は言うんですね。だから、そういうふうなことが非常に学校としても昔みたいに、地域と学校の先生とが密接な関係にあれば、そういうことすぐ言えるわけでしょうけれども、

集会に来られる先生は初顔合わせというような状態の中ですから、非常に言いづらい、言えない部分もあると思うんですけれども、やはり地域に出向いたときには、学校というのはこういうことをやっているんだから、あなたたちもこうしてよというふうな言い方をされるのが、もっともっと地域ぐるみの子育てというそのものが地域に浸透していくことじゃないかなというふうに思うわけですね。そこら辺の御指導はいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

学校の指導力をもっと発揮せろということかのようにございますけれども、野副議員が最初おっしゃいましたように、過去の時代にはちょっと戻ることができないですね、現在。そういったことでいけば、今おっしゃる向きもないではないと思います。ただ、それを私は今度の学校運営協議会の中で新しい形としてやっていくと、いわゆる学校運営協議会の名で、これは学校がすべきであると、これは地域がすべきであると、これは家庭で当然やるべきではないかと、そういった仕分けをしながらやっていくというのが、これからの21世紀に向いていると、議会と市長がよく言われますけれども、歓声が聞こえるまちづくりの一端を担う子供たちの育成につながっていくのではないかなというふうな気がしております。

以上です。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

やはりそれぞれの、もちはもち屋というのがあるわけですね。だから、例えば、極端な例を挙げてみますと、今、はしの持ち方は学校で教えるというような、そういうふうな感覚があるんですよ。だから、はしの持ち方ぐらいは親が教えるよというようなことになってこんと、やはりそれぞれのもちはもち屋の業務が発揮できないというような面があるかというふうに思うですね。だから、そういう意味でもやはり学校はもっと地域に対して強くあっていいんじゃないかなということを提言しておきたいと思います。

それから、もう一つは、私が思うのは、学校教育と社会教育というのは裏腹なんですよ。私は学校教育というのは社会教育の一端だというふうに思っているわけですね。だから、大きな社会教育という枠の中の一端が学校教育であるというふうに思っているんですけれども、いろいろな本あたり見てみますと、学校が言うときには学社連携、社会教育が言うときには社学連携と、こういうふうに確実に背中合わせているわけですね。だから、それでは教育としての意味がないんじゃないかと、だから、社学連携でも学社連携でもどっちでもいいから、まずその大きな社会教育の中に学校教育も入っているんだというふうに私は思っているんですけれども、教育長の考え方はいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

私はもっと長いスパンで見ていきますと、家庭教育、それから学校教育、それから青少年、あるいは年寄り、高齢者までの社会教育、こういったスパンを考えております。したがって、おっしゃるように、社会教育の一端ということもありましようけれども、学校は私は学舎でございますので、今、はしの例をおっしゃいましたけれども、完全学校週5日制あたりでの提起があったときは、私は地域、家庭、学校がそれぞれ3分の1ずつ担当をして役割を果たすということが、これからの学校の役割であると思っております。

それと同時に、先般保護者約1,000名ぐらいのアンケートをとってみました。小学校高学年、地域住民の方、それから中学校にやっている子供さん方ですね、この中で一番多かったのはやはり学校に対して期待するのは学力向上でございました。それから二つ目は小学校、地域の方も心の教育の充実であります。そして2番目、小学校あたりは学力が来ていました。地域の方はマナー指導、礼儀ですね、そして豊かな心ということで、3者ともこの三つが教育課題というふうに私自身もとらえております。そういった意味では、それぞれの今の課題を消化するということになりますと、学校だけではできないし、一般的に今学校が余り強く言いますと、学校ばかりひどく言うというふうな反響もありますので、そういった意味で今提案している運営協議会あたりを提起して、そこで地域連携あたりも社会教育連携あたりも進めていかれたらというふうな気持ちを持っております。

以上です。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

もうそろそろ終わりたいと思いますけれども、特にその地域ぐるみのということについては、先ほど教育長おっしゃったように、出前講座的なことをやりながら、地域に浸透させていただきたいということは切にお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

人口減少の問題、あるいは地域ぐるみの問題、いろいろ申し上げましたけれども、やはり私たちも嬉野市が消滅してはならないという気持ち、あるいは子供たちが変な方向に進んではないという気持ちを込めて申し上げておるわけでございますので、どうぞひとつ努力できる分については御努力をいただいて、そして早期にこういった問題が解決できるようにお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで野副道夫議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで3時10分まで休憩します。

午後 3 時 2 分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

10番芦塚典子議員の発言を許します。

10番（芦塚典子君）

通告に従い一般質問をいたします。今回は、子育て支援事業について、5項目について一般質問を行います。

昨年末に厚生労働省は、日本の総人口が2055年には現在より3,800万人少ない18,993万人まで減少すると予測した日本の将来推計人口を公表いたしました。合計特殊出生率は05年と同じ1.26と設定、前回推計で1.39まで回復するとしていましたが、大幅に下方修正いたしております。06年度には合計特殊出生率が1.29に上昇するものの、今年度から下降、44年以降は1.26で推移するとされております。総人口は、2046年に1億人を割り込み、2055年には8,993万人になると予測しております。2055年の年代構成は、65歳以上が約41%と、現状から倍増しており、14歳以下は8%に減少すると報告しております。

このように深刻化する少子化の現状は、将来、社会保障費の増大や労働人口の減少、子供の自主性や社会性の低下、地域連帯意識の希薄化など社会全般に大きな影響を与えます。また、女性の社会進出による共働き家庭の増加や核家族化の進む一方、地域社会との関係が希薄になり、児童虐待を初めいじめや不登校児の増加など、子供を産み育てる環境も大きく変化していきます。このような状況の中で、将来に夢を持って子供を安心して産み育てるために、子供が健やかに成長する環境を整備し、子育てのニーズにこたえられる子育て支援サービスを提供し、地域が子供とともに成長していくまちづくりを推進していく必要があります。本市における子育て支援の事業の現状をお伺いしたいと思います。

まず第1に、要支援児童への対応と支援体制はどのように行われているか、お伺いいたします。

増加の傾向にある児童虐待に対する対応と支援体制、また、ひとり親家庭への支援体制、障害児支援体制はどのように取り組まれているか、お伺いしたいと思います。

2番目として、ブックスタートについてお伺いいたします。

ブックスタートは、1992年英国で始まり、日本では2001年4月に実施を開始し、現在全国各地に広がっています。文字どおり赤ちゃんに本を始めるという事業ですが、各地の特性に合わせた地域の運動が始まっています。2006年12月31日現在では、ブックスタートの実施自治体は1,840市町村のうち597市町村で、県下では4カ所の自治体で始まっております。本市での事業は計画されているか、お伺いしたいと思います。

3番目として、子どもの居場所づくりについてお伺いいたします。

子どもの居場所づくりは、放課後子どもプランの一環として、今年度は文部科学省137.6億円、厚生労働省189.7億円の予算を要求して、文科省と厚生省が連携して子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を実施するとしております。本市における子どもの居場所づくり事業の現状と今後の方針、またCSO、いわゆる市民団体とNPOの支援、または協働はどのように図られているか、お伺いしたいと思います。

4番目として、子育てや教育に関する情報提供や相談体制はどのように行われているか、お伺いいたします。

本市の相談件数は、児童虐待相談に次いで子供の発達障害やLD、ADHDの子供の相談が多い状況です。このような相談に対する対応と今後の支援策はどのようにとられているか、お伺いしたいと思います。また、総合的相談窓口が必要と思われるが、どのように対処していかれるかお伺いしたいと思います。

5番目として、特別支援教育の現状についてお伺いいたします。

通常の学級に在籍し、学習や生活において特別な支援を必要とする子供、いわゆるLD、ADHD、発達障害、自閉症等に対して教育支援はどのように図られていくか、お伺いいたします。

以上5点について、壇上における質問といたします。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

10番芦塚典子議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、子育て支援事業についてということでございます。その中で、特別支援教育の現状については、教育長の方からもお答えを申し上げます。

子供たちを取り巻く環境は厳しくなっています。学校はもちろん、地域でも支えていかなければなりません。嬉野市では、市民の御理解をいただいて各種の支援事業に取り組んでまいりました。議員御発言の児童の虐待につきましては、法の制定なり虐待の早期発見、関係機関への通報、対象の子供の保護などを連携して行っております。また、市内の有識者により児童虐待防止対策の委員会も開催されており、情報交換を行い対応策も協議していただいております。嬉野市内では厳しい虐待が行われているとの報告は起きておりません。しかしながら、虐待のおそれがあるものとして対処したものは数件ありました。今後も関係機関と連携をとりながら対処をまいります。

次に、ひとり親家庭の対策でございますが、嬉野市内でも事情があってひとり親家庭になれる家庭が増加傾向でございます。民生委員の皆様による把握、学校での把握等によって対応いたしております。子育ての支援や税務関係での支援を行っております。特に、子供の健全育成の環境整備につきましては大切なことでございますので、支援制度に適合させなが

ら相談事業等も実施しております。

障害児支援施策については、障害者団体への援助やさまざまな障害の程度に合わせて支援を行っておるところでございます。身体的な障害につきましては、機械、器具の購入補助、支援学校通学への補助なども行っております。精神的な障害をお持ちの方に対しましては施設入所や通所の支援なども行っておるところでございます。さまざまな支援策を組み合わせしておりますので、御相談いただければと考えております。最近では事故などで障害者となられる場合もありますので、民生委員さんの御協力をいただきながら対応をいたしてまいりたいと思います。

ブックスタート事業についてお答え申し上げます。

ブックスタート事業につきましては、議員御発言のように県内でも開始している自治体がございます。嬉野市でも、よい子あつまれ事業などで絵本を使ったり、おはなしどんどんなどで読み聞かせにより本に親しむことを通じて情緒的な育児への努力も継続をして行っているところがございます。ブックスタート事業につきましてはブックスタートパックを配布することからスタートするわけですが、予算措置が必要であります。ルールに乗れば健診での事業も展開できるというふうに考えておるところでございます。健診時に常時行うことは人的な課題がありますので、現在取り組んでいる子育て支援に加えてブックスタート事業の趣旨を生かせるよう事業の実施について研究を行ってまいりたいと思います。

次に、子どもの居場所づくりについてお答え申し上げます。

子供たちを地域社会で見守り育てていくことが大切であります。嬉野市ではさまざまな事業が行われております。通常の保育事業に加えて病後児保育事業、輪番制による保育事業、宅老所での保育事業、放課後学童保育事業などが行われております。それぞれの団体が支援体制をとっていただいております。市民団体につきましては、それぞれの活動の目的があらわれるわけでございますので、協議しながら設立の趣旨を尊重し、子育て支援の役割も担っていただいております。運営資金などについては、厳しい現状があることはお聞きする場合がございます。支援につきましてはでき得る限り対応いたしてまいりますが、限度もありますので、効率的な運営への対応もお願いをいたしてまいりたいと思います。

次に、子育ての相談窓口についてお答え申し上げます。

子供たちの健全育成には、さまざまな支援が必要であります。先日、長崎市役所をお訪ねいたしましたときにも、子供たち全体への支援を統合された組織について資料をいただいております。子供たちの数が非常に多い場合には、さまざまな課題を1カ所に対応するメリットを感じてまいりました。現在の嬉野市役所では保健、福祉、教育委員会が分担して仕事をいたしております。また、多くの市民の御協力をいただき、子育て支援を展開しておるところでございます。

窓口の課題でございますが、現在は大体保健担当が母子手帳の発行段階から中心になって

対応をいたしております。また、子供たちを含む家庭、家族の問題につきましては、主に福祉担当が行っております。学齢期の対象の子供を含む家庭の問題につきましては、教育担当課が対応いたしております。組織的な対応が必要な課題につきましては、グループ制度を使って総合的に対応いたしております。子供担当課のことにつきましても研究いたしたいと考えております。いずれにいたしましても、細やかな対応ができるよう努力をいたしたいと思っております。

次に、特別支援教育の現状については教育長からお答え申し上げます。

以上で芦塚典子議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきますと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

それでは、特別支援教育の現状についてお答えを申し上げたいと思います。

平成18年7月の調査によりますと、通常の学級にLD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒が市内全体で50名ほど在籍をいたしております。これらの児童・生徒は特別な支援を要する児童・生徒でございます。各学校でさまざまな手だてがとられているところでございます。

幾つか紹介をしていきたいと思っておりますけれども、まず、各校の特別支援教育コーディネーターが中心になり、一人一人の子供に対して個別の支援計画を作成し、校内外で連携した支援体制をつくっています。特別支援教育コーディネーターには教務主任、特殊学級担任、教育相談担当などを当てております。また、特別支援校内委員会を設置いたしまして、一人一人の子供たちへの支援について教育相談部会、ケース会議を適宜持つようにしております。校内委員のメンバーは校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、特殊学級担任、教育相談担当教職員、そして教育相談員などが入っております。

低学年児童に対しましては少人数TT加配教員や指導法改善TT加配教員、またはその他の級外の職員が支援に当たることが多いようです。特殊学級在籍の子供さんに対しては、主に担任が支援に当たりますが、個別の支援計画をそれぞれ作成し、全職員で対応するようにいたしております。スクールカウンセラー、スクールアドバイザー、その他の教育相談員も学校職員と連携して支援に当たっております。

轟小学校ではということで申し上げますと、LD、ADHDで通級指導教室を開設し、轟小学校児童・生徒を中心に児童を受け入れておまして対応いたしております。これらの取り組みにより一定の成果は出てきておりますが、当該児童・生徒に対して教職員や相談員等の人数がまだまだ不足しております。できましたら支援員の各学校への配置等も検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

まず最初に質問いたします。

現在、増加傾向にある児童虐待に対する対応と支援体制についてお伺いしたいんですけど、平成18年4月1日から12月31日まで児童虐待相談件数が21件、それからLD関係の言語発達障害等相談が23件、育児しつけ相談が21件、計82件の相談が嬉野市に寄せられておりますけど、これはどのような対応をなさっておられますか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

それでは、福祉の方で担当しておりますのは、児童虐待相談が主でございます。先ほど議員おっしゃられましたように、昨年4月から12月までで21件の相談がっております。これにつきましては、昨年の10月に嬉野市児童虐待防止協議会という組織を新たに立ち上げまして、この中では、県の機関としまして中央児童相談所、それから福祉事務所、それから民生委員さん、警察、保育園、幼稚園、学校、精神科医、医師会、それから市役所ということで、こういったメンバー計10機関の13名で協議会を立ち上げております。特に大きな緊急な問題につきましてはケース会議等を開きまして、こういった関係機関と相談をしながら、個々のケースによりまして主に御相談を申し上げるのは、県の中央児童相談所、それから民生委員さん、それから警察、それから学校関係者等とケース会議を開きまして、昨年の1月から設置をしております家庭相談員さんが主体になりまして、現在、個々のケースを担当して問題の解決に努めております。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

計13名で県と連携して中央相談所、並びに家庭相談員さんと連携して相談に当たられるということなんですけど、本庁には係の方が2人いらっしゃいますけど、実質は1人だと思います、臨時で職場についておられますので。この方たちがいわゆる82件という相談件数に当たらなければならないので、恐らく十分な相談はできていないと思いますけど、本庁における支援体制というのをもう少し充実できないものか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

本庁で特に主体的に窓口として相談を受け付けておりますのは、先ほど申し上げましたよ

うに家庭相談員さんが2名いらっしゃいます。この方々は嘱託職員ということで、週に30時間の勤務ということで2人で60時間ですので、一応現在の相談件数、特に福祉の方で窓口として取り上げております21件につきましては、特に人数的に不足をしているとか十分な体制がとれてないというふうには理解をしておりません。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

恐らくこの82件のうち21件、そして児童虐待が21件、育児しつけ相談が21件ということなんですけど、いわゆる児童虐待は児童虐待だけで特定されていなくて、育児しつけ相談の中にも児童虐待があるわけです。これは民生委員さんとか医師からの通報とか、そういうものによって相談が本庁の方に来ているもので、潜在的な相談対象者はかなり多く、窓口まで来られていない潜在的な相談を受けるクランケといえますか、そういう方はたくさんいらっしゃると思います。

それで、ほぼ1名で網羅できるものじゃないと思いますし、また、この方たちはひとり親への対応とかそういう方もなさっていますので、もう少し嘱託員というんですか、家庭相談員の強化というのを図られた方がいいんじゃないかと思います。私は、これ年間で100人ぐらいと思っていたんですけど、まだ9カ月で82件の相談をなさっています。年間にすればかなり今後ふえていくと思いますし、虐待相談でも想像以上の件数だと思いますけど、もう少し家庭相談員の強化というのを図られないものか、これは市長にお伺いいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど部長がお答えしましたとおり、専門の窓口としてはそのような形になっておりますけれども、ほかのいわゆる担当からも協力をしながら解決をしているところがございます、まずカウンセリングを行うわけがございますけれども、その中身によりましては上司に相談をしますので、上司が判断をしながらほかのところにも一応協議を持って協力的に行っておりというふうに理解しておりますので、現場がそのように判断しておりますので、今後調査等もいたしますけれども、今のところそういうことで十分できているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

不十分と思われるので質問をしております。

もう一つの質問なんですけど、ひとり親家庭への支援体制はどのように行われているか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

ひとり親家庭につきましては、母子自立支援員というような専門の相談員を1名配置しております。これも同じく嘱託職員で週30時間というようなことでございます。主に取り扱っております業務につきましては、母子福祉資金の貸し出しとか、それから就職等のあっせんと申しますか、それに伴う準備金とか、そういった主に母子世帯の自立に関して資金的な援助が公的な分でできる分についての窓口となっております。それと同時に、今度は自立のための就職の訓練と申しますか、そういった制度もございまして、そういったものを希望される母子の家庭につきましては、そういった相談も受け付けをしております。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

ひとり親家庭への支援ということで私質問いたしましたんですけど、最近、好むと好まざるとにかかわらず子供を産まなければならないという状態の女性が嬉野市にもいらっしゃいます。この方たちはまだ若くて資金もなくて、それから妊娠もしておりますので体力もなくて、本当に悲惨な境遇だと思います。そういう支援は大体どういうふうな支援をなさっておるか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

いろんなケースの御相談を受け付けております。特に母子の若いお母さんで、先ほど議員がおっしゃられたようなケースにつきましては、当然生活資金が不足をするというような状況にもなりますので、これにつきましては生活保護のグループの方でとりあえず就職をされるまで、自立ができる家庭環境になるまではそういった生活面の扶助と申しますか、生活保護の対象にして、そういった家庭について母子ともに最低限の生活ができるような対応はいたしております。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

私が先ほど申ししたのは、いわゆるシングルマザーという状況です。嬉野市にもやはり

いらっしゃいます。今後少なくなる可能性はないと思います。やはり女性がこういう場合に陥った場合に資金面、健康面、生活面、本当に悲惨な状況だと思imasるので、ぜひ生活支援、あるいは資金支援、女性たちがそういう一番苦しい時代に支援をしていただいたら必ず自立ができますので、そういうほんのわずかな期間なんです、一生を考えればですね。その期間に確実な支援をしていただいたら、本当にその人の一生は救われるんじゃないかと思imasるので、ぜひこういう支援は本当に目に見えないような支援なんですけど、数名の方なんですけど、支援をお願いしたいと思imas。

次に、ブックスタート事業についてお伺いしたいと思imasですけど、県下では4自治体が今ブックスタート事業を始められております。伊万里市と武雄市、東与賀町、白石町、この四つの自治体が始められていらっしゃいますけど、いわゆる赤ちゃんに本を始める事業なんです。それで、本市にもぜひこれは始めていただきたいんですけど、各自治体で取り組み方はいろいろ違います。それで、私が一番いいと思ったのは、伊万里市の自治体の取り組みなんですけど、3カ月児健診で赤ちゃんに本を始めるという事業です。これは3カ月健診の折、受け付け、問診、身長・体重測定、内科の問診、それから育児相談があって、別の部屋でブックスタートとしてお話し会などの公募によるボランティアによるスタッフによって赤ちゃんに本が見せられて、そして帰りに本4冊の中から2冊を赤ちゃんにプレゼントするという事業です。インターネットで取ったのでちょっとぼやけておりますけど、こういう赤ちゃんの、私も3カ月というのはちょっとびっくりしましたが、すごくいいなと思imas。というのは、このころは母親というのは子供に物入りなんです。赤ちゃんの服は買わにゃいかんし、ミルクは要るし、こういう何かゆとりがないんです。そのときに絵本を与えられたら、赤ちゃんだけじゃなくて母親も本当に安らぐんじゃないかと思imasし、赤ちゃんの顔がすばらしいと思imas。こういう事業は伊万里市では14年から取り組まれております。というのは、まず勉強会をなさって、視察をなさって、ボランティアを募って、事前研修会を四、五回なさって、16年にスタートをなさっています。2年間ぐらいかかっておりますけど、本市ではすぐにでも取り組んでいただきたいと思imasけど、どのようにお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も先ほどお答えしたとおりでございます、現在うちで行っております子育てのいろいろな事業にお伺いするわけでございます、よい子あつまれの事業あたりに行きますと、今お話しのように本を読んだり、また紙芝居をしたり、また積み木をしたりしてずっとやっておられるわけですけども、やっぱり絵本を見たり、それから紙芝居を見たりするときの子供たちの生き生きとした顔といいですか、非常に印象的でございます。それぞれの節目、節目に

来ておられるわけでございますけども、またお母さんたちも非常に楽しみに来ておられますので、そういう点では、いろんな形をとりながらでもやっぱり継続していかなければならないというふうに思っておるところでございます。

冒頭お答え申し上げましたように、このブックスタート事業につきましては一応趣旨を生かせる形で取り組むように研究を始めたいと思っておりますので、いろんな御意見もいただければと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

ぜひこれは生まれてくる赤ちゃんたちのために取り組みをよろしく願います。

それから次は、厚労省と文科省が今年度は強化しております、放課後子どもプランの一環として子どもの居場所づくり事業が社会教育課で行われておりますけど、今まで16年度から緊急3カ年計画という形で行われてきたんですけど、今年度からさらに二つの省庁が連携して強化を図っております。社会教育課のこの子どもの居場所づくりについてお伺いしたいと思いますけど、今まで行われている一つの事業なんですけど、子供の料理教室、これについてちょっとお伺いしたいと思いますけど、この料理教室が今年度で終わりです。

質問に入りますけど、まず16年度は講師料が5千円、指導員が1回3千円でした。今年度は講師料1千円、指導員料1千円です。時給にすれば100円以下です。ただ、この報酬が支払い時期がなかなか決まっておられませんし、いつもおくれて、1年半おくれて支払われることもあります。さらに源泉徴収票が本人に配られないんです。先週、確定申告に行ったら報酬が出ているということで驚かれています。

また、この事業が今年度で終わりになりましたので、先週の日曜日、3月11日に最後の事業が行われております。子供たちが22人ぐらい参加してサンドイッチをつくる事業が行われておりますけど、金曜日、前々日に、この食材費は出ませんという話がありました。報酬の支払い面においても明確じゃありませんし、年間計画として事業計画は出しております。前日になって食材が出ないというこういう計画変更があると、どのようになっているか、社会教育課長にお伺いいたします。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

キッズクッキングのことについてのお尋ねですが、まず基本的には平成16年半ばからこの事業が始まりまして、いち早く取り組んでおります。国の委託事業でございますので、一般会計予算を通しての事業じゃないということがまず前提でございます。そういったことで、16

年度事業につきましては、半ばからということで16回ほど開催をしております。

それと、いろいろ食材の支払い、あるいは賃金等についてのお尋ねでございますが、講師謝金等については3年間を経過することで、できるだけボランティア団体、そういった方々に協力を願って事業を推進してくださいといった国の方針がございまして、まず当初はそういった事業に対する講師謝金等は、専門的謝金は5千円認めますとかいった基準が設けられておりまして、平成18年度につきましては講師謝金等につきましても1千円以内にしてくださいといった形での指導があって、国の従いながら実施をしておるという状況でございます。

それから、支払いの遅配等についてもお尋ねでございますが、委託事業ということで、私どもの方で一般会計予算の方で予算措置をして後で補助金等をもらうということであればタイムリーに支払いもできるわけなんですけど、委託金としての国からの収入がないということで、別口座という形になっておりましたので、やむを得ずそういった形でせざるを得なかったという状況もございます。

それから、食材等の仕入れ云々につきましては、事業内容と出席者が何名とか、私どもの方でつぶさに現場でしておるということでもございまして、そういった自主活動の中で御苦労していただいていることもございまして、そういった行き違いも生じているんじゃないかというふうに感じております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

さっきの質問で、源泉徴収票が本人に配られてないというのはどういうことなんでしょうか。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

源泉徴収票がまだ配られないということに対しましては、申しわけございませんが、ちょっと私どもの方で把握をしておりませんでした。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

源泉徴収票が配られなかったもので、先週ですか、確定申告にたまたま行って、報酬が出ていると、びっくりしたそうです。金額も違いがあるそうです。

この事業は最初に年次計画を出しているんですけど、再三再四社会教育課に呼ばれるんですよ。女性たちはちゃんと仕事を持っているんです。再三再四社会教育課に行かなければな

らないし、最初のもう一つの事業なんですけど、児童を募集する募集広告を2月4日に持っていているんですけど、5月に配布されて事業が7月から始まったことになっています。3カ月事業が行われなかったんですよ。2月4日に持って行って3カ月も、ちゃんと広告を持っていていんですよ。何でそういうことがなされるのか。

それと材料費ですね。材料費はあしたになって出ないと。この人たちは時給100円ぐらいですよ。日曜日も休みがなくて子供たちの世話をしているんです。カップラーメンを子供たちに食べさせたくない、自然の味を子供たちに伝えたいと一生懸命しているんですよ。

この前、県の補助金申請に行きました。県の補助事業は、申請されれば8割すぐ口座に振り込まれます。100千円の補助金ですけど、80千円振り込まれるんです。これで事業ができるんですよ。これが支援ですか、社会教育課の。CSOの支援ですか。NPOの支援ですか。しかも、この事業は終わりです。何で終わったか、どういう理由なのか教えていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

まず、本年度で終わりということにつきましては当初からの約束事ございまして、できれば自主的なそういった活動に、そして一般財源化ができればそういうふうをお願いしたいといった当初からの出だしがございました。現状、19年度におきましては、それが厚生労働省と文科省の方でそれぞれの支援体制をやっているというふうなことで放課後子どもプランという形で、公民館、あるいは学校現場等の開放等に向けて実施をしていただきたいというふうなこともございまして、19年度予算措置としては子どもの居場所づくり事業と見合うような形での事業を19年度予算として、これは一般会計予算に計上いたしまして、子供の支援予算として国3分の1、県3分の1の事業で行うような方向づけで予算審議をお願いするところでございます。

それから、食材費が当日になって出なかったということでございますが、事業の、私も直接つぶさには把握しておりませんが、事業実施するに当たって材料を出さない、そして事業を実施してくださいというようなことは、この事業の趣旨経過からしてちょっと考えられないわけなんですけど、後だってそこら辺の内容等についてはきちんと整理をして状況を把握いたしまして報告させていただきます。

それから、2月4日に計画書を出しているのに5月、6月まで実施をされていなかったということの件ですが、これにつきましても新年度事業に向かって国、県等に対しての委託承認申請といいますが、そういう手続上の問題でそういうことが出て、発生しているのではなかるうかというふう考えられます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

把握してないということですけど、信じられないことが起こっているということですけど、信じられないことが起こっています。手続上の遅滞、前もありましたね。補助金が出てませんでしたよ。手続をするのは職員の仕事じゃないですか。しかも2月4日に出したら3月に出せるわけですよ。4月から事業ができるんです。どうして5月に、3カ月間、こういう広告を持っていつているんですよね。何で3カ月間も事務がかかるんですか。一つの事務が。プロでしょう、あなたたちは。前も補助金が出てませんでしたよ。食材だって幾らかの食材ですよ。しかし、彼女たちは時給100円の世界なんです。わかりますか。年間計算したら1万幾らやったですよ。もうこれを言っていて泣けてきました。

それと課長、この彼女たちがしている事業を見学に行ったことがあられますか、お伺いします。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

ございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

彼女たちは見ていません。廊下の外を通られたことはあるそうです。しかし、教室には入ってこられたことはないということです。

それで、この事業は県のブログに掲載しているんです。県庁のブログに掲載しているんです、市長。彼女たちが、ちょっとブログで小さいんですけど、野菜をつかって食材にしているんです。これ掲載しています。それから、志田焼の窯でピザを焼いているところも掲載しました。そして、豆腐づくりとか、こういうふうにして県のブログに必ず掲載しているんですよ。ブログを見ていただければわかりますけど、これを県のトップが見ていただきました。見ていただいて応援に来ていただいたんですよ。30分でしたけど、頑張ってくださいということでした。すごく喜んだんですよ、彼女たちは。しかし、今度の3月ですか、2月ですかね、この事業は続かないということで返ってきたんですよ。理由はと言ったら、もう3年間やったからお互い楽しましようよと、理由です。お互い楽しようという理由なんですよ。お互い楽しようと言って事業をやめるんですか。課長、もう一回。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お互い楽しく事業をやめようというのは、どこから出てきた発想なのかよくわかりませんが、当初御説明申し上げましたように、平成16年から18年度にかけての委託事業であると。そして、19年度からは新しいスタイルで事業をやっていくということに当初からの約束事があります。そういったことで、文科省と厚生労働省がそれぞれの立場でやっていた事業を放課後子ども教室というスタイルでやっていきたいと思いますというようなことになっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

文科省と厚生労働省は、もう厚生労働省なんかは65%アップで予算を要求しています。こういう300億円以上の予算が今年度要求されております。学習支援の充実、ハード面の充実、ソフト面の充実、かなりいろんな地域と行政、教育関係に充実を求めています。それに財政支援もしております。しかし、嬉野市の社会教育課は、お互い楽しようと言って事業をやめております。改善措置を大分私は求めようと思いましたが、内ながら。こんな10千円か幾らのあれを1年半も滞らす、源泉徴収票は渡さない、前日になって食材費はないと、余りにも非情じゃないかと思いました。それで、改善措置を求めません。ただ、社会教育課は民営化して指定管理者制度にしていきたい。これは市長にお願いします。答弁をいただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この事業につきましては私も細かいところは承知しておりませんが、一応3年間の年限の国の事業で行っておったということでございますので、一応年限が来ましたので、また新しい見直しが行われているということではないかなというふうに思っております。まだ、ですから、国の方でもこの事業についてこれから評価をして、また新しい形でどのように取り組もうかという検討がなされるのではないかなというふうに思います。

また、今議員御発言の社会教育課の民営化といいますが、そういうふうなこともお話を伺ったわけですが、私もいろんな形で組織的には検討をしてみたいと思えますけれども、いろいろ手続的な課題はあると思えますけれども、今後、勉強もしながら努力をしてみたいと思えます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

随分改善措置をお願いしようと思ったんですけど、人が変わらないと変わらないです。人の心が変わらないと変わりません、行政は。むしろ民営化して民間に委託してください。どんなにか民間人が社会教育の面で力を発揮するか、自分たちの力がどんなに発揮できるか、私はそういう面に期待しております。だから、指定管理というのは数年後のことだと私は思っていたんですけど、私はもう指定管理者制度というあれを緊急の課題としていかなければならないんじゃないかなと考えております。

次の問題に移ります。

先ほどの続きになりますけど、子育てや教育に関する情報提供や相談体制ということで総合的な相談窓口が必要じゃないかと思われるんですけど、どのように考えていらっしゃるんですか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは冒頭お答えをいたしておりますけれども、今、総合的には何か問題が起きたときにはグループ制を組むようにしております、一応対応はできていると思っております。それで、組織的な課題につきましては将来のこととしてお答え申し上げましたように、例えば、高齢者は高齢者、子供たちは子供たちというふうなことで一貫してサービスができるような組織ができればということで研究をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

お答えいただいていたんですけど、私は、この児童虐待相談とか、育児相談とか、それからやはり女性のDV相談、これが潜在化していると思います。それで、現在の場合は民生委員の方や医者からの通報によってこの相談のケースが行われているんですけど、やはり潜在的な相談というのがさらに多く潜在しているんじゃないかと思いますので、やはり総合的な相談窓口が必要じゃないかと思います。それで、これにはちょっと時間が、福祉、保健、教育という連携が必要だと思しますので、少し時間がかかると思しますので、まず第一に、今、人権相談をなさっていますので、子供、女性の人権相談というような、そういう人権相談の

対策というのをしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、4名さんですかね、人権相談員さんがいていただいているわけでございますけれども、範囲を決めて相談を受けていただいているわけではございません。いろんな相談を受けていただいておりますので、そういう面も踏まえて御相談に応じていただけるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

内容はそうだと思いますけど、人権相談となっておりますので、女性の方とか子供とかなかなかそちらの方には行かないと思いますので、月に1回行われているんですけど、毎月とは申しませんので、隔月ぐらいに子供・女性人権相談というふうな文言を一言入れていただければ、もっと相談があるんじゃないかと思います。もっと困っている人を救えるんじゃないかと思います。

それとホットライン、これを開設していただきたいんですけど。というのは、市内にもいのちの電話のお仕事をなさっている女性の方がいらっしゃいますので、ホットラインを開設していただいたら、もっと相談件数が増えるんじゃないかと思うんですけど、ホットラインについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いろんな組織、団体でホットラインを設置しておられますので、例えば、いのちの電話にしても何か所かあるというふうに理解をいたしております。公的にしておられるところもございますし、いろんな団体で取り組んでおられるところもございますので、そういうところにつきましては私どもも紹介をしながらやっていきたいというふうに思っております。

人権相談のこともございましたけれども、私の以前の経験からいきますと、御相談はなかなか地元でということで、できにくい方も結構おられるわけでございますので、やはり幅広く対応するためには、県なりそういうところと連携しながらやるのが一番理想的ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

ケース・バイ・ケースがありますけど、体調がよくないとか、やはりDVでという方もいらっしゃると思いますので、市内にホットラインがあればとか人権相談室があればとかそういう救いの手もあるんじゃないかと思います。考えていただきたいと思います。

それから、次は特別支援教育の現状についてお伺いしたいと思います。

今年の特別支援教育支援員というのを配置するための財政措置が行われておりますけど、昨日も一昨日も質問がございましたけど、今年度19年度支援員や介助員が導入されるということなんですけど、嬉野市としては何人の導入を考えておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

現在のところ人数は、今は学校に必要な数を需要調査といいたいでしょうか、そういう形で求めています。したがって、新年度になりましていわゆる転入、転学等も若干動いておりますので、それをもとに人数を把握していきたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

もう一つ教育長にお伺いいたします。

教育長は長い経験があられると思いますけど、こういう特別支援を要するような子供たちの教室の現状はどのようなものでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

教室、スペースの問題でしょうか。（「いいえ、授業状況です」と呼ぶ者あり）

それぞれ学校によって多少違いはありますが、基本的にはマン・ツー・マン方式が理想ではないかと思いますが、ただ、子供たちの状況によってやはり対応するという部分もありますし、いわゆる通級の形での加配あたりも県に要求をしながら職員の増員といいたいでしょうか、そういうものを今やっております。ちょうど年度始め、終わりのときには加配要求あたりもやりますので、幾らかそちらの方でもとれたら県費で対応できますので、そ

ったことで思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

一概にLD、ADHD、発達障害、自閉症といいますけど、外見は全然わからないんですよ。健診のときに早期に発見して早期に対処すれば、かなり正常なあれになるんです。ちょっとしたことでですね。だから、外見はほとんどわかりません。

私は実は、子供のあれのときに経験いたしました。ADHDの子供が1人おりました。参観に行ったんですよ。そしたら、授業があって、30人学級、嬉野市ではございません、隣なんですけど、30人学級で授業があっているんです、参観日に。1人ぐるぐるぐるぐる回るんですよ。そしたら、もう一人ぐるぐるぐるぐる回るんです。そして、またもう一人来て、ここでぞうぐいをするんですよ。でも、先生は注意しただけで、個々の子供たちは一生懸命先生の話を聞いてますから、この子供たちにかかわるだけで、こっちは。そしたら、5人ぐらいにふえるんです。それで、お孫さんの参観日に来たおじいちゃんがびっくりして言われたんです。「おまえたち何しよっか」と言いんさったです。「先生の言うことば聞かんば」。それでその場は平静になりましたけど、やはり1年間はそのような状態でした。先生がかわられたらそういうことはなくなりましたけど。だから、ほかの子供の授業に物すごく弊害があるんです。そして、この子供たちは直らないから小学校ではこういう状態でした。

中学校では通級指導教育というのが難しいわけです。というのは、みんなと一緒に授業を受けたいわけですよ。だから、班ごとにその子を監視じゃないですけど、気を使っているんですけど、先生が1人しかいられないから、班ごとに。でも、敏感にそういうのを察知するわけですよ、そういう子供たちは。そして、普通の授業ならいいんです。技術の授業のときナイフを持たなければならない。このときは先生は、何かが起こってももう私たちに何もできませんと、はらはらしながら授業をやっているという状態です。しかも、小学校には55名おられますよね。中学校には18名です。今数名かの支援員ではほとんど対処できないと思いますけど。ここに伊万里が10名、武雄が8名、鹿島が7名という増員を図られておりますけど、18年度だったと思います。小城市は市単独で20名の子供サポーターを受け入れました、LDとかこういう子供たちのために。市単独で18年事業だったと思います。

今、学校の特別支援教育はこの段階まで来ているんじゃないかと思いますが、市長は市単独で20名の加配、いかがお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。これ教育長だけの通告になっておりますので。

10番（芦塚典子君）

そしたら、済みません。同じ質問なんですけど、教育長をお願いします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

人数については幾らということでは現状、需要供給の関係で十分に調査をしておりますので、お答えできませんけれども、議員御指摘の子供たちの状況、特に小学校の段階ではそれよりも早く見つければ、対処できればそれだけ早くなると。言葉の教室もそうです。そういったところは現に出てきておりますし、職員研修の中でもそこは周知をしているところでございます。

ただ、私も最後の3年間はアスペルガーの子供を3年間抱えておりました。普通学級でという親さんがおっしゃいますので、普通学級に入れてしておりますけれども、ある日突然理由はなしに大声を上げて、それこそ学校の玄関のところで暴れまくるというんでしょうか、そういう状況もしばしばありまして、そういったことで、どちらかというと教師の中にもすべてじゃないんですけれども、この先生だとその子にとってはいいという、いわゆる特定の先生というんでしょうか、があるんです。心が開く、つながっているというんでしょうかね、そういう先生をその子の担任に充てて3年間やって、そして何かあったときには、とにかく全職員逆に寄っていきますとまたパニックになりますので、子供たち自身にも驚かんように話をして、そして静かになったところで話をしていくというふうなことで、親さんただ普通学級でぜひという話をされますけれども、子供がそういう状況にあるというのは御存じじゃないですから、あるときにはやっぱり親さんにも見ていただきたいということで来ていただいたこともあります。そういったことで、特に安定しているときにいろいろな指導をやって、そして情緒的にハイのときにはやはり冷静になるように少人数で個別に当たってきたというようなことでございます。

そういったことで、学校としては本当にそういう状況でございますので、この支援員あたりが幾らぐらい必要なのか、そこら辺あたりを十分検討しながら次のときあたりをお願いしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

おっしゃるように、本当にちょっとしたことで子供たちの心が開かれますし、不登校児の子供もそういうケースがありました。1人の先生だけに本当に心を開いて、その子は学校には行かなかったんですけど、高校に上がって今現在、看護師さんを目指しております。しかし、多くの不登校児の子供たちが学校に行けなくて、教育も受けなくて自宅でじいっと過ご

して今大人になっております。たくさん塩田町にもそういう例があります。本当に少しの支援で一人一人の子供の一生が変わるんです。これは本当に大切な問題だと思いますので、できるだけ10名とか8名とかこういう他市町村がありますけど、小城市は本当に思い切って20名子どもサポーターという形で配置されておりますので、こういう子供たちの教育の支援は本当にその子供の一生の人生形成になるんじゃないかと思いますので、ぜひ重要な課題として受けとめていただきたいと思います。

以上、5項目にわたって質問いたしましたけど、これで私の一般質問を終わります。

議長（山口 要君）

これで芦塚典子議員の質問を終わります。

引き続き、一般質問の議事を続けます。

18番西村信夫議員の発言を許します。

18番（西村信夫君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問については、4項目質問を通告いたしております。まず、環境対策事業について、新幹線西九州ルートについて、それから新教育長の教育行政について、4番目に集落排水事業について、順次質問をしていきたいと思っております。時間の制約もございますので、簡潔に質問いたしますので、答弁も簡潔にお願いしたいと思います。

それではまず、環境対策事業についてお伺いをいたします。

今日の環境問題は、産業公害、大気汚染、水質汚染及びごみ問題など、従来からの課題のほかにダイオキシンの発生など、私たちを取り巻く環境はより深刻化しつつあります。環境の世紀と言われる21世紀は、人々が清潔で健康的な生活環境を次の世代に引き継ぐため、自治体における目指すべき環境対策は極めて重要な政策の課題でもあります。よって、以下4項目を簡潔に質問いたします。

合併してはや1年、本市の環境基本計画策定はどうなっているのだろうか、進捗状況をお尋ねいたします。

次、2項目め、18年度環境保全に関して講じた施策と19年度環境基本計画を具体的に説明していただきたいと思います。

それから、三つ目、本市の環境公害、いわゆる悪臭、水質汚染、騒音、振動などの公害防止対策について、市長の基本的な考え方を示していただきたいと思います。

次、4点目、私は新たに提案をしたいと考えておりますが、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全する目的で公害防止の条例制定をすべきと思うが、市長の認識はいかがなものか、お答えをいただきたいと思います。

次に、新幹線西九州ルートについてお尋ねをいたします。

今もなお議論が続く九州新幹線西九州ルートの建設問題、長崎、佐賀県両県推進派と反対

派が主張を述べ合い決着の見通しは立っておりません。新幹線建設を推進する佐賀県と建設反対の立場を貫くお隣の鹿島市、江北町などの協議は依然と途絶えております。よって、着工のめどは至っておりません。九州新幹線西九州ルートは佐賀県広域プロジェクトとして県の事業であり、長崎、佐賀県では大きな政治的課題となっております。建設推進の嬉野市市長としてどのようにお考えなのか、4点具体的に質問をいたします。

まず一つ、新幹線建設にかかわる現状の分析と今後の見通し、市長はどのようにお考えなのか、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

次、2点目、新幹線整備後の嬉野市の中長期、短期まちづくり計画、いわゆる将来展望を市民にしっかり示していただきたいと思います。

それから3点目、知ろう、語ろう西九州新幹線を市民レベルで議論をすべきと思うけれども、市長はどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

4点目、新幹線嬉野温泉駅建設で嬉野市の財政負担はどのように負担をしなければならないのか、これは市民の関心深いところでありますので、しっかり示していただきたいと思います。

それから次、新教育長の教育行政についてお尋ねをいたします。

新教育長杉崎士郎様、就任改めておめでとうございます。37年間の教育知識豊富な経験を生かし、嬉野市の教育行政に御尽力いただきますよう心からお願いを申し上げます。

今議会でも教育行政にかかわるさまざまな議論が行われておりますが、教育に関する教育長の執行権限は大きく、これからの嬉野市の教育に大きな影響を及ぼす地位でもあります。そこで、就任間もない時期でありますけれども、新教育長のお考えを3点お尋ねいたします。

まず一つ、新教育長として嬉野市教育行政の姿勢を伺うということで、おととい、きのうとこの問題については議論されましたけれども、準備をしておりましたので、答弁をいただきたいと思います。

それから2項目、本市学校教育現場の課題を具体的にいただきたい。学校の施設の問題、あるいは設備の問題含めておわかりやったら示していただきたいと思います。

それから3点目、小学校、中学校と隣のうれしの特別支援学校の連携、4月開校になりますけれども、交流を図るべきと思いますけれども、教育長の考えはどうか、あわせてうれしの特別支援学校の施設の概要までお尋ねしたいと思います。

それから最後、集落排水事業についてお尋ねをいたします。

五町田・谷所地区農業集落排水事業も管路工事に着手、19年度計画は建設用地の取得、地質調査、コンポスト循環型施設の基本計画のようでありますけれども、19年度事業計画を具体的に市民にわかるように示していただきたいと思います。

それから2番目、美野、馬場下、上久間地区の供用開始が行われておりますけれども、汚泥を五町田、谷所地区でコンポスト化する計画中であるようだが、その事実関係をお伺いし

たいと思います。当初計画ではそういったことについては推進協議会でも伺っていなかったけれども、1月15日、地元地区別説明会で初めてそういう提案がなされました。よって、私は異論があるということで改めてここで質問させていただきたいと思います。

壇上からはこれで終わります。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

18番西村信夫議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、大きく4点でございます。1点目が環境対策事業について、2点目が九州新幹線西九州ルートについて、3点目が新教育長の教育行政について、4点目が農業集落排水事業についてということでございます。

3点目の新教育長の教育行政につきましては、教育長からお答えを申し上げます。

それでは、環境対策事業からお答えを申し上げたいと思います。

京都議定書の発効により、国際的にも環境問題に真摯に対応する責任が生じてまいりました。私たちも地域と家庭で環境保全に努力しなければなりません。以前は嬉野町において環境基本計画をつくり努力をしてまいりました。嬉野市におきましても制定すべく努力をいたします。現在、環境審議会での検討を進めておりまして、平成20年にはまとめたいと考えておるところでございます。実質的な協議は平成19年度に行っていたとということで、今計画をしておるところでございます。

お尋ねの18年度の対応についてでございますが、嬉野市になりましてからは通常の水質検査、騒音測定に加えまして農村集落排水事業への新規の取り組み、公共下水道事業の推進、ごみ収集体制の整備、廃プラの分別収集、不法投棄の回収などを行いました。19年度につきましては、今回の議会でお願いいたしておりますように、農業集落排水事業の推進、下水道事業の推進、汚水処理計画の整備などで生活環境の改善を行ってまいりたいと考えております。

次に、佐賀県西部広域環境組合でのごみ処理対策への対応、森林整備などに取り組むことを計画いたしております。また、学校では環境教育などの継続、地域でのクリーン活動の推進などを計画しておるところでございます。また、不法投棄などへの対応につきましては、地域の御協力をいただきながら取り組みを行ってまいります。

次に、公害防止につきましては、県とともに連携をとりながら対策を行ってまいります。騒音・振動測定、水質検査なども定期的実施をしております。地域における公害防止対策につきましては、市民の御協力が必要でありますので、引き続き広報等も行っていきたいと思っております。

次に、条例制定の御意見でございますが、現在は法律と県条例により適切に対応を行って

おります。今後、嬉野市独自の条例制定については検討を行ってまいります。

次に、九州新幹線西九州ルートについてのお答えを申し上げます。

新幹線整備につきましては、実現に向け努力をしております。国の予算につきましても3年連続して10億円をつけていただいております。江北、鹿島の2自治体の同意が得られず着工できずしております。今後も県とともに運動を展開いたします。先日開催いたしました大会には多くの市民の御参加をいただき、決意を新たにいたしましたところでございます。県内でも各種の推進組織が合同で活動するようになりましたので、以前より多くの活動ができると考えております。

今後の見通しにつきましては、早期に同意をいただけるよう県民の御理解を求める活動、国に対しまして私たちの着工への熱意を示すこととあります。引き続き県と歩調を合わせて実現への努力をいたします。

整備新幹線開通後における嬉野市の展望でございますが、佐賀県では唯一の新設の新幹線駅として整備されるわけでございますので、嬉野市の発展への効果は当然でございますが、佐賀県西部の発展、また、長崎県の東彼杵地域への発展の駅とならなければなりません。駅から歩いていける温泉地としてのメリットを打ち出し、関西地方、中国地方へのPRを拡大し、交流人口を拡大させていきたいと考えております。

また、西九州新幹線の開通により鹿児島新幹線との連携ができ、九州管内での観光の連携ができると考えております。また、福岡とは1時間以内で結ばれる新幹線ですので、通勤、通学圏内に入りますので、定住人口の拡大と保養地としての住宅地として取り上げられるものと期待しております。

次に、知ろう、語ろう新幹線としての説明会については、開催いたしたいと考えております。以前から大会や説明会なども団体の皆様によって組織されました新幹線嬉野温泉駅整備促進期成会で説明をしてきたところでございます。新嬉野市になりましたので、全市民の皆様への御説明を行っていくことが大切であると考えております。報道などでは御理解いただいておりますが、直接職員が説明することにより推進への御支援をお願いしたいと考えます。

次に、新幹線嬉野温泉駅につきましての負担についてでございますが、以前の議会でもお答え申しておりますように、おおむね10億円程度と考えております。

次に、教育長の教育行政については、教育長の方からお答え申し上げます。

次に、農業集落排水事業についてお答え申し上げます。

五町田、谷所地区の排水事業につきましては、地域の皆様の御理解をいただき順調に進んでおるところでございます。谷所地区の測量並びに一部工事が進んでおります。平成19年度事業につきましては、管渠の敷設及び処理施設の全体設計などを予定しておるところでございます。また、谷所地区の工事も継続して行いたいと思っております。

次に、美野、馬場下、上久間地区の汚泥処理につきましては、国、県との協議により、ほ

かの施設の汚泥処理を当処理場で行われるようになりました。施設整備を行い、1カ所で集中して処理することによりまして効率化を目指してまいりたいと考えております。当初から施設内での処理を目指しておりましたので、基本的に変更したことはございません。今後、地元の皆さん方に御説明を申し上げ、御理解をいただきたいと考えているところでございます。

以上で西村信夫議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。思います。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

3番、新教育長の教育行政についてということでございますが、初めに新教育長としての教育行政の姿勢について、お答えをいたします。

昨日も田中議員の方から御質問がありましたけれども、再度同じような形でさせていただければと思います。

今日、連れ去り事件や声かけ事件、児童虐待、またいじめ問題等、子供たちを取り巻く環境は大きく変化し、しかも深刻な状況にあります。これらの諸問題への対応は学校、家庭だけでは解決の難しい問題も多く、今改めて地域の力が見直されているとともに必要とされているところでございます。また、平成19年4月、本年でございますが、お隣に県立中学校が完成して開校いたします。そういったことでいきますと学校選択制の動きが加速し、今後もその動きが加速傾向にあることが予想されます。したがって、今後は学校と地域とが協働化していくことが不可欠であり、行きたい学校を選ぶのではなくて、行きたい学校を地域みんなで作るという理念のもとに地域参加型の学校、地域密着型の学校をつくり、すなわち学校のコミュニティースクール化を推進してまいりたいと考えております。

さらにまた、これからますます重要になるのは地域と学校を太いパイプでつなぐことであり、地域の子供は地域で育てるといった体制、機運の高揚を図ってまいりたいと考えております。これらのことから保護者や地域住民の意向を適切に反映させ、地域ぐるみで子供たちを育てるための効果的な実施体制のあり方も研究して取り組みたいと考えております。将来、まちづくりを担う子供たちの健全育成も目標にしたいという姿勢を持っているところでございます。

次に、学校現場の課題についてお答え申し上げます。

国では、平成19年2月に国づくりの根幹である人づくりにさらにさらに力を入れるために、また、これまで掲げてきた理念を継承しながら教育基本法の改正がなされました。今後の流れとしては、この法律の具体化により、さまざまな施策や事業が展開されることになるのではないかと考えております。本市では、これらと並行して安全な学校施設の整備、効果的な教育環境の整備、そして、学校に求められる機能や体制の充実に図られたと考えております。

また、学校現場の課題といたしましては、各学校が抱え解決しなければならない教育課題はさまざまありまして、それぞれの学校が課題をテーマにして全教育課程の中で取り組んでいるところでございます。その主な課題といたしましては、学力向上対策、特色ある学校づくり、不登校生徒への対応等が主なものではないかと思っております。

三つ目でございますが、小・中学校と県立うれしの特別支援学校との連携及び交流についてでございます。

うれしの特別支援学校は県立でございますので、そこら辺を前提に置きながら話をさせていただきたいと思っておりますけれども、議員御存じのとおり、五町田にありまして、その周辺には五町田小学校、塩田中学校、県立でいいますと県立塩田工業高校などの文化施設、その向こうの方には養護老人ホーム済昭園、知的障害者更生施設たちばな学園などの福祉施設があります。また、すぐそばには緑に囲まれた自然豊かな和泉式部公園があり、教育環境に恵まれた文教地区を形づくっているのではないかというふうに思っております。

このすばらしい教育環境を十分に活用し、校種間の連携や交流を図り、有機的なつながりを深め、思いやりの心を持った心豊かな子供の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、うれしの特別支援学校の概要につきまして、先般、こういう進学校、養護学校の案内という部分がございます、こういうものを参考にして申し上げますと、学校所在地は大字五町田甲の2877番地、設置学部は小学部、中学部、高等学部で、知的障害の方や肢体不自由のある児童・生徒さんを受け入れる併設校であるということでございます。したがって、知的障害や肢体不自由のある児童・生徒がともに学ぶ学校であると。それから、社会参加や職業的自立を目指す学校、さらに小・中・高一貫した教育目標、あるいは教育内容であると。複数の教育課程の類型を設け、児童・生徒の多様化に対応する学校。児童・生徒に優しい施設設備である学校。それから、交流関係で年間計画の行事等を見てまいりますと、小学部では10月ぐらいに学校間交流ということをご予定されております。中等部では6月と10月でございます。高等部は10月というふうな年間の計画を見せていただいた中には書いてあります。したがって、そういうのを参考にしながら、いわゆる連携交流を図っていったらというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

一般質問の議事の途中ですが、お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、議事進行の都合により17時50分まで時間延長をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を17時50分まで延長することに決定をいたしました。

それでは、一般質問の議事を続けます。西村議員。

18番（西村信夫君）

再質問を行いたいと思いますが、合併してはや1年になりまして、私も嬉野市議員として初心新たに市民の声を市政に反映、市民本位のまちづくりという観点のもとでしっかりした質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、市長の答弁を受けましたけれども、執行部は管理一体の原則というとともに、新幹線の問題に限らず盤石な体制の中で取り組んでおられることと思います。質問の順序が異なりますけれども、よって、県の大型プロジェクト、西九州新幹線ルートについて、まず再質問をしていきたいと思います。

先ほど市長の現状の分析ということで第1項目めに質問しておりましたけれども、現状は3年連続して着工のめどが立たない。原因は、鹿島と江北の二つの自治体の同意が得られていないというようなことです。これは、もうすべての方々が御承知かと思いますが、それでは、なぜ鹿島市と江北町が新長崎ルートに同意を得られないのかということをもまず質問していきたいと思いますが、これについては管理一体の原則という観点に立ちまして、鹿島市に一番近い助役、4月から副市長になりますけれども、助役としての見解を伺えたら幸いかと思います。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

新幹線の九州新幹線西九州ルートの件についてのお尋ねでございますが、以前、旧塩田町におきましても長崎本線の存続期成会に入っとったわけでございます。16年ですかね、の時点で県の現在の古川知事が参られまして、新幹線の件についての同意の要請があったわけでございます。当然、当時旧嬉野町との合併の協議がされ始めるときでございます、今後のやはり県の南西部の振興、発展を条件といたしまして同意をしたわけございまして、そういういきさつがございます。そのようなことで、私自身そのようなことを直接知事をお願いしたわけございまして、そういう立場から私は新幹線の早期着工に同意するものでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

私の質問にはちょっと具体的な答弁じゃなかったけれども、私はなぜ鹿島と江北町が反対をしているだろうかということをも質問していましたが、ちょっと答弁が違っておりまして、市民のいろんな、塩田地区においても関心深いわけですが、これは、1月5日

の佐賀新聞に新幹線問題が長崎ルートを考える会ということで載っておりまして、さまざまな角度から質問をしていきたいと思いますが、反対の立場をとっている原因は何であろうかと。鹿島市長ははっきり言っておられます。まず、県民の合意がないと。佐賀、長崎両県のマスコミの世論調査では新幹線は不要という回答が必要を上回っていると。県などが言う経済効果、波及効果は全国を対象にしても長崎、佐賀では一部しか効果が見られないと。我々が犠牲になってまで協力する大事業なのかと言われております。また、あわせて鳥栖市長がと言われておりますけれども、新幹線については、新幹線を生かしたまちづくり、これがまず最前提であり、まず効果を見込めないとありますけれども、まずまちづくり計画をつくるべきであるというふうなことでと言われております。そういうことで、さまざまな議論がなされておりますけれども、市長この件について現状の分析はどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

この二つの自治体が御賛同をいただけない理由ということをいろいろ今は言われておりますけれども、やっぱり原点は、いわゆる長崎本線の存続に関する十分な御理解がいただけないということであろうと思っております。

以前から私どもも新幹線の、いわゆる開通に伴いまして影響が出ている地区は当然あるというふうに思いますけれども、そこにつきましては、県が責任を持って対処をするということで説明をいただいておりますので、私どもとしては、ぜひその説明によって御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、今いろんな議論が出ておりますが、地域の振興策ということにつきましては、当然考えていかなければならないと思っておりますので、私どもも当初長崎新幹線について、嬉野温泉駅の設置促進というお願いをしたときにも、いわゆる総合的なまちづくりの計画をつくりまして要望をし、決定をさせていただいたところでございます。そういうことでございますので、私どもも決定していただいた以上は地域振興に努力する責務はあると当然思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

市長の姿勢については、本当に努力をしていただいたということは評価をいたします。あわせて、今後の見通しについてお尋ねしたいと思いますが、市長は答弁の中においては、県

民の理解をいただけるように努力をしていくというふうなことで言われましたけれども、県民のそれはさることながら、この間の新聞を私拝見させていただきましたけれども、3月1日の佐賀新聞ですよ。西九州ルートについては県の事業でありますけれども、3月1日の佐賀新聞で、こう書いてありました。新幹線西九州ルート問題で公明党の冬柴鐵三国土交通大臣は、2月28日、衆議院予算委員会で自民党内から見直し論が出ている着工条件について、これまで並行在来線の自治体の同意が必要であると確固として守っていきたいというふうなことで大臣の発言をなさっております。変えるつもりはないと言われておりますけれども、これは市長どのように認識されておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

冬柴大臣もそのようにお答えをしておられますし、以前の大臣もお答えをされたわけでございますので、私は情勢としては変わっておらないというふうに思っております。そういうことで、県も知事を中心に今、自治体の理解をいただくように努力をしておられるわけでございますので、私どももそういう方向で懸命に努力をしたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

この問題については、佐賀県2区選出の民主党の大串博志議員が国会で質問をいたしております。私も調査をしましたら前の北側大臣、この方もこういった発言をなさっておるといふふうなことです。そのあたりはしっかりとどのような方向に結論づけていくのか、県と並行在来線の自治体である鹿島市と江北町の間では協議を重ねながら、双方の意見を十分話し合いながら着工の可否を示していただきたいと私は思っております。

次に、順序を追いますけれども、新幹線整備後の嬉野市の中長期まちづくり、将来展望ですけれども、嬉野市においては新幹線の駅が新設されるというふうなことで、大きな浮揚策になるというふうな判断でございますけれども、具体的にどういった施策を組んでいかれるのか、この際、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

着工となりますと、やっぱり早急に整備が進んでいくわけですので、まず、駅周辺の整備につきまして計画をちゃんと作り上げていきたいと思っておるところでございます。いわゆる理論的には嬉野温泉駅の誘致活動のときにまとめましたものが平成8年だったと思いますけれども、あるわけございまして、それをもとに今度は具体的に動きをしていきたいということでございます。

それともう一つは、やはり地域連携ということもございまして、私どもと鹿島、太良地区とか、私どもと長崎県の地域とか、そういうものの連携が十分できるような、まず協議をしていきたいと思っておりますし、また、整備が必要であるならば、そこら辺についての整備もやはりお願いをしていきたいというふうに思っておるところでございます。

それと、冒頭もお答えしておりますように、温泉地まで歩いていける新幹線駅というのは数少ないわけでございますので、観光的なメリットというものを十分打ち出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

私たち総務委員会です、2月15日、新八代駅の八代市に調査に行っていました。そういうことで、その調査内容については、新幹線の開業効果とか、あるいは新八代駅のまちづくり、こういうことを視点にとらえて行ってまいりましたところが、新幹線効果はどうかと、どれくらいの財政負担が伴うかということでもいろいろ質問いたしましたところが、率直な御意見をいただきまして、まず、冒頭に申し上げますと、結論から申し上げますと、新幹線の開業効果は見えていないという率直なお返事をいただきました。新幹線開通で経済効果が望めないというのはなぜかということ、以前より新幹線に向けての取り組みが、あるいはPRが遅かったということで、ここを反省している部分が行政としても見受けましたけれども、そういった新幹線を推進するに当たって、駅を設置するに当たってどれくらいの経費と、そしてまた効果があるのかということをやっぱ検証すべきと思って、総務委員会は日帰りで行ってまいりまして、そういう状況です。

八代の新駅そばには温泉地があります。これは日奈久温泉ということですが、総務委員長が総務委員会の報告の中でも言われましたように、散策をしながら現状調査をいたしまして、なかなか新幹線効果が読めないだろうと私は判断しておりますけれども、非常に厳しい局面かなと思っておりました。あわせて私は個人で、八代の次に水俣駅があります。あそこも新幹線の駅が設置をされておまして、水俣駅から15分程度で湯の児温泉とありますね、仕事関係で私も何回か行ってまいりましたけれども、湯の児温泉に3軒ほど問い合わせました。新幹線効果はどうですかと。嬉野市として、温泉まちとして、我々議会としてもしっ

かり検証すべきであるし、これを生かしていかにやいかんだろうということで質問いたしましたところが、なかなか至っていないというのが現状であります。そういうことをはっきり言われましたけれども、これから新幹線が着工という位置づけされるならば10年後に、あるいは12年後に駅が設置されるわけですが、そういったまちづくりが早急に行われる必要があると私は思います。どたばたしてこういう計画をしようたら、さっき言いよったように新幹線効果は望めないと言われておりましたので、そのあたり含めてこの問題についてはしっかり取り組んでいかなければならないだろうと私は思っております。

それから、新幹線の問題で三つ目ですけど、語ろう、知ろう西九州新幹線を市民レベルで議論とあわせて学習会をしようじゃないかというのを提案していましたが、市長の答弁では、計画をして前向きに取り組もうというふうなことで答弁をいただきました。先ほど助役の方からも説明がありましたように、嬉野と塩田地区においては新幹線の関係については、まだまだ温度差はあると私は認識をしております。そういう状況の中で、嬉野市の一体的な新幹線促進に向けての取り組みは、温度差は多々あると思いますけれども、これをどう解消していくのかというのを市長にお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、ちょうど非常に合併いたしましたから1年ということで、なかなか具体的には新規の政策がとりにくい状況にあるわけでございますけれども、この新幹線の説明につきましては、お話ししましたとおり開催をしていきたいというふうに考えております。

それで、新しくなりました市内におきましても理解の度合いと申しますか、そこら辺については当然違っておるわけでございますので、同じやはり御理解をいただいて、私どもが丸となって新幹線推進に邁進できるように努力をしてみたいと思っておりますのでございます。

また、私どもがこのことを実施することによりまして、先ほど議員がおっしゃいました、いわゆる新幹線の開通に向けた地域づくりということについても本格的に取り組むことができるのではないかなというふうに思っておりますので、市民の方の御理解をいただかなければ、いわゆるまちづくり自体も当然あり得ないわけでございますので、そういう点ではしっかりやってみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

しっかり地域、嬉野市民の新幹線に対する理解度を高めていくためにも早急に取り組むべきであるとは思っております。既にお隣の武雄市においては、市民にパンフレットを配りながら、こういった「新幹線語ろう武雄子供のために」と出されているというふうなことで耳にいたしております。そういうことをあわせて、語ろう、知ろう西九州新幹線の学習会を開いていただければと思っております。

それから、四つ目ですけれども、予算の関係につきまして、先ほど嬉野市の財政負担は10億円ぐらいかかるだろうというふうなことでありましたけれども、私たち調査に行きました八代市においては、すべて予算30億円ということではなりました。と同時に効果は見えないという状況ですけれども、嬉野市の予算10億円と。周辺整備含めての10億円なのか、周辺整備は別に考えられるのか、その点お尋ねします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

詳細を詰めてお話しているわけございませんので、お尋ねに対しましては、おおむねということでお答えしたところでございます。

周辺整備をどの程度までやっていくのかということでございますけれども、一応10億円というのは原則、駅ができるわけでございますので、負担金が大体5億円程度かなと思っておりますけれども、それに付随してのあと5億円程度が要るんじゃないかなと思っております。周辺整備につきましては、これは別でございます、これから私たちがどのような形でやっていくのかということでございますが、幸いにいたしまして周辺でも温泉街との間は既に区画整理事業等も進めておりますので、あと駅周辺の整備ということでございますので、そこらにつきましては、これから計画をつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

新幹線の負担関係、駅周辺整備については、これから流動的でありますけれども、しっかりどういうふうな形でいかれるのか、早い段階で計画性を示すべきであるとは思っております。あわせて知ろう、語ろう西九州新幹線、この勉強会にもきちっと市民に示すべきであると、私はこう思っております。

そして、次にまいります。

次に、農業集落排水事業についてお尋ねしたいと思っております。順序が前後して大変恐縮ですけれども、お尋ねしたいと思っております。

先ほど、農業集落排水事業については、18年度から谷所、五町田地区の推進に向けて執行部については、大変御苦勞をいただきまして、この場をかりまして改めてお礼を申し上げたいと思います。おかげさまで進捗率も予定どおり、今現在、谷所地区の鳥越地区についても管の布設工事が行われておりまして、19年度については、処理施設の設計問題等々、地質調査とか言われましたけれども、一つ問題にしていくのは3地区の汚泥、今現在供用開始している馬場下、それから上久間、美野地区、この汚泥処理を一括して五町田地区、新しくできる施設でやるというふうなことで、1月15日初めて地区別の説明会で発言されたわけですよ。これは、私たちは推進協議会の委員でもありまして、推進協議会ではそういうことは耳にしていけないと。これはおかしいじゃないかということで、説明会の中でいろいろな御意見が出ました。そういうことで、ここできっちり議会で私も市民の立場でしっかり物を言わせていただきたいと思います。

まず、基本的にはこの問題については、3地区の汚泥処理を3地区でやるということについては、白紙に戻して再度推進協議会に提案すべきでないかと思えますけれども、市長いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、地域の方がそのようなお話でありますとそのようにしなくてはいけないと思えますけれども、私が聞き及んでおります範囲では谷所、五町田地区の施設につきましては、いわゆる最終処理コンポスト、最終処理する施設につきまして建設をしていくということで御理解をいただいて進んできたというふうに理解をいたしております。

そういうことでございますので、その後、国、県との調整の中で私どもの施設で、要するに最終処理ができるということであるならば、ほかの地区の処理についても可能であるという話の了解ができてまして、そして、ほかの地区のことにつきましても処理をさせていただきたいということでございますが、汚泥というお話でございますけれども、汚泥ということではなくてコンポスト化したものを処理させていただくということでございます。以前の説明がどうだったかわかりませんが、もちろん、谷所、五町田地区について事前説明がなかったということにつきましては、私も後からお聞きしまして、それは今後丁寧に説明をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

しかし、承りますれば、以前の施設整備の中で、いわゆるそれぞれの地域にコンポスト化をする施設につきましては、設置をしておるということでございますので、（333ページで訂正）そこら辺につきましては、基本的には当初の計画の中で御理解をいただくように努力すべきであったろうというふうに考えておるところでございます。そういうことございま

すので、地域の方への御説明が十分でなかったという点は、もう当然おわびをいたしますけれども、これから御説明をさせていただいて、コンポストによる処理がどのようなものであるのかというものも、ぜひ現地でもいろんなところを見ていただいて、御了解をいただければというふうに期待をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

説明不足ということは市長も今認められていらっしゃいますけれども、現在、1月15日に地区別説明会でそういうふうな話ありましたけれども、処理施設を建設する周辺地区に地元説明会をやっていただきたいということで、12月の議会で私は申しあげましたところが、おかげさまで当地区、石垣地区については1月15日やっていただきました。あと新村、そしてまた三ヶ崎地区、いわゆる三新地区と言われますけれども、そこはまだ説明が至っていないわけです。執行部として計画性がないじゃないかと私は率直に思っておりますけれども、担当課はどういうふうな計画をしているのか、はっきりここで示していただきたいと思います。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

まず、市長の先ほどの答弁の中で、既施設に既にコンポスト施設計画がしてあるというふうな答弁でございましたけど、これにつきましては、美野、上久間には施設がございません。それと、馬場下地区が脱水装置のスペースを確保してあるということで御訂正をさせていただきます。

それと、御質問者の新村、三ヶ崎地区の地区説明会ということでございますけど、議会が終わりましてから今月の26日に三ヶ崎地区、27日に新村地区を、それぞれ区長さんと連絡をとりながら説明会を開催するように計画しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

26日、27日ですね、3月計画をされるというけれども、2日間にわたってされますけれども、集落についてはそう多くないわけですよ、新村、三ヶ崎、合わせて70戸ぐらいしかないわけですので、一つを設定して1日でもおかしくないじゃないかと思っておりますけれども、そのあたりは今後検討されるべきだと思いますけれども、三新間、三新地区というようなこと

で新村、三ヶ崎、区は別なんですけどね、一つに老人会はしておりますけれども、一つの集落にあわせてしてもおかしくはないんじゃないかと思っております。

そしてあわせて、説明会をしてどういうふうな御意見等を賜るのかわかりませんが、先進地の視察、これも提案はなされておりますけれども、先進地の視察はどこに行くんだらうかということで地元は疑問を持っておられます。その計画性はどうか、あわせて質問をいたします。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

先ほど御質問者のとおり、石垣地区の説明会の折にも話を聞くだけではわからないから、ぜひひとつ現場を見せてくれというふうな貴重な御意見をいただきましたので、場所につきましては、まだ決定をしておりますけど、マイクロバスで1日ぐらいで行けるような行程を組むように計画して何カ所か候補地を絞り込んでいるというふうな状況でございます、いずれにいたしましても、現場を見ていただいでできるだけ皆様が納得していただきながら計画を進めたいと思っております。

それと、コンポストの関係でございますけど、4月末か5月初旬に馬場下地区におきまして、一応ある会社のコンポストのデモを計画しておりますので、そのようなことが実現すれば、実際に馬場下の処理場に区民の皆様方出向いていただいで見学をしていただくといいふうなことになるかと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

計画としては答弁いただきましたけれども、終わったことはしょうがないですけれども、1月15日やりますよ、やりますよ、先進地をしますよというふうなことで、なかなか今まで延び延びになって、初めて今議会で答弁をいただいたわけですが、しっかり地区民との協議を含めて、やはりこの問題については理解をいただけるような形の中で説明責任を果たすべきだと私は思っております。そういうことで地区民の意見を十分反映しながら、この施設については進めるべきと私は思っております。よろしくお願ひしたいと思います。これから大変な御苦勞と思ひますが、執行部の方に対しては心から御努力をお願ひさせていただきます。

次に、環境問題についてお尋ねをいたします。

環境問題については、嬉野市、合併をして環境の条例は制定されたにしても基本計画が

まだ制定はされていないということで、20年度策定と言われておりましたけれども、今の状況をお尋ねしたいと思います。審議会の委員の選任とか、あるいは審議の今後の日程とか、そういうことをあわせて具体的に答弁をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

環境審議会のことでお答えをいたします。

まず、第1回の環境審議会を平成18年の10月に開催をいたしております。その中で環境基本計画策定についての概要、あるいはスケジュール等の説明を行っております。委員さんは公募によるとか、それぞれ先生たちを入れて10名で組織をいたしております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

この問題については、嬉野、塩田の合併協議会の中でも環境基本条例を制定するに当たっては、環境保全と循環型社会づくりを推進するという基本理念のもとで進めていくというふうなことでうたわれております。先ほど説明の中については、基本計画はこれから審議されるわけですが、嬉野市の環境条例を見ましたら公害問題は一切明記されていない。これはどういうことなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

公害にはいろいろ種類がございます。例えば、悪臭については悪臭防止法とか、騒音については騒音規制法とか上位の法がございます。その中にそれぞれの市町村の責務がうたわれているという関係で条例にはうたっておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

条例に明記されていないので、嬉野市は公害がなかったのかなど。よその市町村の条例を拝見させていただきますと、公害問題はきちり載っております。新たに19年度策定の公害問題については明記されるだろうと思いますが、現状ですね、嬉野市において18年度公害発生についてどういう状況があったのか、おわかりやったら示していただ

きたいと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

公害の苦情の件数ですけれども、合併以後、18年の1月からいろいろ悪臭とか騒音とか、水質の汚濁とかございますけれども、現在まで24件の苦情が寄せられております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

24件と言えば悪臭が何件なのか、あるいは騒音が何件なのか、担当課長おわかりやったら示していただきたいと思いますけれども。

議長（山口 要君）

支所保健環境課長。

保健環境課長（支所）（池田博幸君）

お答えをいたします。

環境公害苦情につきましては、平成18年1月から現在まで市全体で悪臭関係が10件、水質汚濁関係が7件、油漏れ関係が4件、害虫関係が2件、それと騒音関係が1件で、合計24件の苦情がっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

公害件数は担当課長が今示していただきましたけれども、18年度については24件のうち悪臭が10件と言われております。42%になっですね。水質汚染が7件、29%になりますけれども、悪臭についての苦情が出た場合、苦情処理はどのように対処したのか、その点まであわせてお尋ねします。と同時に水質汚染まであわせて。水質については、11月2日、五町田地区において汚染によりまして魚が死んだとか、そういうことでいろいろと言われておりましたけれども、この実態についてどうされたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

まず、悪臭の苦情というか、通報があった場合は、その悪臭防止法に基づきまして杵藤保健福祉事務所などの協力を得ながら関係する課とその悪臭原因物の特定、あるいは立入検査、そして改善勧告等、個々の事業者の指導を行うようにいたしております。

水質汚染があった場合も同じようなことですが、杵藤保健福祉事務所などの協力を得ながら関係する課と一緒に原因究明に当たっております。水質の検査を要するようなときには保健所とか、あるいは環境センターの方に検査、あるいは指導を受けております。

それから、11月2日の水質の汚濁というか、水路に魚が大量に死んでいるというふうな通報がございました。それで、杵藤保健福祉事務所とか農林課、あるいは警察、あるいは大牟田と福富の区長さん等に連絡をとりまして現地確認を行いながら打ち合わせを行ったところです。それで、水質検査も行いましたけれども、もう時間が相当経過していた関係で、その原因は特定できなかったものでございます。大体、フナとかコイを中心に大きいもの、小さいもの、小さいのが多かったようですけれども、約200匹程度死んで浮いていた状態でした。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

魚が汚染されたということですが、公害問題は、非常に全国的な問題も以前あってあります。水俣病については、過去ちょうど50年に当たるというふうなことで、水質汚染によって、水俣病のいろいろな障害が出て国の認定まで受けたというふうなことで、あれから50年というふうなことに言われております。水俣病については日本の窒素肥料の工場から排出をされて、それでどういう障害があったかと言えば、感覚障害、運動失調、それから聴力障害というふうなことで、非常に公害被害が出たわけでございます。とあわせて、最近のことですけど、2005年6月29日、衝撃的な記事が報道されました。社会問題になりましたけれども、アスベスト問題、これは建材メーカー大手クボタ、兵庫県尼崎にあった工場の周辺住民からアスベストによる物量的な疾患で患者が5名発見され、2名がお亡くなりになったということですが、公害問題は非常にこれから先の環境問題に重要視を示すと私は思っております。

先ほど、河川の魚が汚染されたということで、その因果関係は何やったのか調査されたか、お尋ねしたいと思いますが、わからなかったらわからなかったでもよろしいです。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

先ほどお答えをいたしましたように、杵藤保健福祉事務所とか、警察の方まで現場に来ていただいて調査、検査をしたわけですけれども、薬物の特定はできなかったということで最終的な報告を受けております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

薬物の特定はできなかったということで調査を継続されるものと思いますけれども、そのあたりは執行部の環境に対する意識の問題であると思っております。

悪臭汚染、水質汚染、そして騒音、振動、それぞれの公害問題が多々あると思っておりますけれども、悪臭はですね、いろいろな関係の中で以前も質問いたしましたけれども、当地区においては畜産経営に対する悪臭公害、これが非常に苦慮している箇所、地区があるわけです。よって、私たちは16年の4月23日、佐賀県西部家畜保健所所長あてに畜産経営の悪臭公害対策要望書ということで参りました。杉光町長時代も参りましたけれども、その後、行政としては放置されておるとというのが現状と私は思います。どういう公害が出たかといえば、当地区においてはもう窓があげられないと、夏に快適な環境のもとで過ごせないという状況の中で畜産の経営者と住民とのいろいろなトラブルが発生をいたしております。この状況について、畜産経営におけるカラスも農産物の被害が発生をいたしております。そして汚水、この問題も発生しております。これは多々、塩田地区、塩田町の時代からもそういった要望書があったと思っておりますけれども、だれか受けた担当者がいらっしやいましたら示していただきたいと思っております。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

ただいまの養豚農家に係る臭気について御質問でございますので、恐らく議員御質問の箇所は五町田地区の養豚農家の件だと思っております。

この件につきましては、実際要望書等を見た記憶はございませんが、そういうふうな今議員御発言のように、西部家畜保健衛生所の方にいろいろと要望をされたということは控えの書類等で若干は知っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

そういう経過はしっかり行政としてつないでおられると思っておりますけれども、これが現在野放しになって、まだ改善がなかなか至っていないという状況ですので、改めて嬉野市になって公害防止条例の制定をすべきであると私は強く求めていきたいと思いますが、この悪臭に対して公害が今現在あっているかどうか、人的公害があるかどうか、その点示すと私思いますけれども、においがするところに長く1年も2年も3年もそこにおれば、もうにおいが敏感にわからなくなる。そして、振動がしたり雑音がしたりするところに長くおれば聴力に障害が発生する。これは現に感覚障害というものが出ているわけですから、そういうことを含めてしっかりと嬉野市としては公害防止条例を制定すべきだと思いますけれども、再度市長の見解をお尋ねします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

冒頭お答えしたとおりでございます。現在は法と、それから県の条例等で取り締まりを行っておるところでございます。公害の防止条例につきましても検討するという事で御返答をしたわけでございますので、取り組みをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

前向きな検討をされたと思っておりますけれども、検討も検討によって官僚的な答弁と私も思っておりますけれども、市長はしっかりした答弁をいただいたということで、あわせて公害防止条例、これを制定していただきたいと思っております。

この公害防止条例を制定したところは、岩手県の花巻市、これは先進事例がされております。悪臭については、市民の生活環境を損なうおそれのある不快なおいをいうと。悪臭公害については、事業活動に伴って生じる生活環境の侵害に当たって、悪臭によって人的被害をこうむることが悪臭公害なんです。現状さっき言いましたけれども、長くおったらにおいがわからないということにおいては、もう既に感覚障害というのが出ておりますので、そのあたりはしっかり受けとめながら、公害対策については、嬉野市としてしっかり策定をし、市民の意見を聞きながら、アンケートを徴取しながらやっていただきたいと思っております。まず、モデル地区をつくるべきと私は思いますけれども、市長いかがでしょう。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

条例等についてもこれから研究をする段階でございますので、実行の段階につきましてもまだ検討しておりませんので、今のところ答弁はできないということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

この関係については、先進地の事例を参考にしながら公害防止条例というのはどういうものかということで、市長の責務とか、事業の責務等は十分御承知と承知はありますが、そのあたりをしっかりと議論をしてやっていただきたいと思っております。

それから最後に、教育問題をお尋ねしたいと思っております。

先ほど、教育長に何回となくこの問題について所信を述べていただきまして、本当に恐縮と思っておりますけれども、新しく教育長が就任をされまして、私も以前から教育長とは仕事を通じて親しくおつき合いをさせていただきました。感心するのは、毎朝嬉野の中学校の正門前で子供たちのお顔をうかがいながら迎え入れていただいた教育長であると私は鮮明に記憶いたしております。そういうことで、嬉野市の教育行政に対してしっかり地に足を付けて将来担える子供づくりをしていただきたいと思っておりますけれども、きのう新聞に載っておりますけれども、今回の新たな地域と一体となった子供づくり、嬉野市を担える子供づくりというふうなことでモデル地区、嬉野中学校を指定しておりますけれども、具体的にもう一回お尋ねしたいと思っております。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

具体的にということでございますので、少し頭にあるものを話をさせていただきたいと思っておりますが、予算をお願いしております、いわゆるコミュニティースクールの方でございますが、学校運営協議会という組織を立ち上げたいというふうに思っております。いわゆる嬉野市学校運営協議会規則というのをまず教育委員会で決めまして、それに基づいて運営をしていくということになります。そして、全市とはいきませんので、まずこれまで経験がある嬉野中学校をキーポイントにして、そして、学校、家庭、地域の代表者に来ていただいてというふうなことを思っております。

既にここの議員の中にも、例えば、田中議員あたりはクラブ88あたりで、いわゆるボランティアあたりのことで中学生を受け入れていただいておりますので、いわゆる学校に地域の方が来られると同時に子供たちも今度は地域に出ていくと。そして体験活動、子供とともに汗をかくと、汗して働くと、そういった部分でございます。したがって、地域の教育力

をそういった形で高めていくと。同時に保護者の方も来ていただくわけですので、いわゆる保護者の教育力も向上をすると。さらにねらっているところは学校力といいましょうか、そういうものを高めていくというふうなことで、その一番ポイントになるところは学校運営協議会なるものでございます。

したがいまして、本年度まで文科省の委嘱を受けて県のモデル地区として嬉野中がしておりますので、これをこれまでは推進委員会で行ってまいりましたので、正式な運営協議会に切りかえて推進をしていくというふうなことでございます。そして、将来的には嬉野中だけでなく中学校校区の嬉野小学校、轟、ひいては大草野小学校あたりまで含めた形で持って行って、さらには幼・保までつなげる形のものをイメージしております。年齢でいくとゼロ歳から15歳までというふうな形で持って行けたら、いわゆるいろんな意味での今の問題等、地域安全にかかわる、孫を守りたいというふうな安心・安全のまちづくりもできていくんじゃないかというふうなことを模索しているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

これから先、いろいろな教育関係におきましては、制度の改正、法改正等々、今非常に議論深まって、これから先の教育行政についての焦点になってくると私は思っておりますので、しっかり37年間の経験豊富な杉崎教育長が頑張っていたいただきたいと思います。

それから、もう少し時間があります。最後になります。養護学校の関係につきまして、二、三質問していきたいと思っておりますけれども、県の事業ということで具体的答弁は差し控えられると思っておりますが、この養護学校については、平成11年11月9日に嬉野市の養護学校、五町田地区に決定をしたわけです。私は、平成9年の6月議会で養護学校は杵藤地区の中心に誘致すべきであるということで初めて質問に立ちまして、前杉光町長、それから先輩の諸君の議員含めて嬉野、塩田地区の皆様方の一体となった取り組みの効果をいただきながら、現在4月1日開校ということになっております。これまた非常に御苦労していただきました五町田地区の地権者の皆様方、あわせてこの開校に向けての御苦労はひとしおではなかったかと私は思っております。

そういうことで、福祉のまちづくりということで杉光町長元来言われておりましたけれども、大枠のゾーンができてきております。またあわせて、この辺どう答弁いただけるかわかりませんが、養護学校は大体18名新年度入学と言われておりますけれども、周辺地区の養護学校の有効活用という施設の活用について運動場を使用するとか、あるいは校内はどうかかわかりませんが、体育施設の運動場とか、そういった地区については利用できないものだろうかというような周辺地区の要望がっておりますけれども、教育長どのよ

うな見解をお持ちなのか、これは県が示すべきと思いますけれども、お尋ねしたいと思いません。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

議員前提でおっしゃいましたけれども、県立の養護施設でございますので、本来、県の分野でございますけれども、先刻、養護学校の校長さんと接する機会がありましたので、いろいろな形で塩田地区、嬉野地区は非常にスポーツが盛んなところでございますので、例えば具体的な例でいきますと、この図で見ていきますと、グラウンドあたりがどういう状況であるのかと聞きました。そうしますと、説明がそこであったのは、例えば、塩田中学校のようなクレーの全部泥のグラウンドじゃないと、周囲は芝生で固めて、そしてトラックの中だけ砂を入れて、その外側は陸上競技風のグラウンドをつくるんだということでございましたので、普通の義務制の学校のグラウンドとつくり方が違いますよという話を聞きました。

その折に、もし土日等に学校が閉校になっている部分で、例えば、義務制であるとか、地域の方がお借りをするということが可能でしょうかねというふうなことを話したところ、地域の要望等を聞きながら柔軟に対応してみたいと。ただ、一定のルールを持っておりますからということでございましたので、もう少し具体的な部分は行って話を詰めないといけませんけれども、そういう返事をいただいております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

地域の方々の理解をいただいて開校になったわけですので、県の施設であってもやはり地域に還元をしていただきたい。地域があってこそ学校も繁栄するだろうと思っておりますので、そのあたりは含めてお考えいただきたいと思っております。あわせてプールの活用とかそういった部分もありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、開校に伴いまして教職員の配置の問題とか、あるいは町内の失業者、雇用対策の一環ということで、いろんな仕事が地元からありゃせんのかというふうなことで問い合わせがっておりますけれども、地元優先志向を含めてやはり県の方にも要望していただければと思っております。県職員の教育関係におきましては、配置の関係については県の教育局でやりますけれども、雑務的な仕事、その点あわせて申し上げておきたいと思っておりますが、もう一回、その件について教育長の答弁をいただきます。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（杉崎士郎君）

今の問い合わせについてでございますが、本来、教職員の人事等については、現在、真っただ中でありますので、いわゆる地元の教職員が幾ら、出入りが幾らというのは私どもが把握することが現在できません。ただ、今おっしゃいましたような地域の方でお手伝いできるような内容等がある場合には、いわゆるこの用地を利用していただいている関係で、そういう申し入れはぜひ校長あたりにも、県の方にも申し入れはいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

あと7分くらいありますけど。ただ、長時間にわたって4項目質問等をして明快な回答も一部いただいたというふうなことで終わっていきたくと思いますけれども、養護学校の開校を前にして五町田地区の周辺整備もあわせて、しっかりして市の受け入れ態勢を示していただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで西村信夫議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。済みません。

助役から先ほどの答弁に対するの発言の申し出がありましたので、受け付けます。助役。

助役（古賀一也君）

先ほど、西村議員の御質問に対して新幹線の件で答弁をいたしました。

私自身が県の古川知事に会って、県の南西部の振興策と引きかえに同意したというふうなことをお話ししましたけれども、その中でちょっと言葉足らずのところがございますので、当時の杉光町長が入院中でありまして、助役として私、古川知事にお会いをしたわけでありまして、当然、旧塩田町長の杉光町長の意向を確認した上で古川知事にその旨伝えたこととございまして、その部分をつけ加えさせていただきたいと思っております。

議長（山口 要君）

それでは、本日は大変お疲れさまでございました。傍聴者の皆さん方も大変お疲れさまでございました。

午後5時43分 散会